

士幌町障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

「完全参加と平等」
だれもが安心して暮らせる町しほろ

令和6年3月

士 幌 町

目 次

第1章 計画策定の基本事項	……1
1. 計画策定の背景と趣旨	
2. 近年の法制度整備の状況	
3. 計画の位置づけ	
4. 計画の期間	
5. 計画の性格	
6. 計画策定体制及び策定後の進行管理	
7. 計画の基本理念	
8. 計画の推進方針	
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	……11
1. 人口等の状況	
2. 障がいのある人の状況	
3. 障がい者関連団体等の状況	
4. 障がい福祉サービス提供の状況	
5. アンケート調査結果にみる障がい者等の現状	
第3章 施策の基本的方向と取組みの推進	……42
1. 広報・啓発活動	
2. 保健・医療・福祉	
3. 共に育ち合う保育・教育	
4. 雇用・就労の促進	
5. 生活環境等の整備	
第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方	……59
1. 計画の基本理念と基本的な視点	
2. サービス体系の概要	
第5章 障がい福祉サービス・地域生活支援事業等の整備・充実	……62
1. 令和8年度までに達成をめざす数値目標	
2. 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策	
3. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	
4. 町単独その他事業	

第6章 計画の推進体制と進行管理 ……81

1. 計画の周知・啓発
2. 関係機関等の連携
3. 計画の進行管理

資料編 ……84

1. 用語解説
2. 計画策定に伴うアンケートの集計結果
3. パブリックコメントの実施・結果
4. 計画の諮問・答申
5. 計画策定経過
6. 土幌町保健医療福祉総合推進協議会条例
7. 土幌町保健医療福祉総合推進協議会委員名簿
8. 土幌町自立支援協議会名簿

※「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。

第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

少子・高齢化の進行にともない、障がいのある人の高齢化、及び高齢になってから障がいをもつ人の増加、障がいの重度化、障がいのある人を支える家族の高齢化が多く見受けられるようになってきました。また、社会生活が複雑化して心の健康やストレスの問題をはじめ、自閉スペクトラム症や発達障がいなどに対する支援も重要です。

障がいのある人もない人も、共に、地域でいきいきと安心して暮らせるまちを創っていくことは、住民みんなの願いです。また、障がい者は、年齢や、障がいの重さ・部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様なニーズを持っています。

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、市町村は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することが規定されており、土幌町では、「障がい者計画」を策定して、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しているところです。

また、こうした施策のうち、主要なサービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等(自立支援給付・地域生活支援事業)と位置づけられ、市町村や都道府県に実施が義務化されています。

このため、土幌町では、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」にサービスごとの必要量の見込みと確保方策を定め、円滑な提供に努めています。

なお、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法」が施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進が図られているとともに、地域共生社会の実現に向けた様々な法整備が進められており、障がいのある人及びその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

「土幌町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、こうした流れを受けて、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の障がい者施策の新たな指針として策定するものです。

2 近年の法制度整備の状況

障害者基本法施行から53年、障害者自立支援法施行から17年が経過していますが、一人ひとりニーズが異なる障がいのある方への支援制度はまだまだ発展途上にあり、法制度も随時改正されています。

法制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法の施行や障害者総合支援法の改正など、最新の動向に対応する必要があります。

近年の法制度整備の状況

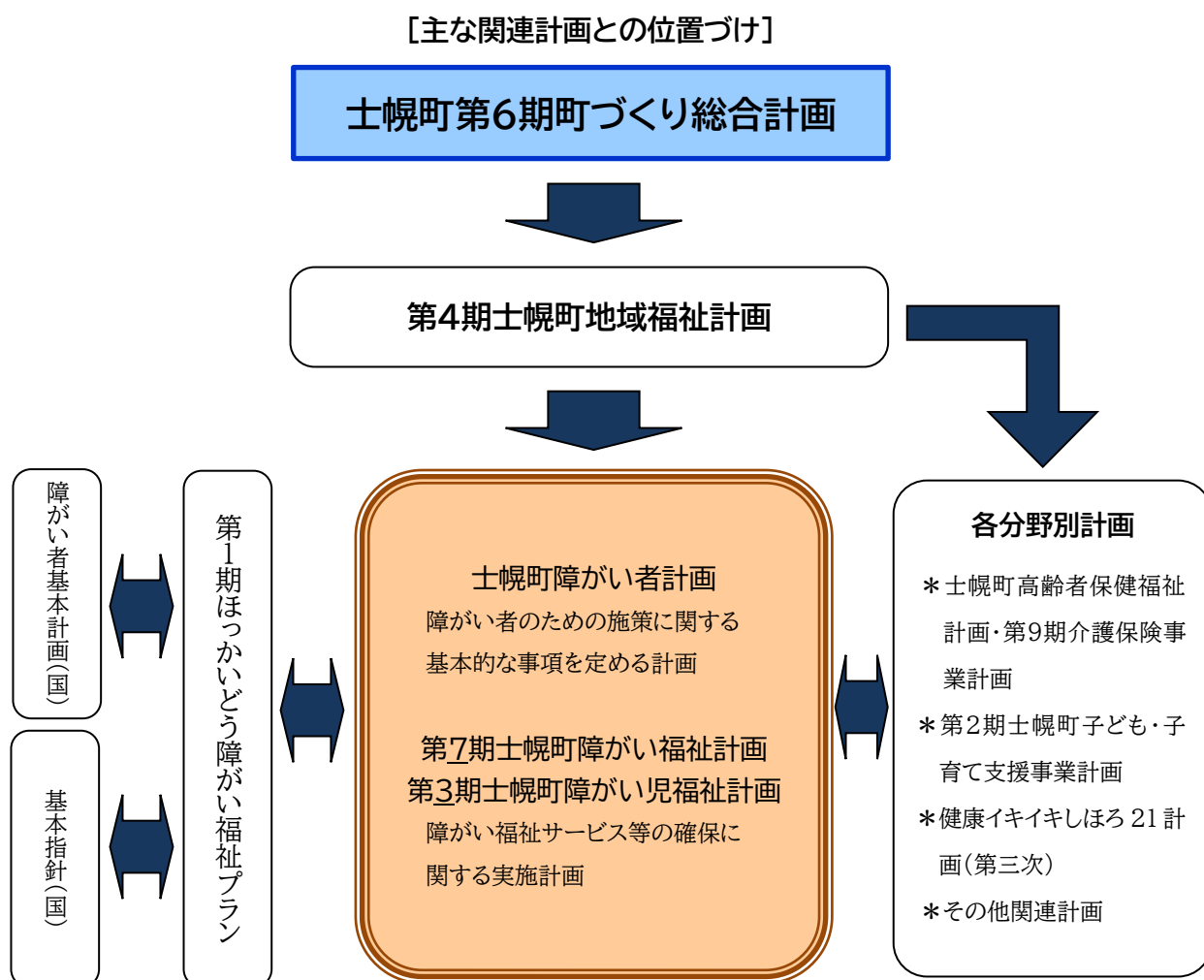
年	法律や制度の整備内容	国
平成 25(2013)年	障害者総合支援法の施行 障害者優先調達推進法の施行	障害者基本計画(第3次)
平成 26(2014)年	障害者権利条約の批准	
平成 27(2015)年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	
平成 28(2016)年	障害者差別解消法の施行 障害者雇用促進法一部施行	
平成 29(2017)年	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画	
平成 30(2018)年	障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 障害者基本計画(第4次計画) 障害者文化芸術活動推進法の施行	障害者基本計画(第4次)
令和元(2019)年	障害者活躍推進プラン公表 読書バリアフリー法の施行	
令和2(2020)年	障害者雇用促進法の改正	
令和3(2021)年	障害者差別解消法の改正 バリアフリー法の改正	
令和4(2022)年	障害者総合支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 精神保健福祉法の改正 児童福祉法の改正 難病法の改正 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法の施行	

3 計画の位置づけ

「士幌町障がい者計画」は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく計画で、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための計画であり、「第7期士幌町障がい福祉計画」「第3期士幌町障がい児福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条・児童福祉法第 33 条の 20 に基づく計画で障がい福祉サービスの提供に関する具体的な方策などを示す実施計画となります。

本計画は、まちづくりの指針である「士幌町第6期町づくり総合計画」の施策を基本とし、地域福祉の指針である「第4期士幌町地域福祉計画」をはじめ関係計画と整合性が保たれた内容とします。

また、策定にあたって国の障がい者基本計画や基本指針、北海道の「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」とも整合性を図りながら、士幌町の障がい者福祉を計画的に推進していくものとします。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

なお、国の動向や制度改正の状況等を考慮し、見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを図っていくものとしています。

H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
士幌町障がい者福祉計画 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			士幌町障がい者福祉計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			士幌町障がい者福祉計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		

5 計画の性格

【障がい者福祉計画】

全ての障がいのある人に対する障がい福祉事業の全般にわたる計画として、障がいのある人が自立して暮らせるまちづくり、地域に住む人が障がいの有無、老若男女を問わず、お互いに支えあうまちづくりを目指した計画として策定するものです。

【障がい福祉計画】

国の定める基本指針に即して、年次ごとに障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、地域生活や一般就労への移行、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

【障がい児福祉計画】

平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられたもので、国の基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項や、年次ごとの必要な見込量を定める計画です。

【障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の一体的策定】

3つの計画は、障がいのある人が自立して生活できるよう地域全体が支えるまちづくりを理念としており、また、連携して事業を行っていく必要があることなどから、整合性を図りつつ調和が保たれたものとして一体的に策定するものです。

6 計画策定体制及び策定後の進行管理

この計画は、地域の実情を十分に反映させるため、障がい者関係団体の代表や各種関係団体の代表、学識経験者、公募の町民をもって構成する「土幌町保健医療福祉総合推進協議会」から答申を受け、策定したものです。

この計画の策定にあたって、障がいのある人の生活実態や障がいに対する地域の理解度や将来の希望を把握し、今後の障がい福祉施策に反映することを目的に、障がいのある人や支援を必要としている人(65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証所持者、難病患者(特定疾患医療給付受給者)、障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用している人)を対象にアンケートを行いました。

また、町民が日常、どのように障がいのある方と関わりを持ち、町として取り組むべき課題をどのように考えているのかを把握するために、18歳以上の町民から280人を無作為抽出したアンケートも行いました。

さらに、庁内の関係課、町内事業所等で構成する「土幌町自立支援協議会」における関係部局等との協議やパブリックコメント(意見公募)を活用し、その意見を踏まえております。

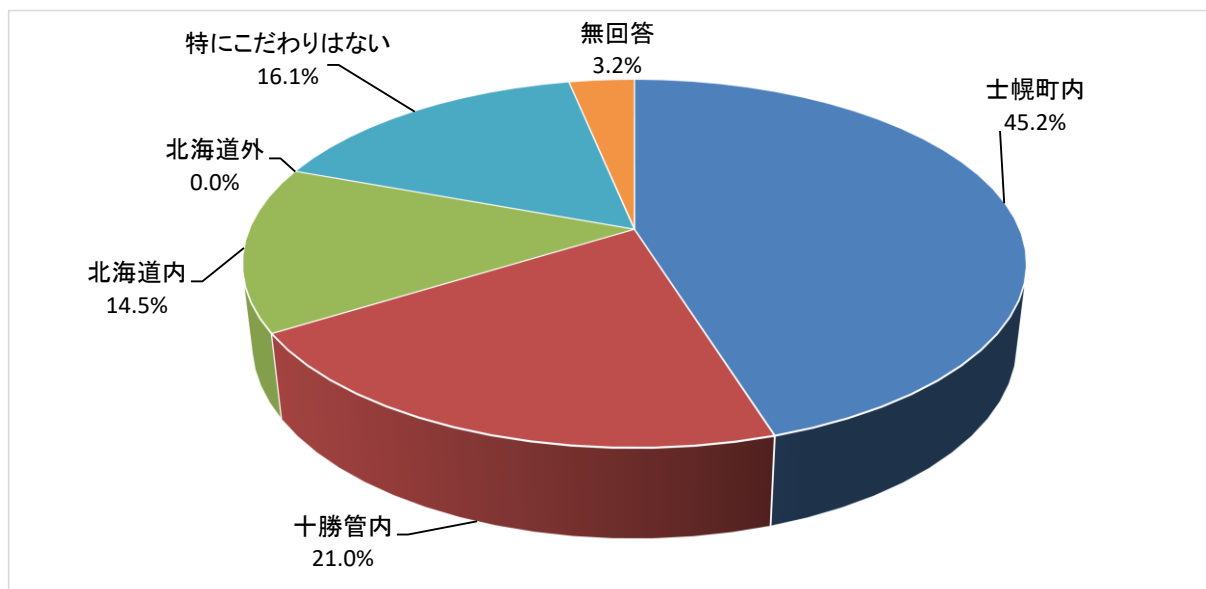
なお、この計画を効率的・計画的に推進していくために、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル(「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」)を取り入れ、「土幌町保健医療福祉総合推進協議会」でこの計画の進捗状況等を定期的に把握し、分析・評価の上、課題がある場合、計画の変更などの対応を講じるとともに、次期計画策定に向けた検討を行います。

7 計画の基本理念

『完全参加と平等』 だれもが安心して暮らせる町しほろ

障害者基本法で規定する基本的理念にあるとおり、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に暮らすことのできる地域社会を実現に向けて施策の推進を図っていきます。

■18歳以上在宅障がい者の居住地の希望 【アンケート送付163人中、62人回答】



士幌町内で生活していきたいと回答した方が45.2%、「十勝管内」が21.0%となっています。

施策分野

施策の方向

1. 広報・啓発活動

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 交流の促進

2. 保健・医療・福祉

- (1) 障がいの原因となる傷病の予防
- (2) 障がいの早期発見・早期療育体制の充実
- (3) 相談支援の充実
- (4) 医療等の充実
- (5) 保健・医療・福祉の連携
- (6) 障がい福祉サービス等の提供と利用者負担の軽減

3. 共に育ち合う保育・教育

- (1) 早期教育の充実
- (2) 障がい児保育と特別支援教育の充実
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 生涯学習の推進

4. 雇用・就労の促進

- (1) 雇用の促進と安定
- (2) 福祉的就労の場と一般就労への移行促進

5. 生活環境等の整備

- (1) やさしいまちづくりと住宅・生活環境の整備促進
- (2) 災害時等の支援に向けた地域づくりの推進
- (3) 感染症に対する備え

8 計画の推進方針

(1)障がいへの理解促進・差別解消

障害者差別解消法が改正され、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより一層求められていますが、現状、障がいのある方は様々な場面で差別や偏見等を感じていることがうかがえます。アンケート調査では、特に学校・職場やスーパーや商店などの商業施設への外出時の人の視線や周囲の人の応対・態度等に差別や偏見等を強く感じているという回答が多くあり、住民の障がい及び障がいのある方に対する理解不足が課題となっています。

本計画では、生活環境の整備を進めていくうえでの重点施策として、障がいへの理解促進・差別解消を掲げ、障がいのある方が地域生活をおくるためにも重要な施策として位置づけます。具体的には、広報や講演会、各種イベントなどで積極的に普及啓発活動を展開していきます。

(2)情報提供や相談支援の充実

障がいのある方やその家族等からの相談に対し、必要な情報を提供し、適切なサービスにつなげることが大切です。そのため、行政・サービス提供事業所・ボランティア団体等の障がいのある方を取り巻く多機関の連携強化と障がい・高齢・子ども子育て・生活困窮・健康等様々な分野が横断的につながる重層的な相談体制づくりの構築を検討します。

また、急速に普及したスマートフォン等による情報利用のしやすさ(情報アクセシビリティ)の向上にも努めていきます。

(3)保健・医療・福祉の連携

日常生活の中で、急病やけが等の緊急時の対応及び医療・健康について不安であるという声や、障がい者施策の中で保健・医療の充実を求める声が多く、緊急時でも対応できる保健・医療のニーズが高いことがうかがえます。障がいの早期発見や障がいのある人の健康維持、重症化防止等を図るため、地域における保健・医療体制の整備が大切です。

また、国において精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が目指されていることから、若いころからのこころの健康づくり対策や精神障がい者への健康相談等の充実に努めていきます。

(4)就労・雇用の促進

企業等で働くために、その人に合った職業や柔軟な勤務形態等、多種多様な働き方の充実が求められていますが、実際には、時短勤務等柔軟に働ける企業や様々な障がいに合った職種の求人が少ない状況です。また、雇用につながっても、職場の人との人間関係が原因となり就労定着につながらないことも課題として挙げられます。

障がい者雇用への理解・啓発の促進やトライアル雇用等による体験・経験の場の充実、職場適応援助者(ジョブコーチ)等による就労定着支援の推進、障がいのある方と企業とのコーディネート機能の充実等に努めていきます。

(5)子どもへの切れ目のない支援の充実

成長や発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもを早期に発見し、支援を行っていくためには、地域における保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携・協力を進めていくとともに、妊産婦や子育て世帯にとって身近な相談先があることが広く認知される必要があります。

このため、関係機関が必要な情報を適宜共有することや重層的な支援に取り組むことで、妊娠期から就学前・就学後も切れ目のない支援が効果的に行われていくよう努めていきます。

(6)障がい者家族の負担軽減

家族を介護や援助することの考え方は様々ですが、負担の程度によっては、心身の健康を損ねたり、介護等に専念することで離職せざるを得なくなるといった場合もあるほか、「家族による介護が望ましい」といった見方もある中、周囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されます。

ヤングケアラーに着目すると、子どもが家族の介護や援助を担う背景には、家庭の経済状況の変化や共働き世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化、子どもの貧困などといった様々な要因があると考えられます。過度な負担や責任を負うことで、子どもらしい成長や学びに影響を及ぼす可能性があり、支援が必要であっても子ども自身にそのことに気づいていないという自覚の問題などから、支援ニーズが表面化しにくい構造となっています。

また、障がいのある方を介助している家族は、介助者自身の健康や、介助者が介助できなくなったときの障がいのある方本人の将来等に不安を感じており、「親亡き後」が問題視されています。障がいのある方が一人でも地域で安心して生活できるよう、地域で障がいのある方の暮らしを支えていけるようなネットワークの構築や障がい福祉サービスの充実等に努めていきます。

(7)災害時の対応

日常生活の中で特に災害時の対応が不安という声が多く、また、災害時に一人で避難できるか不安という人も多くいます。災害時に障がい者家族や職員等が必ず避難の誘導等ができるとは限らないため、地域住民がその地域の障がいのある人を把握し、いざという時に助け合える関係を築いておくことが大切です。

また、災害時の対策として、災害発生時に備えた要配慮者利用施設の対策を強化するとともに、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、避難行動要支援者等に係る避難の支援体制を整備に努めていきます。

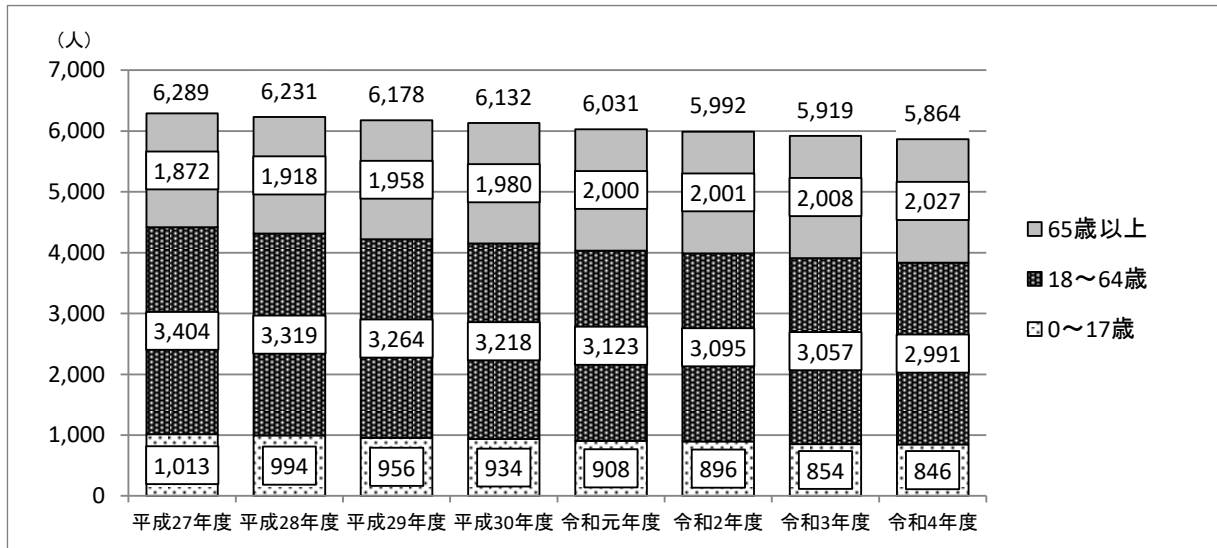
第2章 障がいのある人を

取り巻く現状

1 人口等の状況

(1)人口の推移

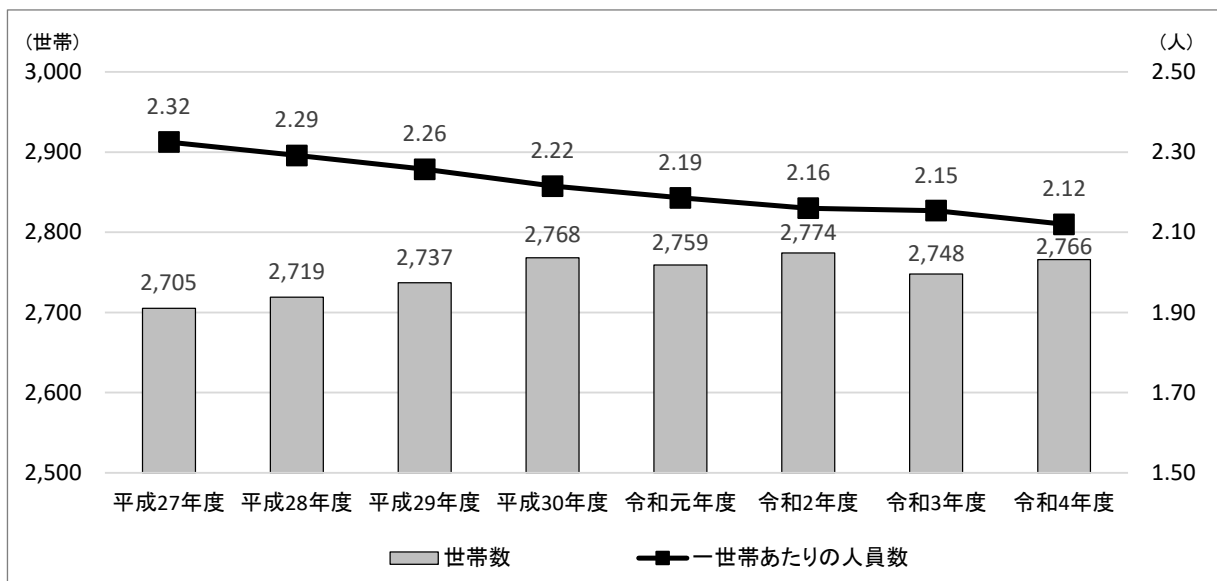
令和4年度の総人口は 5,864 人であり、近年の人口推移はやや減少傾向にあります。年齢階層別の状況では、65 歳以上の人口が増加している一方、0～17 歳、18～64 歳の人口がともに減少しています。



各資料：各年度末現在の住民基本台帳

(2)世帯の推移

世帯数は横ばい傾向、一世帯あたりの人員数は減少傾向が続いており、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。



各資料：各年度末現在の住民基本台帳

2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の状況

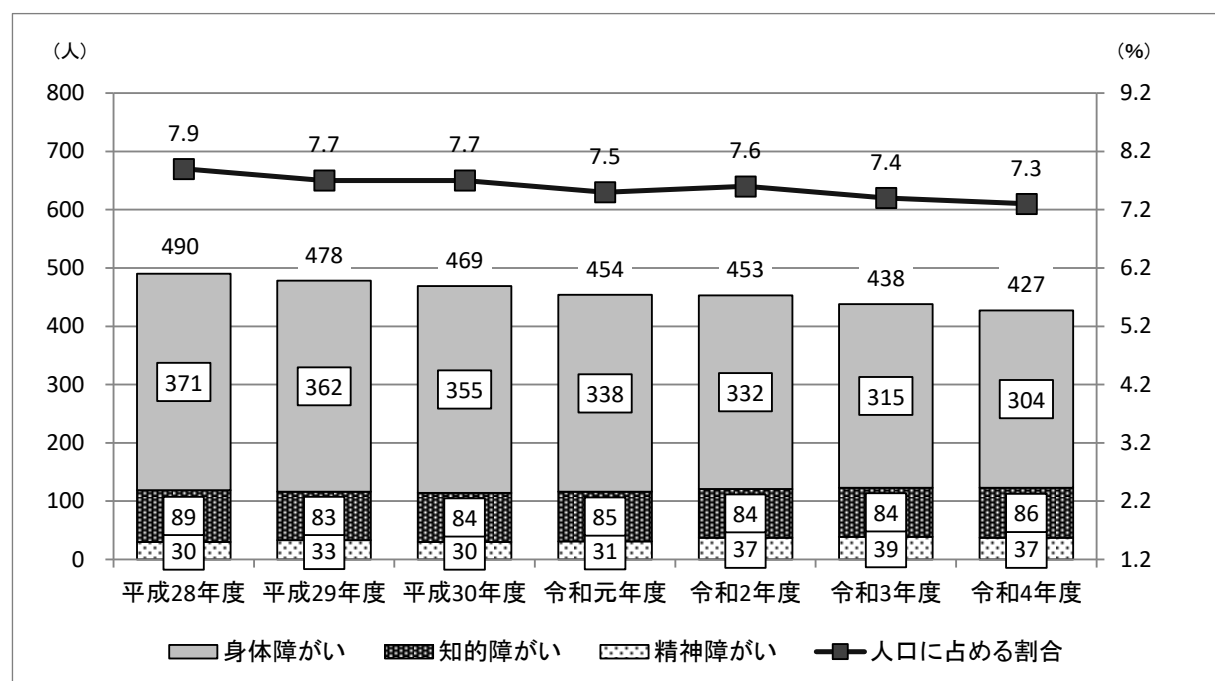
手帳所持者の推移をみると、平成 28 年度から令和 4 年度にかけて、減少傾向となっており、総人口に占める割合は、平成 28 年と比較して令和 4 年度は 0.6 ポイント低い 7.3%となっています。

また、手帳所持者総数に対する割合では、身体障害者手帳所持者が7割以上を占めています。

■総人口に占める手帳所持者数の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総人口	6,231 人	6,178 人	6,132 人	6,031 人	5,992 人	5,919 人	5,864 人
手帳所持者総数	490 人	478 人	469 人	454 人	453 人	438 人	427 人
身体障がい	371 人	362 人	355 人	338 人	332 人	315 人	304 人
知的障がい	89 人	83 人	84 人	85 人	84 人	84 人	86 人
精神障がい	30 人	33 人	30 人	31 人	37 人	39 人	37 人
人口に占める割合	7.9%	7.7%	7.7%	7.5%	7.6%	7.4%	7.3%

資料：住民基本台帳・障害者手帳台帳(各年度末現在)



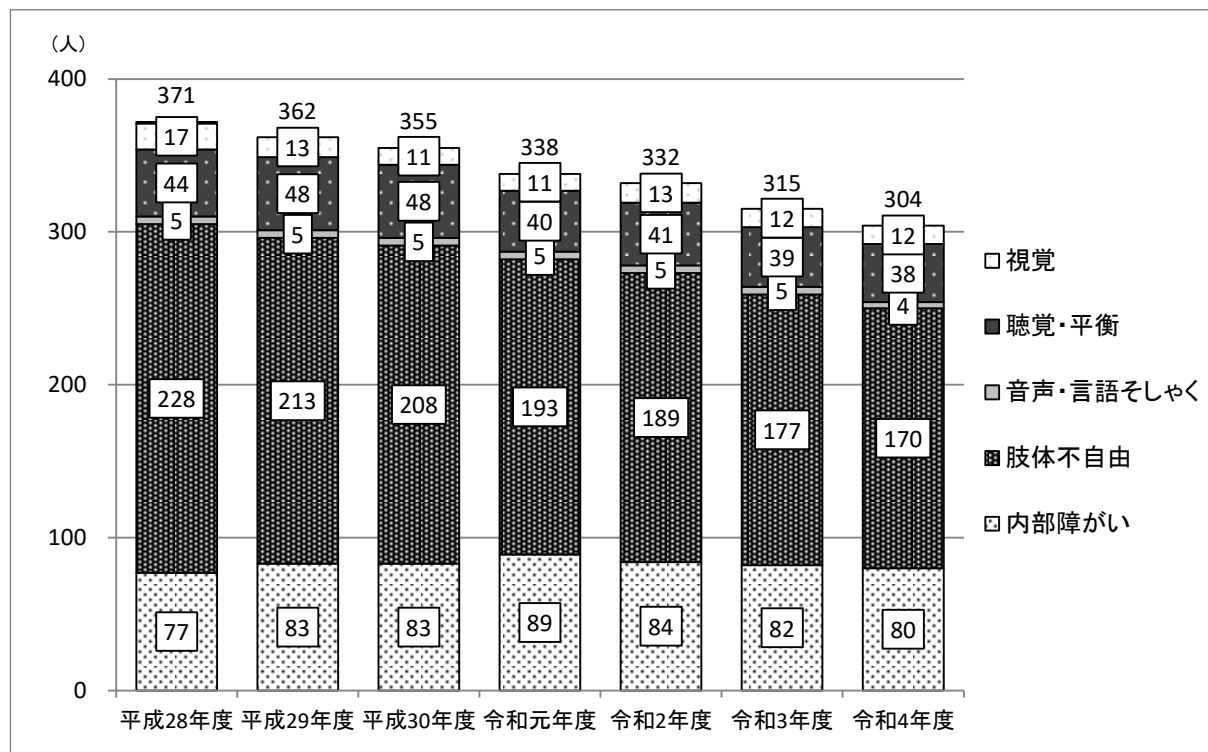
(2)身体障がい状況

障がい部位別の手帳所持状況をみると、各年とも肢体不自由が最も多くなっています。令和4年度では、肢体不自由が170人と全体の56.0%となっています。次に内部障がい80人で26.3%、聴覚・平衡機能障がい38人で12.5%の順となっています。

■身体障害者手帳所持者の障がい部位別の状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	17人	13人	11人	11人	13人	12人	12人
聴覚・平衡	44人	48人	48人	40人	41人	39人	38人
音声・言語そしゃく	5人	5人	5人	5人	5人	5人	4人
肢体不自由	228人	213人	208人	193人	189人	177人	170人
内部障がい	77人	83人	83人	89人	84人	82人	80人
合計	371人	362人	355人	338人	332人	315人	304人

資料：身体障害者手帳台帳（各年度末現在）



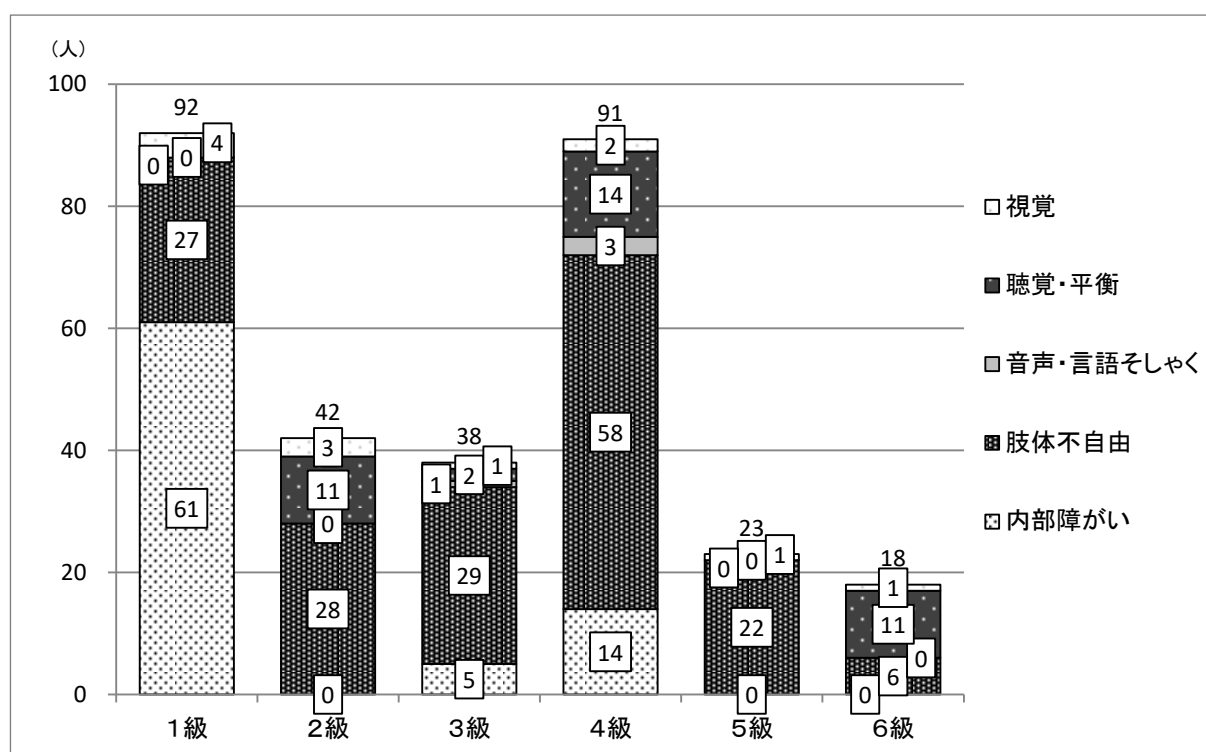
等級別の手帳所持状況をみると、1級の手帳所持者 92 人と全体の 30.3%を占めています。次いで4級が91人(29.9%)、2級が42人(13.8%)の順となっています。

また、等級別・障がい部位別でみると、内部障がいの1級が61人で最も多く、全体の20.1%を占めています。次に、肢体不自由の4級が58人(19.1%)、肢体不自由の3級が29人(9.5%)、肢体不自由の2級が28人(9.2%)の順となっています。

■身体障害者手帳所持者の等級別・障がい部位別の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	4人	3人	1人	2人	1人	1人	12人
聴覚・平衡	0人	11人	2人	14人	0人	11人	38人
音声・言語 そしゃく	0人	0人	1人	3人	0人	0人	4人
肢体不自由	27人	28人	29人	58人	22人	6人	170人
内部障がい	61人	0人	5人	14人	0人	0人	80人
合計	92人	42人	38人	91人	23人	18人	304人

資料：身体障害者手帳台帳(令和4年度末現在)



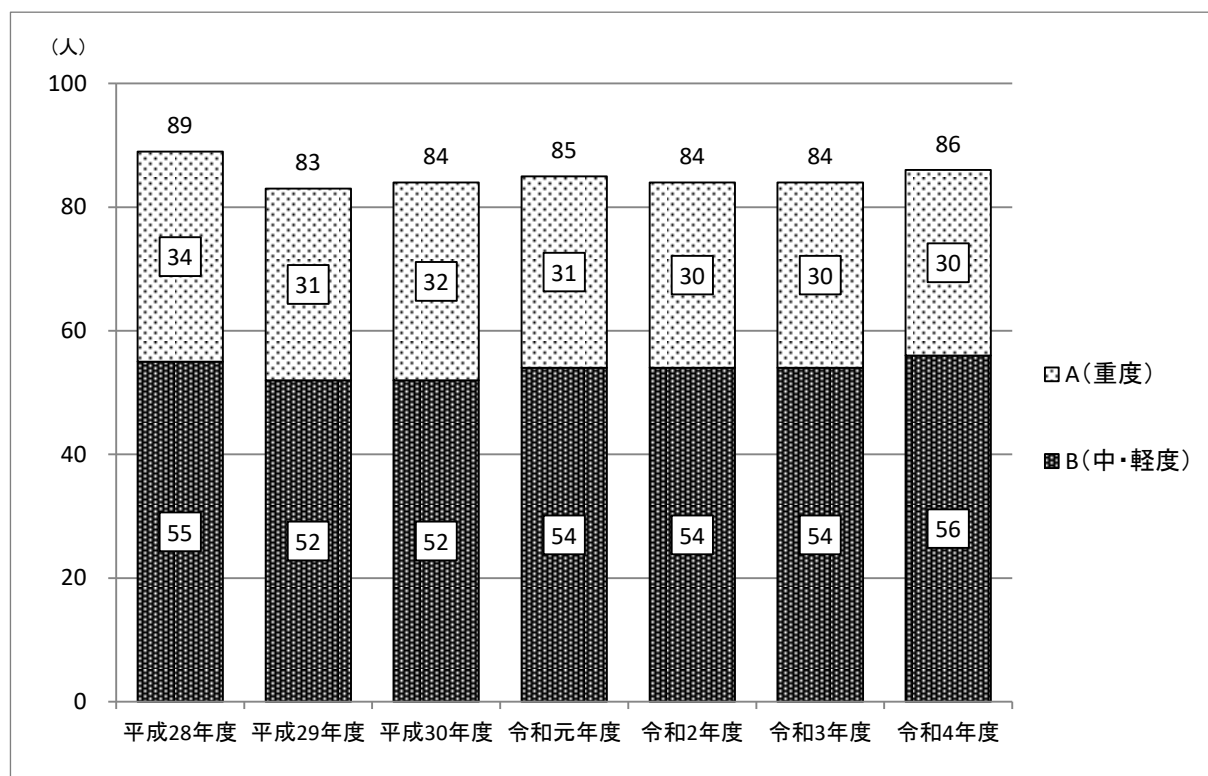
(3)知的障がいの状況

療育手帳所持者の推移をみると、各年ともB(中・軽度)の所持者が多くなっています。令和4年度でみると、A(重度)の所持者の割合が34.9%、B(中・軽度)の所持者の割合が65.1%となっています。

■療育手帳所持者の障がい程度の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A(重度)	34人	31人	32人	31人	30人	30人	30人
B(中・軽度)	55人	52人	52人	54人	54人	54人	56人
合計	89人	83人	84人	85人	84人	84人	86人

資料：療育手帳台帳(各年度末現在)



(4)精神障がい状況

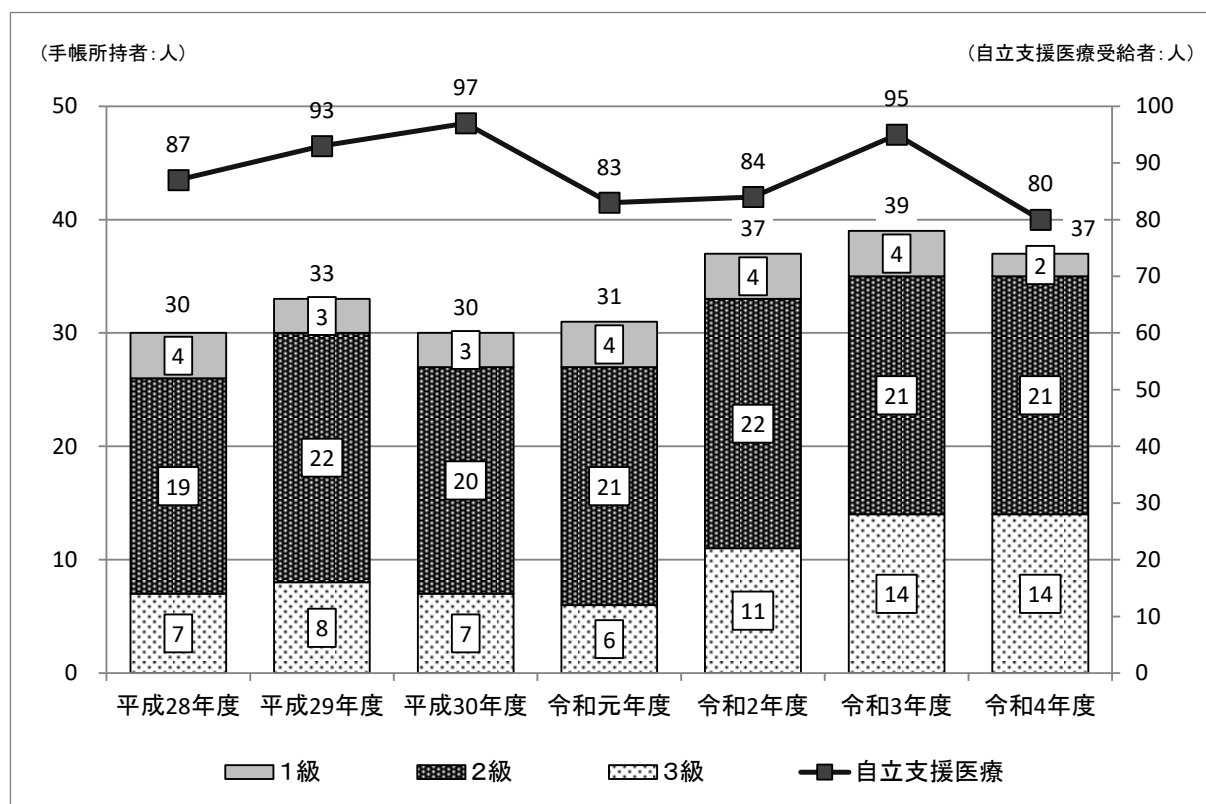
精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況をみると、平成28年度から令和4年度にかけてやや増加傾向となっています。令和4年度でみると、2級の所持者が21人と全体の56.8%を占め、最も多くなっています。

また、精神障がい等で自立支援医療を受けるための受給者証の交付件数は80件となり、手帳の所持はありませんが治療を受けている人が数多くいます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者(精神通院)の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	4人	3人	3人	4人	4人	4人	2人
2級	19人	22人	20人	21人	22人	21人	21人
3級	7人	8人	7人	6人	11人	14人	14人
合計	30人	33人	30人	31人	37人	39人	37人
自立支援医療	87人	93人	97人	83人	84人	95人	80人

資料:精神障害者保健福祉手帳台帳(各年度末現在)



(5)難病患者(特定疾患医療給付受給者)の状況

原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病といいます。治療が極めて困難で、経過が慢性にわたり、介護者への経済的・精神的負担が大きいため、一定の要件を満たす方に医療費が助成されます。平成 27 年に新たな医療費助成制度が始まり、当初 110 疾病が対象疾病でしたが、令和元年 7 月現在では国が定める 333 疾病と北海道が独自に定める 5 疾病が対象疾病となっています。

国が定める 333 疾病に 28 疾病を加えた 361 疾病が、障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスや相談支援等の対象となります。

■特定疾患医療給付費受給者数

区分	平成 25 年度	平成 28 年度	令和元年度
受給者数	54 人	66 人	43 人

資料：十勝総合振興局より

(6)障がい児の状況(18歳未満の手帳所持者の状況)

① 身体障がい児の状況

令和4年度の身体障がい児の手帳所持者を等級別にみると「1級」、「2級」、「4級」となっています。

また、障がい種別でみると「肢体不自由」となっています。

■18歳未満の身体障害者手帳 等級別所持者数

区分	平成 25 年度	平成 28 年度	令和元年度	令和 4 年度
1級	3 人	4 人	1 人	1 人
2級	1 人	2 人	1 人	1 人
3級	0 人	0 人	0 人	0 人
4級	1 人	1 人	1 人	1 人
5級	0 人	0 人	0 人	0 人
6級	1 人	0 人	0 人	0 人
合計	6 人	7 人	3 人	3 人

資料：身体障害者手帳台帳(各年度末現在)

■18歳未満の身体障害者手帳 障がい部位別所持者数

区 分	平成 25 年度	平成 28 年度	令和元年度	令和 4 年度
視覚	0 人	0 人	0 人	0 人
聴覚・平衡	2 人	2 人	0 人	0 人
音声・言語 そしゃく	1 人	0 人	0 人	0 人
肢体不自由	2 人	4 人	3 人	3 人
内部障がい	1 人	1 人	0 人	0 人
合 計	6 人	7 人	3 人	3 人

資料：身体障害者手帳台帳（各年度末現在）

② 18 歳未満の療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者を等級別にみると、A・B共に大きな変動はありません。

区 分	平成 25 年度	平成 28 年度	令和元年度	令和 4 年度
A(重度)	3 人	4 人	3 人	2 人
B(中・軽度)	14 人	19 人	17 人	16 人
合 計	17 人	23 人	20 人	18 人

資料：療育手帳台帳（各年度末現在）

3 障がい者関連団体等の状況

町内の主な障がい者関連団体については、次のとおりです。

団体名	概要
十勝地区身体障害者福祉協会士幌町分会	<p>1 活動目的 身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、会員相互のたすけあいと社会的支援活動を推進し、障がい者の地域福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>2 会員 会員数 41人(令和4年度)</p> <p>3 主な活動 (1)十勝地区身体障がい者スポーツ大会参加 (2)高齢者・障がい者合同大運動会参加 (3)会員交流事業開催 (4)聴覚相談会開催</p>
士幌町ことばを育てる親の会	<p>1 活動目的 ことばに障がいのある子を持つ親や、この問題に関心をもつ父母たちが、お互いに手を結んで悩みや問題を解決するために必要な仕事をするを目的とする。</p> <p>2 会員 会員数 31戸(令和4年度)</p> <p>3 主な活動 (1)学習会 (2)交流会</p>
特定非営利活動法人 士幌町障がい者支援の会	<p>1 活動目的 誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざし、士幌町及び近隣地域に在住する障がい者に対して、社会参加の促進と自立を図るための支援に関する事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 会員(令和4年度) (1)正会員 33人 (2)賛助会員(個人) 215人 (3)賛助会員(団体) 33団体</p> <p>3 主な活動 (1)地域活動支援センターほのぼのホームの運営 (2)日中一時支援事業すずらの家の運営 (3)就労継続支援B型事業所の運営 (4)相談支援事業所の運営 (5)研修会の開催 (6)広報の発行 (7)地域交流</p>

4 障がい福祉サービス提供の状況

(1)第6期における成果目標の達成状況

① 施設入所者の地域生活への移行

区 分	目標値	実績値 (9月末時点)
令和5年度末の施設入所者数	21人	23人
施設入所者削減数	2人	0人
地域生活移行者	2人	0人

施設入所者削減数、地域生活移行者ともに計画期間内における達成は難しい見込みです。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにより入院となった人が早期に退院することを目指し、そのために必要なサービス等の必要量を見込むため、保健・医療・福祉関係者による個別の協議をしました。

③ 障がい者の地域生活を支援する拠点の整備

地域生活支援拠点の整備については、令和2年度から音更町、鹿追町、土幌町で北十勝地域生活支援拠点を整備し、対象者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制を構築しました。

④ 福祉施設利用者の一般就労への移行

区 分		目標値	実績値 (9月末時点)
令和5年度末	一般就労移行者	1人	2人
	就労移行支援事業所利用者	1人	1人

一般就労移行者2名の内1名が、就労移行支援事業所を利用し、一般就労へ移行しています。

第7期計画については、2名以上の一般就労への移行を目指します。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

平成30年度にこども発達相談センターにおいて相談支援事業所を立ち上げ相談支援体制を構築し、令和元年度に保育所等訪問支援の実施を始めました。

土幌町地域ケア会議(自立支援協議会)において、協議の場を設置し、関係機関の支援の現状や課題について協議を行いました。

(2)第6期における障がい福祉サービス等の目標値と実績値(見込み値)

本町における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供の状況は以下のとおりとなっています。

■障がい福祉サービス等の目標値と実績値(見込み)

(1か月あたり)

サービス種別		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績見込
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援	5人	6人	5人	6人	5人	6人
		110時間	239時間	110時間	239時間	110時間	239時間
日中活動系サービス	生活介護	28人	27人	28人	29人	28人	29人
		644日	574日	644日	603日	644日	603日
	自立訓練(機能訓練)	1人	0人	1人	0人	1人	0人
		5日	0日	5日	0日	5日	0日
	自立訓練(生活訓練)	1人	0人	1人	0人	1人	0人
		5日	0日	5日	0日	5日	0日
	就労移行支援	2人	1人	2人	0人	2人	1人
		40日	21日	40日	4日	40日	20日
	就労継続支援(A型)	3人	2人	3人	1人	3人	2人
		60日	22日	60日	18日	60日	40日
	就労継続支援(B型)	25人	24人	25人	28人	25人	28人
		500日	433日	500日	476日	500日	600日
	就労定着支援	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	療養介護	2人	2人	2人	2人	2人	2人
短期入所(福祉型)	3人	0人	3人	1人	3人	2人	
	24日	1日	24日	2日	24日	16日	
居住系サービス	自立生活援助	1人	1人	1人	0人	1人	1人
	共同生活援助	18人	22人	19人	23人	20人	23人
	施設入所支援	21人	22人	20人	23人	19人	23人
相談支援	計画相談支援	5人	8人	5人	8人	5人	8人
	地域移行支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	地域定着支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人

※施設入所支援については、地域移行を進める観点から減少することが目標となっています。

サービス種別		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績見込
障がい児 通所支援	児童発達支援	15人	20人	15人	18人	15人	18人
		60日	56日	60日	48日	60日	60日
	医療型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0日	0日	0日	0日	0日	0日
	放課後等デイサービス	38人	33人	38人	31人	38人	38人
		152日	94日	152日	81日	152日	152日
	保育所等訪問支援	3人	3人	3人	2人	3人	3人
		6日	5日	6日	2日	6日	6日
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	0日	0日	0日	0日	0日	0日	
	障がい児相談支援	15人	12人	15人	6人	15人	15人
地域生活 支援事業	障がい者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	成年後見人制度利用支援事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	意思疎通支援事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	日常生活用具給付等事業	187件	171件	199件	121件	211件	177件
	移動支援事業	5人	3人	5人	3人	5人	5人
		350時間	336時間	350時間	300時間	350時間	350時間
	地域活動支援センター(基礎的事業)	1か所	2か所	1か所	3か所	1か所	3か所
		5人	4人	5人	3人	5人	5人
	日中一時支援事業	27人	22人	27人	21人	27人	25人
	生活サポート事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人
訪問入浴サービス事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人	
自動車改造助成事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人	
町単独そ の他事業	障がい者等訓練通所費助成事業	38人	33人	38人	33人	38人	35人
	軽度難聴児補聴器支給事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人

※ 実績・実績見込については、年間の利用数(人・日・時間)を12月で除した数

5 アンケート調査結果にみる障がい者等の現状

(1)調査仕様

- ・調査地域 土幌町全域
- ・調査対象 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者(特定疾患医療給付受給者)、一般町民、町内企業
- ・調査方法 郵送配布・郵送回収
- ・調査時期 令和5年2月～3月

(2)回収結果

配布別	配布数	回収数	回収率(%)
18歳以上	163	62	38.0%
児童	71	30	42.3%
一般町民	280	114	40.7%
企業	100	45	45.0%
計	614	251	40.9%

(3)結果の表示

- ・百分比はnを 100%として算出し、本文及び図表中では原則として小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示した。このため、百分比の合計が 100%に満たない場合や上回る場合があります。
- ・図表によっては「無回答」の表示を省略する場合があります。
- ・本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化してあります。
- ・過去の調査の際に同様の質問を行っていた場合、経年比較を行っています。

(4)調査結果の概要

①18歳以上

I. 就労の状況について

◆障がい者の就労支援として必要だと思うこと

○全体では、「職場の障がい者理解」が54.8%で最も高く、次いで、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること(45.2%)」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮(33.9%)」と続いています。

○障がい区分、性別、年齢別をみても、すべての項目で、「職場の障がい者理解」が最も高くなっています。

	割合(%)										
	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	職場の障がい者理解	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	職場で介助や援助等が受けられること	携就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業のニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他
全体	27.4	16.1	33.9	11.3	54.8	45.2	25.8	21.0	16.1	29.0	3.2
身体障がい者	31.6	31.6	31.6	15.8	63.2	42.1	15.8	5.3	10.5	21.1	0.0
知的障がい者	36.4	22.7	27.3	9.1	50.0	36.4	45.5	31.8	22.7	36.4	4.5
精神障がい者	30.8	7.7	46.2	7.7	76.9	69.2	15.4	23.1	15.4	23.1	0.0
男性	36.1	22.2	25.0	13.9	50.0	41.7	27.8	19.4	22.2	22.2	5.6
女性	16.0	8.0	48.0	8.0	64.0	52.0	24.0	20.0	8.0	36.0	0.0
18～39歳	28.6	14.3	57.1	14.3	92.9	71.4	42.9	35.7	28.6	42.9	0.0
40～59歳	24.4	14.6	24.4	9.8	41.5	39.0	19.5	14.6	9.8	22.0	4.9
60歳以上	50.0	33.3	50.0	16.7	66.7	33.3	33.3	16.7	33.3	33.3	0.0

II. 障がい福祉サービスについて

◆障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望すること

○全体では、「特にない」が32.3%で最も高くなっています。

○障がい区分、性別、年齢別の希望することは、「特にない」を除くと、「サービスの内容がよくわからないので、もっと情報がほしい」、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」、「利用者負担が大きいので助成してほしい」の項目が高くなっています。

	割合(%)						
	サービスの内容がよくわからないので、もっと情報がほしい	どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい	利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい	利用者負担が大きいので助成してほしい	サービスの質を向上してほしい	その他	特にない
全体	30.6	21.0	22.6	17.7	17.7	1.6	32.3
身体障がい者	26.3	31.6	21.1	21.1	10.5	0.0	42.1
知的障がい者	31.8	9.1	31.8	18.2	22.7	0.0	31.8
精神障がい者	30.8	23.1	15.4	30.8	15.4	0.0	15.4
男性	30.6	19.4	25.0	22.2	16.7	0.0	38.9
女性	32.0	24.0	20.0	12.0	16.0	4.0	24.0
18～39歳	50.0	21.4	42.9	21.4	14.3	7.1	21.4
40～59歳	29.3	24.4	17.1	19.5	17.1	0.0	34.1
60歳以上	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0	50.0

Ⅲ. 悩みや相談について

◆悩みや困ったことの相談先

○全体では、「家族や親せき」が56.5%で最も高くなっています。

○障がい区分、性別、年齢別をみても、ほとんどの項目で「家族や親せき」が高いが、知的障がい者は「施設の支援員」、60歳以上は「かかりつけ医療機関の医師や看護師など」が最も高くなっています。

	割合(%)												
	家族や親せき	友人・知人	近所の人	町の相談窓口	介護保険のケアマネージャー	民生委員・児童委員	職場の上司や同僚	施設の支援員	ホームヘルパーなどサービス事業所の人	計画相談員(相談支援事業所)	かかりつけ医療機関の医師や看護師など	その他	相談する人はいない
全体	56.5	22.6	1.6	4.8	6.5	0.0	9.7	32.3	4.8	9.7	14.5	1.6	9.7
身体障がい者	63.2	31.6	0.0	5.3	5.3	0.0	5.3	5.3	5.3	0.0	10.5	0.0	15.8
知的障がい者	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	63.6	9.1	22.7	0.0	4.5	13.6
精神障がい者	84.6	23.1	7.7	15.4	7.7	0.0	7.7	15.4	0.0	0.0	46.2	0.0	0.0
男性	41.7	11.1	0.0	2.8	5.6	0.0	5.6	38.9	8.3	11.1	11.1	2.8	8.3
女性	76.0	40.0	4.0	8.0	4.0	0.0	12.0	20.0	0.0	4.0	20.0	0.0	12.0
18～39歳	64.3	28.6	0.0	7.1	0.0	0.0	7.1	28.6	0.0	7.1	14.3	0.0	14.3
40～59歳	56.1	22.0	2.4	4.9	4.9	0.0	9.8	34.1	7.3	9.8	12.2	2.4	7.3
60歳以上	33.3	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	33.3	0.0	16.7

IV. 災害時の避難などについて

◆火事や地震、風水害などの災害時に困ること

- 全体では、「治療や投薬が受けられない」が48.4%で最も高くなっています。
- 障がい区分、性別、年齢別をみても、ほとんどの項目で「治療や投薬が受けられない」が高いが、身体障がい者及び60歳以上は「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、知的障がい者は「安全なところまで、一人で避難することができない」が最も高くなっています。

	割合(%)								
	治療や投薬が受けられない	補装具や日常生活用具の使用が困難になる	救助を求めることができない	安全なところまで、一人で避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲と容易に意思疎通ができない	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	その他	特にない
全体	48.4	14.5	8.1	32.3	14.5	25.8	38.7	4.8	14.5
身体障がい者	57.9	31.6	21.1	47.4	26.3	31.6	63.2	0.0	5.3
知的障がい者	31.8	13.6	4.5	36.4	18.2	31.8	22.7	4.5	18.2
精神障がい者	61.5	15.4	0.0	23.1	0.0	23.1	53.8	15.4	7.7
男性	47.2	19.4	11.1	36.1	19.4	33.3	30.6	0.0	16.7
女性	52.0	8.0	4.0	28.0	8.0	16.0	52.0	12.0	8.0
18～39歳	50.0	21.4	0.0	14.3	14.3	7.1	42.9	7.1	14.3
40～59歳	48.8	14.6	12.2	39.0	14.6	31.7	36.6	4.9	14.6
60歳以上	50.0	0.0	0.0	33.3	16.7	33.3	50.0	0.0	0.0

V. 今後の生活と障がい福祉について

◆障がい者が安心して生活していくために、どのような支援があればよいか

○全体では、「相談対応等の充実」が58.1%で最も高くなっています。

○障がい区分、性別、年齢別をみても、ほとんどの項目で「相談対応等の充実」が高いが、知的障がい者は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、精神障がい者は「安心して就労できる場の確保」、60歳以上は「障がい者に適した住居の確保」が最も高くなっています。

	割合(%)											
	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	安心して就労できる場の確保	コミュニケーションやタクシー助成券の交付など移動手段の充実・支援	その他	特になし
全体	32.3	38.7	41.9	16.1	51.6	58.1	24.2	30.6	40.3	27.4	1.6	9.7
身体障がい者	42.1	36.8	52.6	26.3	63.2	68.4	31.6	36.8	36.8	36.8	0.0	5.3
知的障がい者	22.7	45.5	50.0	13.6	36.4	50.0	27.3	31.8	36.4	22.7	0.0	22.7
精神障がい者	7.7	23.1	7.7	7.7	53.8	53.8	15.4	30.8	61.5	30.8	0.0	7.7
男性	36.1	44.4	41.7	19.4	52.8	55.6	30.6	33.3	30.6	27.8	0.0	13.9
女性	24.0	28.0	40.0	8.0	52.0	60.0	16.0	28.0	52.0	24.0	4.0	4.0
18～39歳	28.6	21.4	35.7	14.3	57.1	57.1	21.4	35.7	35.7	28.6	7.1	7.1
40～59歳	34.1	41.5	43.9	17.1	58.5	58.5	29.3	31.7	46.3	29.3	0.0	9.8
60歳以上	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0	50.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7

②児童

I. 相談について

◆悩みや困ったことの相談先

○全体では、「家族・親族」が80.0%で最も高くなっています。

○所属、性別をみても、ほとんどの項目で「家族・親族」が高いが、小学校は「こども発達相談センターの職員」も最も高くなっています。

	割合(%)										
	家族・親族	障がいや発達課題のあるお子さんの保護者	かかりつけの病院	保育所・こども園・学校の先生	こども発達相談センターの職員	町の相談窓口	相談支援専門員	日中一時支援事業所の職員	民生委員・児童委員	その他	相談したことがない
全体	80.0	26.7	26.7	60.0	70.0	10.0	3.3	13.3	0.0	3.3	0.0
保育所・こども園	100.0	0.0	0.0	71.4	71.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小学校	81.3	25.0	31.3	62.5	81.3	12.5	0.0	12.5	0.0	6.3	0.0
中学校	80.0	60.0	40.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
男性	81.0	28.6	28.6	61.9	71.4	14.3	4.8	9.5	0.0	4.8	0.0
女性	77.8	22.2	22.2	55.6	66.7	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0

Ⅱ. 障がい福祉サービスについて

◆障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望すること

○全体では、「特にない」が46.7%で最も高くなっています。

○所属、性別をみても、ほとんどの項目で「特にない」が高いが、中学校及び女性は「サービスの内容がよくわからないので、もっと情報がほしい」が最も高くなっています。

	割合(%)						
	サービスの内容がよくわからないので、もっと情報がほしい	どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい	利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい	利用者負担が大きいため助成してほしい	サービスの質を向上してほしい	その他	特にない
全体	36.7	26.7	16.7	3.3	23.3	10.0	46.7
保育所・こども園	28.6	14.3	14.3	14.3	28.6	0.0	57.1
小学校	25.0	18.8	6.3	0.0	12.5	12.5	50.0
中学校	60.0	40.0	20.0	0.0	40.0	0.0	40.0
男性	33.3	23.8	23.8	4.8	19.0	9.5	52.4
女性	44.4	33.3	0.0	0.0	33.3	11.1	33.3

Ⅲ. 今後の生活と障がい福祉について

◆お子さんが安心して生活していくために、どのような支援があればよいか

○全体では、「安心して就労できる場の確保」が63.3%で最も高くなっています。

○所属、性別をみても、ほとんどの項目で「安心して就労できる場の確保」が高いが、保育所・こども園は「コミュニケーションについての支援」が最も高くなっています。

	割合(%)											
	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	安心して就労できる場の確保	移動手段の充実・支援	コミュニケーションについての支援	その他
全体	6.7	16.7	10.0	26.7	36.7	33.3	33.3	46.7	63.3	23.3	3.3	13.3
保育所・こども園	14.3	14.3	14.3	28.6	28.6	28.6	14.3	57.1	28.6	14.3	0.0	0.0
小学校	6.3	12.5	6.3	25.0	25.0	25.0	31.3	50.0	68.8	18.8	0.0	18.8
中学校	0.0	20.0	0.0	0.0	60.0	60.0	40.0	20.0	80.0	20.0	0.0	20.0
男性	4.8	19.0	14.3	33.3	38.1	38.1	33.3	42.9	61.9	28.6	4.8	9.5
女性	11.1	11.1	0.0	11.1	33.3	22.2	33.3	55.6	66.7	11.1	0.0	22.2

IV. ご家族の支援について

◆あなたを含む家族に、どのような支援が必要か

○全体では、「相談など家族への支援」が60.0%で最も高くなっています。

○所属、性別では、「相談など家族への支援」に加え、「家族の体を休ませるための支援(レスパイトケア)」、「就学援助などの経済的支援」の項目が高くなっています。

	割合(%)					
	家族の体を休ませるための支援(レスパイトケア)	相談など家族への支援	保護者・兄弟姉妹どうしの交流	障がい、発達課題や利用できる障がい福祉サービスなどの支援について学び考える機会	就学援助などの経済的支援	その他
全体	26.7	60.0	3.3	30.0	33.3	3.3
保育所・こども園	42.9	42.9	14.3	14.3	42.9	0.0
小学校	25.0	68.8	0.0	31.3	25.0	0.0
中学校	0.0	60.0	0.0	40.0	40.0	20.0
男性	28.6	61.9	4.8	19.0	33.3	0.0
女性	22.2	55.6	0.0	55.6	33.3	11.1

③一般町民

I. 障害者差別解消法について

◆障がいのある人とない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会をつくるためには、どのようなことが必要か

○全体では、「建物・設備などが障がい者にも利用しやすいよう改善する」が57.9%で最も高く、次いで、「障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する(52.6%)」、「障がいのない人が障がいについての理解を深められるよう、情報提供を充実する／子ども園・保育園生活や学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する(49.1%)」と続いています。

○性別、年齢別をみても、すべての項目で、「建物・設備などが障がい者にも利用しやすいよう改善する」が最も高くなっています。

	割合(%)											
	障がいのある人とない人が交流する機会を設ける	障がいのない人が障がいについての理解を深められるよう、情報提供を充実する	子ども園・保育園生活や学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する	障がいのある子どもとない子どもの交流教育を充実する	障がい者へのボランティア活動を活発にする	障がい者がさまざまな活動に参加できるよう周囲の人が誘いの声をかける	障がい者が外出しやすいよう、外出の介助等を充実する	障がい者が外出しやすいよう、外出の介助等を充実する	建物・設備などが障がい者にも利用しやすいよう改善する	障がい者が自分からすすんで行動できるような環境を整備する	障がい者の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する	その他
全体	37.7	49.1	49.1	34.2	24.6	21.1	33.3	57.9	37.7	52.6	4.4	12.3
男性	39.2	45.1	47.1	29.4	27.5	21.6	29.4	51.0	37.3	47.1	7.8	15.7
女性	37.1	53.2	51.6	38.7	22.6	21.0	37.1	64.5	38.7	58.1	1.6	8.1
18～39歳	33.3	54.2	58.3	41.7	29.2	12.5	25.0	58.3	37.5	41.7	12.5	8.3
40～59歳	28.6	42.9	42.9	21.4	21.4	14.3	26.2	50.0	23.8	50.0	0.0	21.4
60歳以上	48.9	51.1	48.9	42.6	25.5	31.9	42.6	63.8	48.9	59.6	4.3	6.4

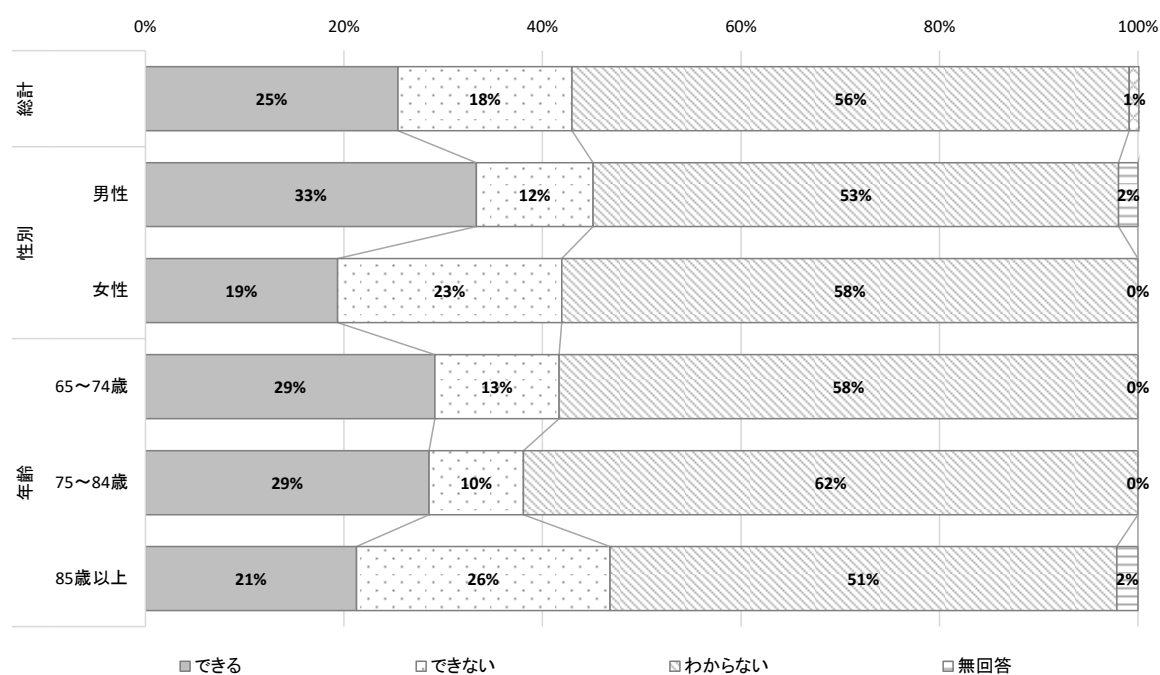
Ⅱ. 大規模災害時の対応について

◆「災害時に近所の方の避難支援ができる」割合について

○「男性(33.3%)」と比べて「女性(19.4%)」の方が、割合が低くなっています。

○「65～74歳(29.2%)」、「75～84歳(28.6%)」と比べて「85歳以上(21.3%)」の方が、割合が低くなっています。

	割合(%)			
	できる	できない	わからない	無回答
全体	25.4	17.5	56.1	0.9
男性	33.3	11.8	52.9	2.0
女性	19.4	22.6	58.1	0.0
65～74歳	29.2	12.5	58.3	0.0
75～84歳	28.6	9.5	61.9	0.0
85歳以上	21.3	25.5	51.1	2.1



◆災害時に支援できない理由

○全体では、「対応がわからない」が 60.0%で最も高く、次いで、「支援が必要な家族が自分自身にもいるから(30.0%)」、「その他(25.0%)」と続いています。

○性別、年齢別をみると、「対応がわからない」に加えて、「自分自身、避難場所がわからない」、「その他」の項目が高くなっています。

	割合(%)				
	支援が必要な家族が自分自身にもいるから	本人や家族が支援を求めているから	対応がわからない	自分自身、避難場所がわからない	その他
全体	30.0	5.0	60.0	15.0	25.0
男性	16.7	16.7	83.3	0.0	16.7
女性	35.7	0.0	50.0	21.4	28.6
18～39 歳	33.3	0.0	33.3	0.0	66.7
40～59 歳	25.0	0.0	50.0	50.0	25.0
60 歳以上	25.0	8.3	66.7	8.3	16.7

Ⅲ. ひきこもりについて

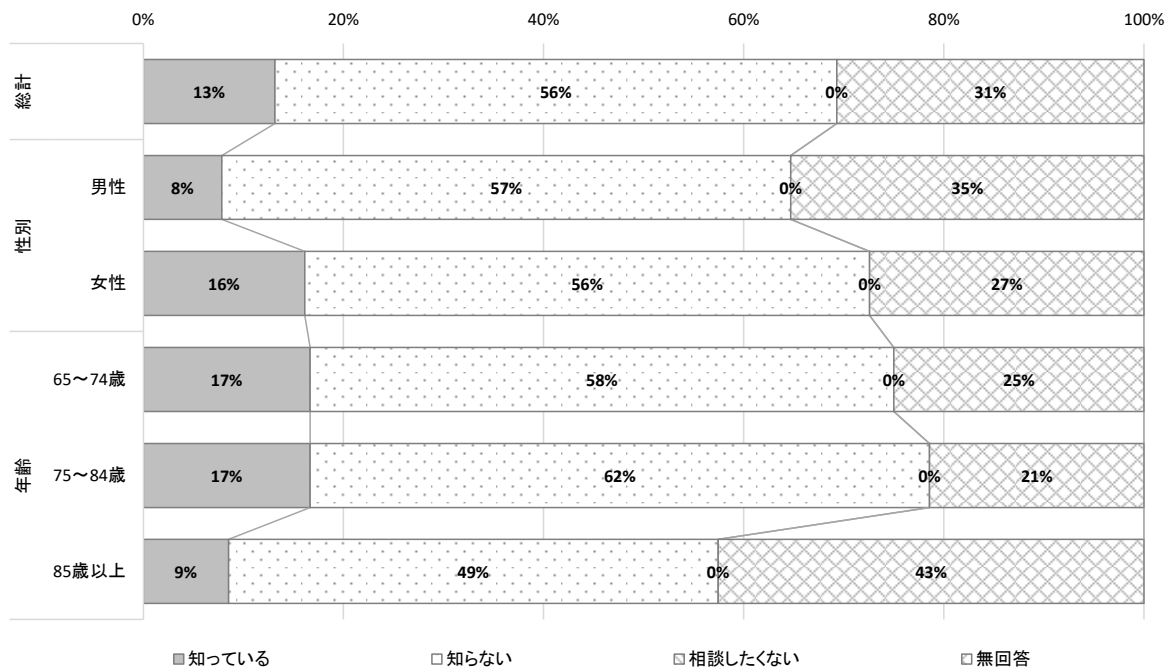
◆「ひきこもりに関する相談先を知っている」割合について

○「女性(16.1%)」と比べて「男性(7.8%)」の方が、割合が低くなっています。

○「65～74 歳(16.7%)」、「75～84 歳(16.7%)」と比べて「85 歳以上(8.5%)」の方が、割合が低くなっています。

○すべての項目で「相談したくない」は 0.0%となっています。

	割合(%)			
	知っている	知らない	相談したくない	無回答
全体	13.2	56.1	0.0	30.7
男性	7.8	56.9	0.0	35.3
女性	16.1	56.5	0.0	27.4
65～74 歳	16.7	58.3	0.0	25.0
75～84 歳	16.7	61.9	0.0	21.4
85 歳以上	8.5	48.9	0.0	42.6



◆ひきこもりについて知っている相談先

○「土幌町役場保健福祉課」が 66.7%で最も高く、次いで、「北海道のひきこもり成年相談センター／当事者や保護者の会など(33.3%)」、「医療機関(26.7%)」と続いています。

○性別、年齢別をみても、すべての項目で、「土幌町役場保健福祉課」が最も高くなっています。

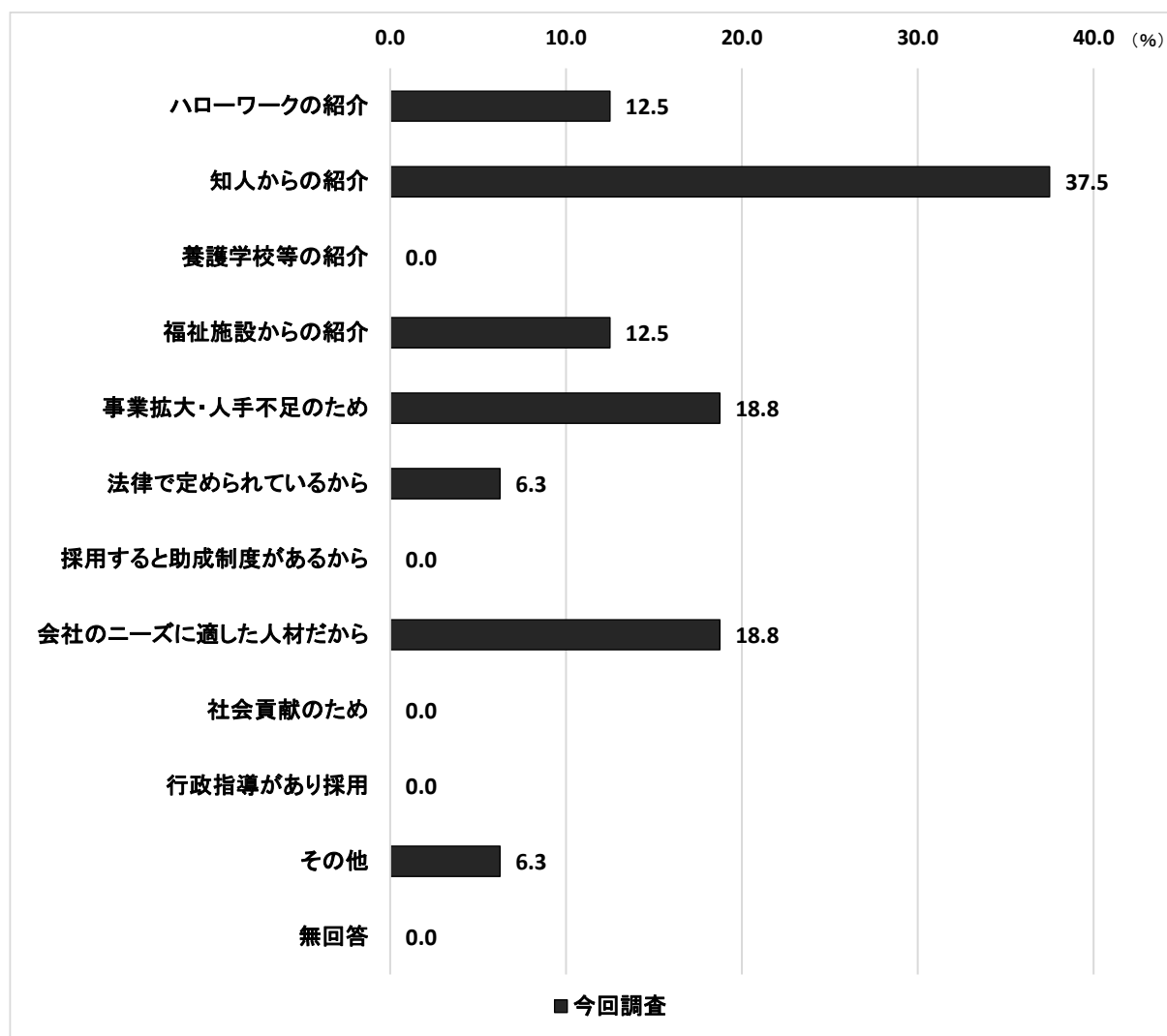
	割合(%)			
	土幌町役場保健福祉課	北海道のひきこもり成年相談センター	医療機関	当事者や保護者の会など
全体	66.7	33.3	26.7	33.3
男性	75.0	50.0	25.0	25.0
女性	60.0	30.0	30.0	30.0
18～39 歳	100.0	50.0	25.0	50.0
40～59 歳	57.1	28.6	28.6	28.6
60 歳以上	50.0	25.0	25.0	25.0

④企業

I. 障がいのある方の採用について

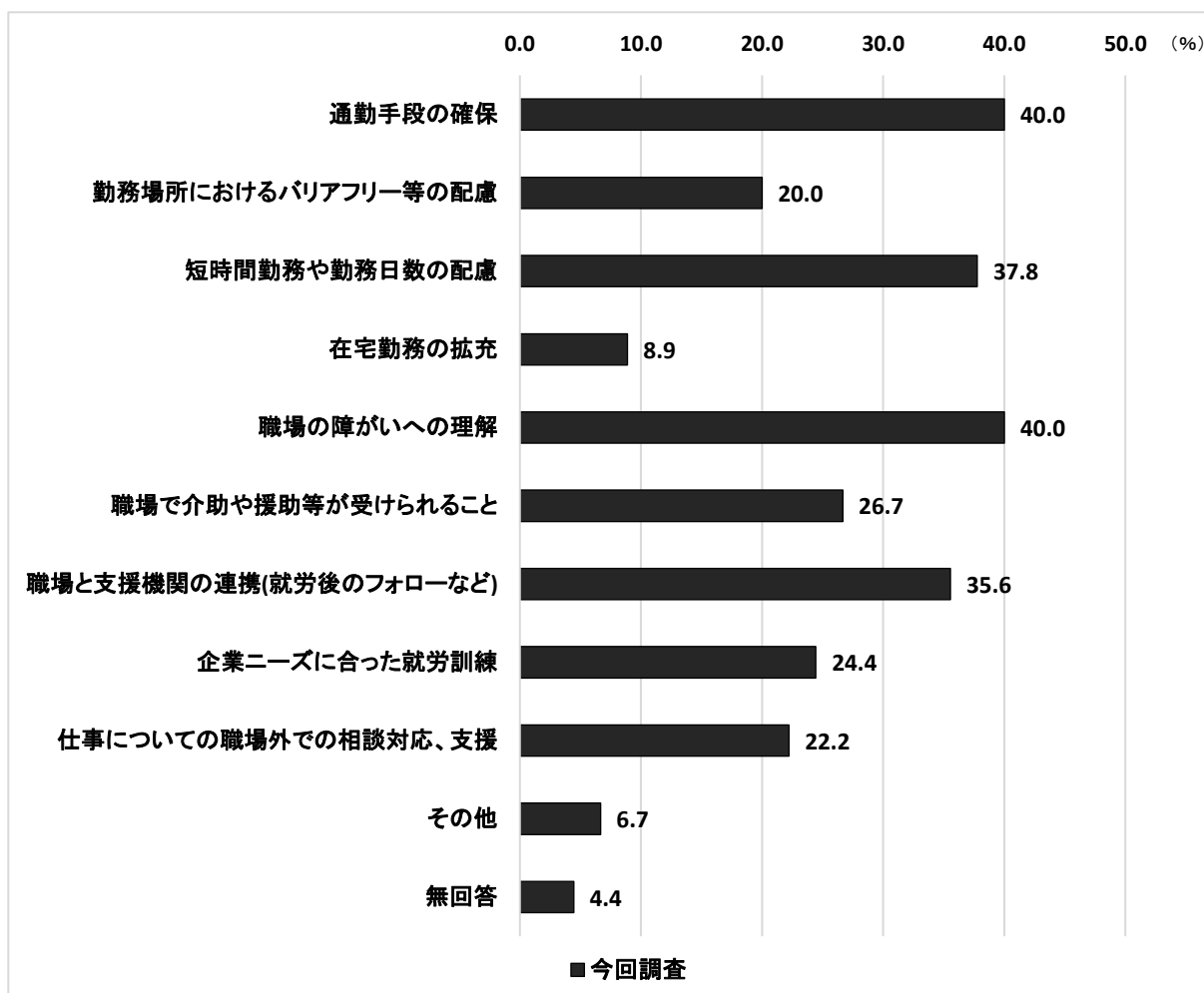
◆障がい者を採用した理由

○「知人からの紹介」が 37.5%で最も高く、次いで、「事業拡大・人手不足のため／会社のニーズに適した人材だから(18.8%)」、「ハローワークの紹介／福祉施設からの紹介(12.5%)」と続いています。



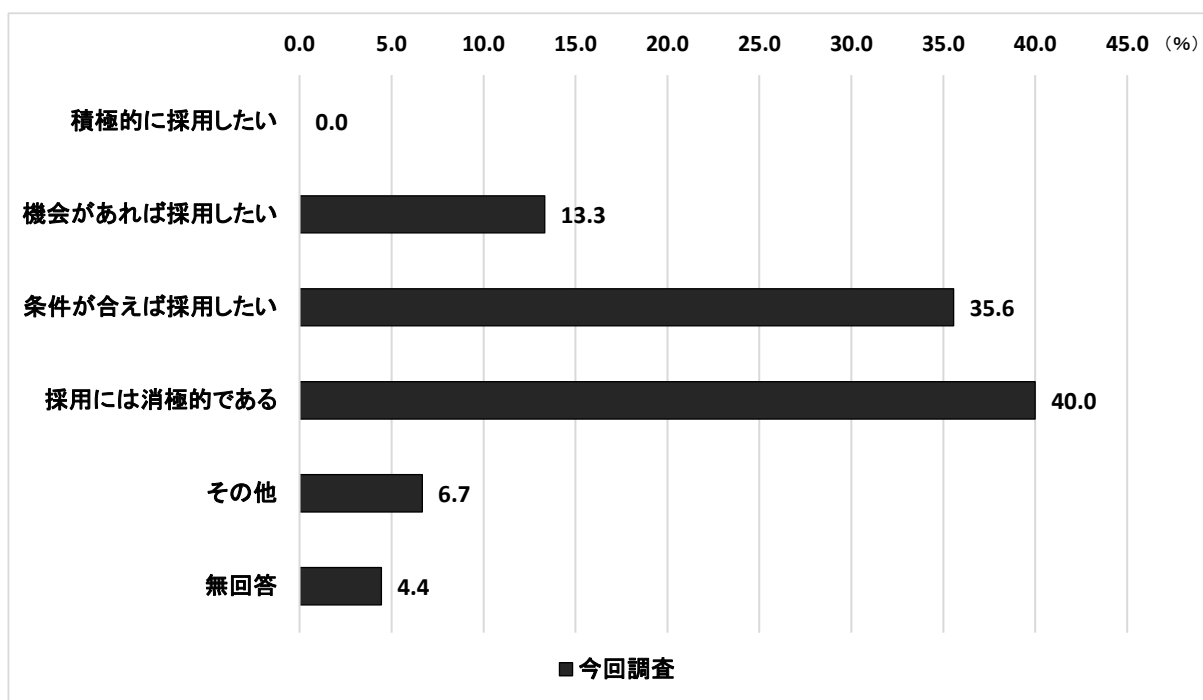
◆障がいのある人を採用するにあたり、障がいのある人に対してどのような支援が必要か

○「通勤手段の確保／職場の障がいへの理解」が 40.0%で最も高く、次いで、「短時間勤務や勤務日数の配慮(37.8%)」、「職場と支援機関の連携(就労後のフォローなど)(35.6%)」と続いています。



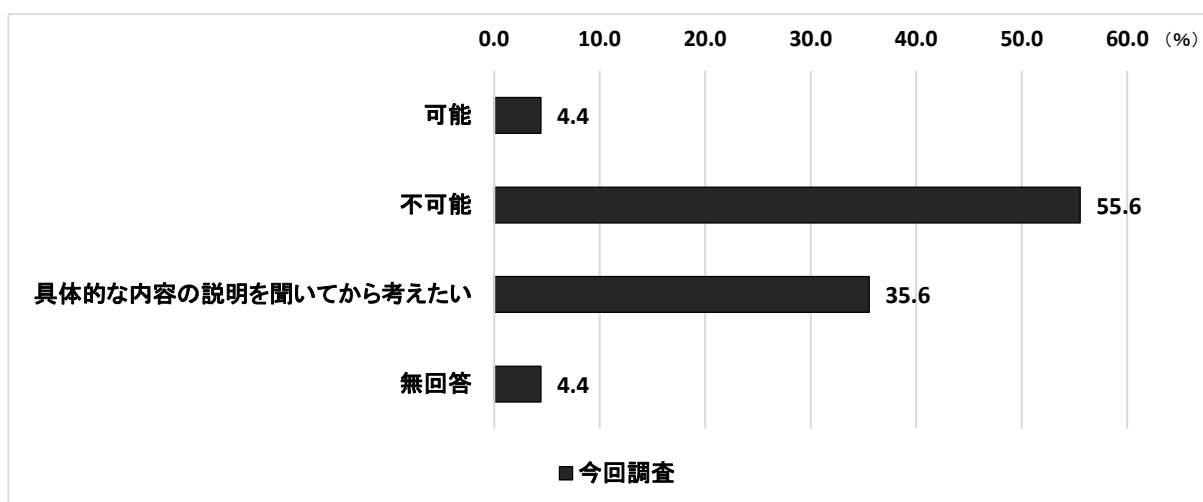
◆今後の障がい者採用の方針

○「採用には消極的である」が40.0%で最も高く、次いで、「条件が合えば採用したい(35.6%)」、「機会があれば採用したい(13.3%)」と続いています。



◆障がいのある人の職場体験事業の受け入れは可能か

○「不可能」が55.6%で最も高く、次いで、「具体的な内容の説明を聞いてから考えたい(35.6%)」、「可能(4.4%)」と続いています。



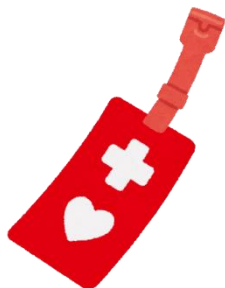
第3章 施策の基本的方向と 取組みの推進

1 広報・啓発活動

現状と課題

- 障がいのある人となない人が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる「共生社会」を実現するためには、障がいや障がいのある人への町民の理解と共感を深め、「心のバリアフリー化」・「心のユニバーサルデザイン」を進めることが不可欠です。広報・啓発活動を通じて、障がいに関する誤解や理解不足の解消を図るとともに、行事への参加やボランティア活動を促進することにより、障がいのある人となない人の交流を活発にしていきます。
- インターネットの発達やスマートフォン、タブレット端末等の普及など、生活の高度情報化が進行しており、新しい情報技術は障がいのある人の情報・コミュニケーション手段として大きな可能性を持っていますが、一方で、障がいのある人が新しい技術の恩恵を十分に享受できず、“情報弱者”として取り残される危険性もあります。
- ヘルプマークの認知度について、「知っている」と答えた方は 27.2%にとどまっています。そのため、障がいのある人が円滑に情報を受信・発信できるよう、障がいに関するシンボルマークの普及を含め、今後も積極的な広報啓発や障がい者関係機関、団体と地域との交流活動をとおして理解、促進が必要となります。
- 普段の暮らしの中で、障がいのある方への差別や偏見があると感じるかについて「ある」、「少しある」と答えた方が約 38.7%と、障がいのある方へ対する差別や偏見は依然として存在しており、引き続き差別の解消が課題です。そのため、障害者差別解消法等に基づき、障がいのある方もない方も、ともに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、差別の解消や合理的配慮の考え方の啓発活動を行います。

【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】



施策の方向

(1) 広報・啓発活動の推進

- ① 地域住民及び関係機関・団体・事業所等に対し、障がいについて理解が深まるよう、広報や町のホームページ・イベントなどを通じて社会的障壁をなくす啓発を行うと共に、町民便利帳の更新に際しては、よりわかりやすい情報提供に努めます。
- ② 障がいを理由とする差別の解消について町民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行います。

- ③ 「国際シンボルマーク」をはじめとする、各種障がい者マークや、障がいをもつ方が配慮や支援を得やすくなるヘルプマーク・ヘルプカードなどについて広く住民に知ってもらうための周知の徹底を図り、町民全体で助け合う社会の実現を目指します。
- ④ 障がいへの理解を深めるために、「発達障がい啓発週間」(4月2日～8日)、「障がい者雇用支援月間」(9月)、「障がい者週間」(12月3日～9日)等のスケジュールに合わせて広報・啓発活動を実施します。
- ⑤ 障がいのある人に対する理解を深めるため、教育と福祉の連携により、幼少期から障がいのある人と身近に触れ合う機会を設け、互いに助け合い、支えあう意識を育てます。

(2)交流の促進

- ① 「高齢者・障がい者合同大運動会」・「地域ふれあいひろば」などのイベント事業を通して障がいのある人となない人が相互に交流し、理解を深める機会の充実に努めます。
- ② 共生型常設型居場所等を有効に活用し、地域住民、高齢者や児童等との交流の場を提供します。

2 保健・医療・福祉

現状と課題

- 脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病は、障がいの原因となり生活の質の低下や社会的損失につながります。そのため、健康づくりと疾病予防・悪化防止の推進を図ることが必要です。
- 平成 25 年 4 月より難病等が障害者総合支援法の対象となっており、以後対象疾患が拡大されています。今後も対象となる疾病が拡大されることが予想され、新しい制度の情報を随時提供し、難病患者とその家族の療養上の不安解消を図るとともに、保健・医療・福祉関係機関との連携による相談支援体制の整備が求められており、関係機関との連携を強化していく必要があります。
- 医療的ケアでは、「服薬管理」が 25.8%で最も高く、次いで、「透析(4.8%)」、「吸引(3.2%)」と続いています。医療的ケアへの対応に関して、様々な分野の専門機関や福祉の担い手の連携による多角的な支援体制の構築が必要となります。また、障がい児への医療的ケアへの体制については、保健、福祉、保育、教育等が連携し、早期発見から早期対応に至る療育体制の充実に努めます。
- 乳幼児健康診査の事後指導の充実に努め、難聴、目の調節障がい、ことばや発達の遅れ、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)の早期発見、早期支援のために個別の相談を行い、支援体制の整備を進めてきました。しかしながら、子育てに関する保護者の不安を軽減するためには、福祉制度を利用するまでの間の相談支援体制の充実が求められています。
- 精神保健福祉について、地域社会における精神障がい者に対する誤解や偏見は少なくなく、社会復帰及び社会参加を促進する上での障がいとなっているので、共生社会をつくるために、精神障がいについての正しい知識の普及啓発が必要となっています。
- 高齢化の進行にともない、65 歳以上の障がい者も増えていく中で、必要に応じて、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスについて検討していく必要があります。

施策の方向

(1)障がいの原因となる傷病の予防

① 健康づくりの推進

- ◆ 健康増進法に基づく本町の健康づくり事業推進の基本的な計画である「健康イキキしほろ21計画(第三次)」を中心に健康づくりを推進します。また、障がいがあってもいつでもだれでもスポーツに親しみ、健康に過ごせる社会を推進します。
- ◆ 各種イベント等の機会を利用し、町民の健康意識の向上を図り、障がいにつながる疾病の予防に努めます。

② 母子保健事業の充実

- ◆ 乳幼児期における保護者を支援するため、妊娠期から出産後、各月齢や個別のニーズに応じた切れ目のない事業を組み立て、子育て方法や障がいに関する知識の普及に努めます。また、妊産婦、乳児全戸訪問事業、相談事業を実施し、育児ノイローゼや虐待の防止に努めます。
- ◆ 予防接種法に基づく定期の予防接種について、未接種者を把握し案内や必要性を十分周知していきます。
- ◆ 全妊婦を対象に妊婦定期健診費用及び交通費の一部を助成し、異常の早期発見に努めます。

③ 成人及び高齢者保健事業の充実

- ◆ 生活習慣病の予防のため、健康診査や各種がん検診を実施するとともに、健診後の生活習慣の改善指導を「健康増進法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施します。
- ◆ 低栄養、歯周疾患等、高齢に伴う疾病を予防するため、健康教育や栄養指導等を実施します。
- ◆ 障がいや生活習慣病などの早期発見のため、健康診査の受診率の向上に努めます。

(2)障がいの早期発見・早期療育体制の充実

① 乳幼児健康診査の充実

- ◆ 乳幼児期各期における健康診査(1か月、4か月、10か月、1歳6か月、3歳)を行い、障がいの疑いのある乳幼児の早期発見と相談・指導を実施します。
- ◆ 発達の遅れや発達障がいの早期支援が可能となるよう健康診査、健康教室、健康相談等の時にこども発達相談センターとの連携を図り、必要な支援へと結びつけます。
- ◆ 健診後、速やかに相談機関や医療機関へつなぐことができるよう、関係機関との連携を図ります。

② 療育指導・相談体制の整備

- ◆ 保健師と保育士等が、健康診査等により生活や発達の面で対応が必要である幼児を対象としたあそびの教室(パンダちゃん教室)を開催し、保育所等入所後の保育との連携を図ります。
- ◆ 健診等の結果により経過観察が必要と思われる幼児を対象に個別に発達相談、育ちの相談を実施します。継続した相談、支援が必要な幼児には、こども発達相談センター等との連携を図りながら療育サービスの調整を行っていきます。
- ◆ 乳幼児訪問を実施し、必要と思われる家庭を支援します。

③ 障がいのある子どもの活動の場の提供

- ◆ 療育指導が必要と判断された障がいのある子ども等を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行うサービスを提供します。
- ◆ 障がい等で支援を必要とする子どもの放課後、長期休暇の期間中の活動の場を確保するため、日中一時支援事業を実施します。

(3) 相談支援の充実

① 総合的な相談

- ◆ 基幹相談支援センターの設置について、関係機関と協議し、委託等も含めて検討します。
- ◆ 知的障がい者、精神障がい者等の権利擁護を図るために、成年後見利用支援事業の推進について、関係機関との連携強化に努めます。
- ◆ 保健・医療・福祉の連携を促進し、障がいのある人の地域での生活を支援するために、地域包括ケアシステムの推進を図り、サービス供給の充実に努めます。

② 障がい福祉サービス等の円滑な推進

- ◆ 支援を必要とする人が、適切にサービスや制度を利用できるよう、相談支援専門員を配置します。
- ◆ 高齢の障がい者への適切な対応を図るため、地域包括支援センターと連携し、適切な介護保険サービスの利用につなげます。
- ◆ 18歳未満の支援を必要とする子どもが適切なサービスを利用できるよう、こども発達相談センターと連携を図ります。

③ 地域活動支援センターの充実

- ◆ 障がい者が日中過ごす場である地域活動支援センターにおいて、家庭内の悩みごとなどや障がい福祉サービス等利用についても相談できる体制を整備するため支援を継続します。

④ 相談支援事業の充実

- ◆ 特定相談支援・一般相談支援・基本相談支援事業のサービス提供事業所等と緊密に連携をし、相談支援体制の充実に努めます。

⑤ 関係機関との連携

- ◆ 町内の障がい福祉サービス事業所をはじめ専門機関と連携を取りながら障がい者の利用しやすい相談支援体制の充実に努めます。
- ◆ 入院中の精神障がい者や施設入所中の障がい者の地域移行に向け、関係機関と連携を図ります。

⑥ 障がい者虐待防止の推進

- ◆ 障がい者虐待防止に関する窓口の周知を行い、障がい福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する研修の参加促進や相談支援専門員の家庭訪問など支援の向上に努めます。

⑦ 自立支援協議会の実施

- ◆ 困難事例の検討や障がいに関わる関係者が地域で抱える様々な課題を分かち合い、その課題解決に向けた話し合いの場を設置します。

(4)医療等の充実

① 医療・医療費助成制度の充実

- ◆ 障がいのある人とその家族に対する医療費負担の軽減と自立更生を図るため、自立支援医療(更生医療、育成医療、精神障がい者通院医療)の周知を図ります。
- ◆ 難病患者及び小児慢性疾患児には、北海道が実施する特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費等の公費負担制度の周知をはります。
- ◆ 重度心身障がい者医療給付事業を継続します。

② 精神保健対策の充実

- ◆ 発達障がい・高次機能障がいや難病等について、幅広く住民への知識の普及を図ります。
- ◆ 思春期、青年期に見られるひきこもりの状態にある人に対し、本人やその家族への相談や支援を実施するとともに、社会参加を促進する取組を推進します。
- ◆ 専門医による「こころの悩み相談」事業を継続し、身近な地域で専門相談が利用できるよう、町民に事業の周知を図ります。心の健康についての普及・啓発のための出前講座の開催やパンフレットの配布など周知を実施していきます。

(5)保健・医療・福祉の連携

① 保健・医療・福祉の効果的な連携

- ◆ 乳幼児について、子育て世代包括支援センター(マミールーム Yosuga-よすが-)において、切れ目のない支援を行い、関係機関の連携を強化します。
- ◆ 保健・医療・福祉の行政機関の連携を強め、各種サービスの適切な提供を図るため、各行政機関の状況や情報を共有して、業務を執行します。
- ◆ 保健医療福祉総合推進協議会を定期的を開催します。

② 自立支援協議会との連携強化

- ◆ 本町における自立支援協議会は障がい者を支える団体及び関係機関の職員が担っています。さらに関係機関のネットワークの強化に向けて、自立支援協議会との連携を強化します。
- ◆ 自立支援協議会で、障がい福祉サービス等利用の質の向上を図るための体制や地域移行支援・定着支援を効果的に行うための検討を行います。
- ◆ 障がい者計画・障がい福祉計画策定に関し、広く意見を聴くよう努めます。

③ 医療的ケア児への支援

- ◆ 医療的ケア児及び家族と医療・福祉・教育等社会資源をつなぎ、地域で安心して生活していただくための支援体制を作っていきます。
 - ◆ 相談窓口として、医療機関と連携した医療的ケア児等コーディネーターの配置に努め、地域での生活を支援します。
- ※ 医療的ケア児等コーディネーターとは、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを指します。

(6)障がい福祉サービス等の提供と利用者負担の軽減

① 自立支援給付サービスの適切な提供

- ◆ 町内サービス基盤への継続した提供支援と町外も含めたサービスの情報収集を行います。
- ◆ こども発達相談センター(児童発達支援・放課後等デイサービス)において安定したサービス提供体制の確保と研修を通じた機能の充実を図ります。

② 地域生活支援事業の実施

- ◆ 町が自主的に取り組む任意事業として「訪問入浴サービス事業」や「日中一時支援事業」、「自動車改造助成事業」などの各事業を実施します。

③ 町独自事業の実施

- ◆ 町が独自に実施する事業として「障がい者等の通所施設等交通費及び訓練費助成事業」、「軽度難聴児補聴器費支給事業」、「重度障がい者紙おむつ等購入費助成事業」などを継続実施します。

④ 日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用の促進

- ◆ 判断能力が不十分な人など、制度の利用が必要と思われる障がい者に支援を行います。
- ◆ 成年後見制度の利用にあたり、必要に応じて、支援が必要な障がい者へ鑑定に関する費用等の一部を助成します。

- ◆ 市民後見人や法人後見機関とも連携し、成年後見制度の普及を図ります。また、市民後見人の育成やサポート体制を構築し身近な地域で支えるシステムの構築を図ります。

⑤ 利用者負担の軽減

- ◆ 国や北海道の制度に基づき低所得者等に対する利用者負担の軽減を図ります。
- ◆ 町独自の制度として、18 歳未満の児童の「児童発達支援・放課後等デイサービス・日中一時支援事業」の利用者負担の免除を継続実施します。

3 共に育ち合う保育・教育

現状と課題

- 障がいのある人が自立した生活を送るためには、乳幼児期、学童期において、その能力や特性を最大限に発揮できるよう、障がいの種類や程度に応じた適切な保育・教育・療育を行う必要があります。
- 悩みなどの相談先として、「こども発達相談センターの職員」が70.0%と高い割合となっており、子どもの成長・発達について、継続して相談できる専門的な相談機関としての役割が求められています。
- 本町では、こども発達相談センターと連携して乳幼児健康診査・あそびの教室を実施し、早期発見・早期療育に努めています。また、小学校に在籍する支援を必要とする児童に対しては、日常生活動作の介助や学習支援を行うための特別支援教育支援員を配置する等、学校教育を受ける上での支援を行うとともに、保健・医療・福祉・子育て・教育等の関係各課、機関等の連携・協力体制を構築し、適切な支援を提供していきます。
- 安心して生活していくための支援として「安心して就労できる場の確保」が63.3%で最も高くなっています。また、家族への支援としては、「相談など家族への支援」が60.0%で最も高くなっています。子どもに対する支援のみならず、家庭に対する支援にも一体化に取り組み、子ども達が住み慣れた地域で安心して育つことができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、保護者に寄り添った相談支援体制づくりに努めていく必要があります。

■特別支援学級の開設状況

(学級数)

学校名	知的	情緒	言語	肢体	弱視	難聴	病弱	計
士幌小学校	1	2	2	1	1	1	1	9
中士幌小学校	1	1	1	0	0	0	1	4
上居辺小学校	1	1	1	0	0	0	0	3
士幌町中央中学校	2	1	1	0	1	0	1	6
合計	5	5	5	1	2	1	3	22

資料：士幌町教育委員会(令和5年5月1日時点)

施策の方向

(1)早期療育の充実

- ◆ 心身の発達が気になる子どもの早期の発見から療育につなげるため、子どもの家庭環境に適した相談の充実を図ります。
- ◆ 児童発達支援や放課後デイサービスの利用促進を図ります。

(2)障がい児保育と特別支援教育の充実

① 保育の充実

- ◆ 配慮の必要な子どもの支援のため、補助職員を配置し、関係機関との連携を取りながら、障がいのある子どもの保育の充実に努めます。
- ◆ 保育士等の専門的な知識の向上を目的に研修の機会を設けます。

② 学校教育の充実

- ◆ 教育支援委員会の充実を図り、就学後も一人ひとりの障がいの特性に応じた支援が受けられるよう連携を強化します。
- ◆ 学習障がいや注意欠陥多動性障がい等の児童に対して、一人ひとりの能力や個性に応じた支援の充実に努めます。
- ◆ 障がいのある子どもとない子どもが、お互いに理解を求めてともに学ぶための交流教育を進めます。

③ 障がい児教育環境の向上

- ◆ 土幌町こども発達相談センターを中心として関係機関の連携を強化します。
- ◆ 障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- ◆ 重度の障がいにより外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を提供する体制の構築を検討します。
- ◆ 障がい児が学ぶ上で必要な施設の設備充実に努めます。

④ 発達障がい児への支援

- ◆ 発達障がい児の家族等を支援するため、ペアレントメンターを活用した家族同士の情報共有・交流の場の設置に努めます。
- ※ ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

(3)福祉教育の推進

- ◆ 障がいや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいのある人の地域での自立した生活と社会参加の促進が図られるよう、「ノーマライゼーション」や「インクルーシブ教育」の理念の一層の定着を図るため、教育委員会と連携し福祉教育を推進します。
- ◆ 学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習を通じた心のバリアフリーを推進し、障がい者理解の一層の促進を図ります。

(4)生涯学習の推進

- ◆ 障がい配慮した生涯学習環境の整備に努め、障がいのある人が創作した芸術作品などを発表できる機会を作ります。
- ◆ 障がい者関係団体の実施する学習活動に対し支援を行います。

4 雇用・就労の促進

現状と課題

- 「仕事をしていない」人は 35.5%であり、その中の 31.8%は「仕事をしたい」と回答しています。障がいのある人が自立した社会生活を送る上で、就労は経済的な面ばかりでなく社会参加を図るという面でも大きな要素となるため、引き続き、雇用の促進を図ります。
- 平成 30 年 4 月に法定雇用率の算定基礎対象に新たに精神障がいのある人が追加され、これにより民間企業の法定雇用率が 2.0%から 2.2%へ引き上げられ、令和6年 4 月には 2.5%になるなど、障がいのある人が一般就労をするための社会的条件の整備は進んできています。
- 障がいのある人に一般就労の機会を広げるためには、障がい特性に応じた雇用形態の創出や企業と障がいのある人とがお互いに安心して雇用関係を継続できる環境整備について、関係機関が協働し、進めていく必要があります。
- 障がい者の就労支援として必要だと思うこととして、「職場の障がい者理解」が 54.8%で最も高く、次いで、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること(45.2%)」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮(33.9%)」と続いています。そのため、障がいのある人を雇用している企業に対しては、職場における障がいへの理解促進に向けた働きかけを行うなど、障がいのある人が安心して働き続けられる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

(1)雇用の促進と安定

① 雇用促進のための啓発の推進

- ◆ 障がいのある人の雇用に関する制度の周知を、障がいのある人及び事業者の双方に行い、利用を促進します。
- ◆ 就職促進のため、障害者職業能力開発校や職業訓練制度等の情報提供、ハローワークとの連携、各種制度の利用促進に努めます。

② 職業紹介相談と就労訓練等や雇用の促進等

- ◆ 一般就労を希望する人に対し、的確なアドバイスや企業側との調整などの必要な支援を行うため、障がい者就業・生活支援センター、ハローワークなどの専門機関と連携を図ります。
- ◆ 町内事業所へ地域就労支援事業を周知するとともに、障がい者の就労体験等を継続します。
- ◆ 就労継続支援事業所や地域活動支援センターと連携して、希望する人に対し、就労訓練や就労体験事業の充実に努めます。
- ◆ 障がい者優先調達方針に基づき、優先的に障がい者就労施設等から物品の調達に努めます。

(2)福祉的就労の場と一般就労への移行促進

① 福祉的就労の場の拡大

- ◆ 町内の就労継続支援事業所等と連携を図り、障がい者の就労支援を促進します。
- ◆ 在宅で就労支援施設等に通所する障がいのある人の交通費助成を行い、経済的負担の軽減を行い、就労の促進を図ります。

② 一般就労への移行の促進

- ◆ ハローワークを中心に関係機関が連携し、トライアル雇用等を通じて、一般企業等への就職につなげます。
- ◆ ジョブコーチ支援の受け入れを企業に促し、障がいのある人が職場に適応できるように支援します。
- ◆ 関係機関と連携し、相談支援体制を充実します。

③ 農業と福祉の連携

- ◆ 障がいのある人が農業に携わることができる環境づくり(農福連携事業)を検討します。

④ 重度障がい者等への就労支援

- ◆ 重度障がい者等が通勤や職場等において、企業の支援を受けてもなお支障がある場合に、就業の機会を制限されてしまう現状があります。そのため、重度障がい者等が就労に必要な支援を受け、地域で活躍できるよう、雇用施策とも連携し、必要な制度やサービス等を検討していきます。

5 生活環境等の整備

現状と課題

- 障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく生活を送るためには、安心して生活することができる環境の整備と、障がいによって外出を制限されることなく地域活動や余暇活動などの社会参加ができることが不可欠です。
- 障がいの程度や種別により、困りごとは様々であるため、移動手段の拡充や、道路や公共施設等のバリアフリー化、既存のサービスの周知を一体的に進めていく必要があります。
- すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法」が施行され、障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする環境が求められています。障がいの種類・程度に応じた手段の選択や日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるように、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進していく必要があります。
- 災害時に困ることに関しては、「治療や投薬が受けられない」が48.4%で最も高く、次いで、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安(38.7%)」、「安全なところまで、一人で避難することができない(32.3%)」と続いています。そのため、災害時に避難行動要支援者となることが予想される障がいのある人が、地域で安心して生活できるよう、安心安全地域づくり事業や地域住民をはじめ様々な機関・団体との協働による、避難誘導や避難所での生活支援等、自主防災ネットワークの確立が求められています。日頃から見守りを通して災害時における支援について検討しておく必要があります。

施策の方向

(1) やさしいまちづくりと住宅・生活環境の整備促進

① やさしいまちづくりの促進

- ◆ 障がいのある人や高齢者等に対して、町民誰もが自然に助け、声掛けすることができるまちづくりに努めます。
- ◆ 障がいのある人だけでなく誰もが利用しやすい公共施設になるようバリアフリー化を推進します。
- ◆ 高齢化の進展などにより、障がい者のみならず地域全体の課題となっていることから、高齢者施策やまちづくり施策等と一体的に今後の支援体制づくりを検討します。
- ◆ 世代にかかわらず、多くの住民が地域活動や地域福祉活動に対する関心が高まるよう地域における支え合いの重要性の啓発を行います。

② 住宅・生活環境の整備促進

- ◆ 障がいの状況に応じた適切な住宅改修となるように、専門家等で組織する住宅改修相談支援会議の活用促進を図ります。
- ◆ コミュニティバス等の公共交通機関について、障がいのある人や高齢者が安心して利用できるよう、バリアフリー化を働きかけます。
- ◆ 歩行者や車椅子等の移動を妨げないよう、自転車等の歩道の迷惑駐輪や障がい物の設置防止の啓発に努めます。
- ◆ 障がい者のニーズ調査をし、グループホームや軽い見守りのある住居など障がいの状態に応じた多様な住まいの整備を検討します。

③ 情報アクセシビリティの向上

- ◆ アクセシビリティは、英語では“Accessibility”で、「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳されています。一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われており、容易に開かれた情報通信の世界へアクセスできる「情報通信アクセシビリティ」が求められています。
- ◆ デジタル社会において、情報の発信・取得方法が多様化していることを踏まえ、障がいのある人が生活上必要な情報や様々な活動に参加するための情報を取得・利用しやすい環境の向上に努めます。

④ ケアラー支援の強化

- ◆ ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援について、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、必要なサービスの提供体制の確保に取り組めます。

⑤ 当事者活動を支援する環境づくり

- ◆ 障がい当事者自身によるピアサポートなど、当事者活動への支援体制の充実を図ります。
- ◆ 障がい福祉サービス事業所のピアサポーター雇用を促進し、ピアサポート研修等も利用しながら、当事者活動への支援体制を充実を図ります。

※ ピアサポートとは、同じような立場や課題に直面する人がお互いに支え合うことを言います。

(2)災害時等の支援に向けた地域づくりの促進

- ◆ 地域防災計画に基づき、障がいのある人や高齢者などに配慮した福祉避難所を確保します。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達の配慮や内部障がい等への必要な医療品や備品の確保に努め、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。

- ◆ 災害時の避難行動要支援者を把握するため、安心安全地域づくり事業を実施します。
- ◆ 災害時に備えて地域住民や消防署、障がい者関連団体等との連携を図り、災害時の避難誘導や避難所での生活支援等、障がいのある人に必要な援護のネットワークを整備します。
- ◆ 指定避難所や福祉避難所について、障がいに応じた施設運用ができるよう、定期的に点検・見直しを行います。
- ◆ 災害危険区域内に立地し、障がいのある人が利用する要配慮者利用施設について、情報伝達手段の整備を行うとともに、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を支援します。
- ◆ バリアフリー法の改正にともない、災害発生時の避難所として活用されることもある公立小・中学校施設については、バリアフリー化を推進することや、トイレの洋式化、自家発電設備を含む防災機能強化に努めていきます。

(3)感染症に対する備え

- ◆ 町内の障がい福祉サービス事業所や感染症対策部門などと連携し、訓練の実施や感染症拡大防止の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築に努めます。
- ◆ 「土幌町新型インフルエンザ等対策行動計画」等を踏まえ、相談支援体制の強化に努めます。また、感染症発生時でも、安全に障がい福祉サービス事業所等を開所できるよう、支援体制づくりに取り組みます。

第4章 障がい福祉計画・障がい 児福祉計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本的な視点

≪「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の基本理念≫

市町村および都道府県は、障がいのある人の“自立と社会参加”を基本とする障がい者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」を作成することとされています。

【国の基本指針の主旨】

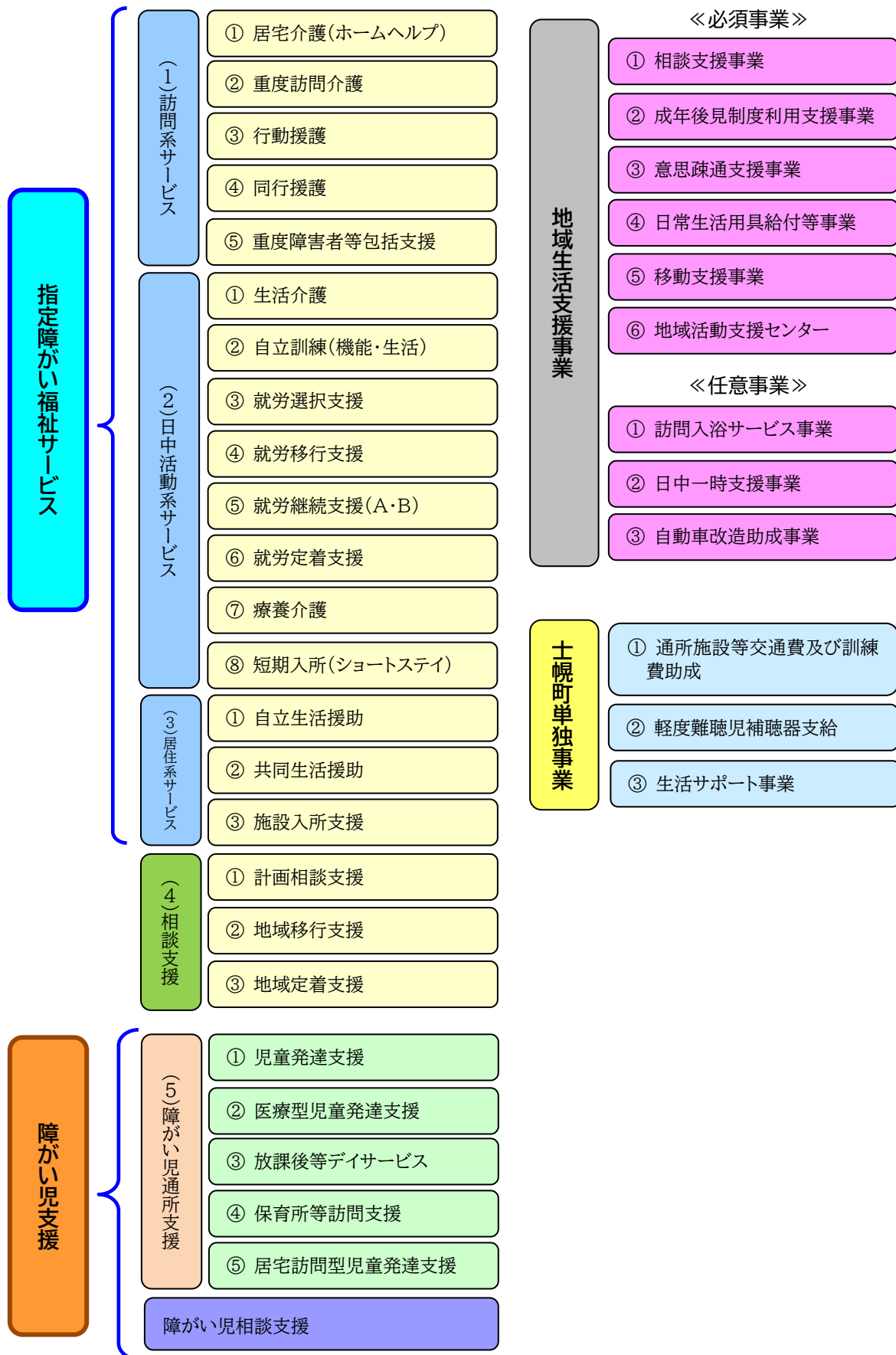
1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
6. 障がい福祉人材の確保・定着
7. 障がい者の社会参加を支える取組

≪障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方≫

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」の基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値を設定するとともに、そのために必要となる障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

2 サービス体系の概要



第5章 障がい福祉サービス・地域 生活支援事業等の整備・充実

1 令和8年度までに達成をめざす数値目標

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、国の指針及び第6期計画の実績等を踏まえた上で、令和8年度を最終目標年度として以下のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■ 国の基本指針

- * 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
- * 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

【成果目標の設定】

項目	目標	考え方
現入所者数(A)	23人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度(令和8年度)の地域生活移行者数	2人 (8.7%)	(A)の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする
目標年度(令和8年度)の減少見込数	2人 (8.7%)	(A)の5%以上の削減を基本とする

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針

- * 令和8年度における精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上
- * 令和8年度における入院後の退院率、3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

【成果目標の設定】

精神障がいにより入院となった人が早期に退院することを目指し、そのために必要なサービス等の必要量を見込むため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域移行の取組を促進します。

(3)地域生活支援拠点の機能の充実

■国の基本指針

- * 地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、拠点の機能充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討すること。
- * 強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

【成果目標の設定】

令和2年度北十勝3町(音更町・士幌町・鹿追町)で北十勝地域生活支援拠点の整備を行いました。その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

関係機関と連携し、強度行動障がいを有する者に関する支援体制の強化について、協議・検討します。

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

■ 国の基本指針

- * 一般就労への移行者数: 令和3年度実績の 1.28 倍以上
- * 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上
- * 就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度末実績の 1.41 倍以上
- * 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合: 2割5分以上

【成果目標の設定】

項目	目標	考え方
【目標値】 年間一般就労移行者数	2人	令和8年度に、就労移行支援事業、就労継続支援事業を通じて一般就労する人数 【令和3年度実績(1人)の1.28倍】
【目標値】 事業所ごとの就労移行率	令和8年度における就労定着率が5割以上の事業所を、全体の5割以上とする	
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	1人	令和8年度に、就労定着支援事業を利用する人数 【令和3年度実績(0人)の1.41倍】
【目標値】 事業所ごとの就労定着率	令和8年度における就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とする	

(5)障がい児支援の提供体制の整備

■国の基本指針

- * 児童発達支援センターを令和8年度末までに各市町村に1か所以上設置すること。
- * 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- * 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。
- * 各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【成果目標の設定】

- ① 地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援施設として専門的機能を有する児童発達支援センターを十勝圏域で整備されており、関係部署との連携を図ります。
- ② 本町においては「こども発達相談センター」でサービス提供が可能です。
- ③ 重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについては、圏域による設置を検討します。
- ④ 医療的ケア児支援の協議の場及びコーディネータの配置を検討します。

(6)相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針

- *各市町村または圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保すること。
- *協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うこと。

【成果目標の設定】

相談支援体制を充実・強化するため、各事業所への委託及び研修の参加等、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保することについて検討します。

協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等について検討します。

(7)障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

■国の基本指針

- *障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築すること。

【成果目標の設定】

- ① 障がい福祉サービス等に係る各種研修への積極的な参加に取り組みます。
- ② 審査支払を円滑にするため、障害自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用に取り組みます。
- ③ 北海道が行う事業者指導の共有を図ります。

2 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策

指定障がい福祉サービスには、①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービス、④相談支援、⑤障がい児通所支援、⑥障がい児相談支援があります。

第5期の進捗の分析結果やアンケート調査結果等を踏まえ、サービス利用の新たなサービス対象者を勘案しつつ、各サービスの1か月当たりの見込量を年度ごとに算出していきます。

(1)訪問系サービス

① 居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で食事、入浴、排泄の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい及び精神障がいのある人で、常に介護を必要とする人に居宅で食事、入浴、排泄の介護等から外出時の移動支援を行います。

③ 行動援護

自己判断力が制限されている人が行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援を行います。

④ 同行援護

重度視覚障がい者(児)が外出時において移動に必要な視覚情報の支援や援護の提供を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性の高い人に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【訪問系サービスにおける1か月あたりの必要量と利用者数の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス (合計)	実利用者数	6人	6人	6人
	延べ利用時間数	239 時間	239 時間	239 時間

【見込量確保の方策】

- ニーズにあった見込量を確保するため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

(2)日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

② 自立訓練(機能訓練)

身体障がい者に対し自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

③ 自立訓練(生活訓練)

知的障がい者、精神障がい者に対し自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

④ 就労選択支援

第7期計画の期間中に新規に始まるサービスです。障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援を行います。

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就職を希望する方に、一定期間における生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。

⑥ 就労継続支援(A型)

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。A型は利用者と事業者が雇用契約を結びます。

⑦ 就労継続支援(B型)

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。B型は利用者と事業者との雇用契約は必要ありません。

⑧ 就労定着支援

企業や自宅等への訪問や利用者の来所により、生活リズム、家計や体調管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導、助言等の支援を行います。

⑨ 療養介護

医療の必要な障がいがあり常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

⑩ 短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの理由で介護ができない場合に、短期間施設に入所して必要な支援を受けます。

【日中活動系サービスにおける1か月あたりの必要量と利用者数の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者数	29人	29人	29人
	延べ利用日数	603日	603日	603日
自立訓練(機能訓練)	実利用者数	1人	1人	1人
	延べ利用日数	5日	5日	5日
自立訓練(生活訓練)	実利用者数	1人	1人	1人
	延べ利用日数	5日	5日	5日
就労移行支援	実利用者数	2人	2人	2人
	延べ利用日数	40日	40日	40日
就労継続支援(A型)	実利用者数	3人	3人	3人
	延べ利用日数	60日	60日	60日
就労継続支援(B型)	実利用者数	28人	28人	28人
	延べ利用日数	600日	600日	600日
就労定着支援	実利用者数	0人	0人	1人
療養介護	実利用者数	2人	2人	2人
	延べ利用日数	62日	62日	62日
短期入所(福祉型)	実利用者数	3人	3人	3人
	延べ利用日数	24日	24日	24日
短期入所(医療型)	実利用者数	0人	0人	0人
	延べ利用日数	0人	0人	0人

【見込量確保の方策】

1)入所から一般就労への移行支援

- 障がいのある人の専門的・総合的な就業支援、就職講習を行う北海道障がい者職業センター等の活用を促進し、障がいのある人の就業を支援します。
- 就労移行支援は、事業所と連携を図り、積極的な活用を促します。
- 十勝障がい者就業・生活支援センターだいちとの連携を図り、障がいのある人の就労確保に努めます。

2)障がい者雇用の促進

- 国や道の関係機関と連携し、事業者に対する障がい者雇用の促進する各種助成制度等の周知徹底を図るとともに、理解を深めるための啓発活動を図ります。
- ハローワーク、障がい者職業センター等との連携及び町内企業等と連携を深め、障がいのある人の雇用促進を図ります。
- 地域就労支援事業を継続します。
- 障がい者就労施設等からの調達に対して毎年目標量を設定し、物品等の調達を積極的に行い、障がい者就労施設等の授産の機会を確保します。

3)その他日中活動系サービスの推進

- 介護者の疾病や冠婚葬祭など、一次的に家庭での介護が困難となった家庭などを支援するため、拠点の活用を通じて、短期入所(ショートステイ)事業の受入れ体制を強化します。
- 精神障がい者の社会復帰のため、関係機関と連携して、社会適応訓練等の推進を図ります。
- 精神障がい者のためのグループホームや社会との交流・搜索活動などの日中活動の場を充実するようサービス事業者へ働きかけます。
- 就労継続支援(B型)については、サービス事業所と連携を図り、利用者が希望に添って利用できるよう支援に努めます。
- ニーズにあった見込量を確保するため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

(3)居住系サービス

① 自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除等についての確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

② 共同生活援助(グループホーム)

共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助および、介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事等の介護を行います。

【居住系サービスにおける1か月あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実利用者数	1人	1人	1人
共同生活援助	実利用者数	24人	25人	26人
施設入所支援	実利用者数	23人	22人	21人

【見込量確保のための方策】

- 居住支援を必要とする障がいのある人に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。
- グループホームに居住している障がいのある人に対し、事業者等と連携し、日常生活上の援助を行っていきます。

(4)相談支援

障がい福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身者や地域移行支援、地域定着支援に向けた計画的なプログラム等の必要な相談を提供します。

【相談支援における必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数	8人	8人	8人
地域移行支援	実利用者数	1人	1人	1人
地域定着支援	実利用者数	1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

- 計画相談支援事業所との連携により、課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、必要な支援を受けることができるようサービス提供体制の確保に努めます。
- 相談支援専門員の派遣を継続し、相談支援体制の確保に努めます。
- 毎月定例の相談日を設け、周知を図ります。
- 入所型施設やグループホームから地域生活に移行する障がい者や精神科医療機関から退院可能な長期精神科入院者については、その動向を把握しながらサービス提供体制の確保に努めます。

(5)障がい児通所支援

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とした事業です。

① 児童発達支援

就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練及び治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

就学児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

④ 保育所等訪問支援

保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

【1か月あたりの必要な量と利用者数の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数	18人	18人	18人
	延べ利用日数	60日	60日	60日
医療型 児童発達支援	実利用者数	0人	0人	0人
	延べ利用日数	0日	0日	0日
放課後等 デイサービス	実利用者数	38人	38人	38人
	延べ利用日数	152日	152日	152日
保育所等訪問支援	実利用者数	3人	3人	3人
	延べ利用日数	6日	6日	6日
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	0人	0人	0人
	延べ利用日数	0日	0日	0日

【見込量確保の方策】

- 町外のサービス提供事業者とも連携し、実施体制の充実を図ります。
- 18歳未満の手帳所持者数の推計や土幌町こども発達相談センターと連携し、今後想定される利用ニーズを算出し、必要なサービス量を確保していきます。

(6)障がい児相談支援

障がい児通所等を利用しようとする児童の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによる支援を行います。

【1か月あたりの必要な量と利用者数の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	実利用者数	15人	15人	15人

【見込量確保の方策】

- 土幌町こども発達相談センターと連携し、利用者のより身近な相談サービスの提供に努めます。
- 相談支援専門員の育成をしていきます。
- 利用者がより使いやすい施設とするために、こども発達相談センターの建て替えを検討していきます。

3 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 相談支援事業

障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障がいのある人に対する虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	か所	1か所	1か所	1か所
成年後見制度利用支援事業	人数	1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

- 相談支援専門員を委託により配置し、障がいのある人やその家族が抱える多様な相談に対応していきます。
- 相談の多様化・重層化に対応できる相談機能が求められていることから、町と相談支援委託事業所との連携を一層強化し、相談支援の充実を図ります。
- 地域における様々な課題に対応するため関係機関と連携を図るとともに自立支援協議会の充実に努めます。
- 窓口で受けた相談については、関係部署と連携をとり、情報を共有し、適切な対応を図ります。
- 障がい福祉サービス事業者等と連携を図り、成年後見制度の啓発活動を推進します。

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	実利用者数	1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

- ろうあ連盟に委託し、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、円滑なサービス

提供を行います。

(3)日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	1件	1件	1件
自立生活支援用具	件数	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	件数	14件	14件	14件
情報・意思疎通支援用具	件数	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	件数	168件	180件	192件
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	1件	1件	1件

【見込量確保の方策】

- それぞれの障がい特性により必要性を検討し、引き続き給付を実施します。
- 日常生活用具の技術の進歩による機能向上や新製品を把握し、品目の追加や廃止を検討していきます。

(4)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【1年あたりの必要な量及び利用者数の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	5人	5人	5人
	延べ利用時間	350時間	350時間	350時間

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人が地域において自立した社会生活を送り、社会参加が促進されるよう、必要量の提供体制の整備に努めます。
- 障がいの特性に応じたグループ支援などの移動方法を検討します。
- 事業所に対し、視覚障がい者等の行動範囲等拡大に向け、サービス従事者の資質向上の機会を図るよう求めていきます。

(5)地域活動支援センター事業

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場として、障がいのある人の地域生活を支援します。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	か所	3か所	3か所	3か所
	実利用者数	22人	22人	22人

【見込量確保の方策】

- 町内の在宅で障がいのある人等、利用希望者の把握に努めます。
- 利用者に対し安定的な運営、サービスの提供ができるよう、従事者・ボランティアの確保に向けて、町内事業者を支援します。また、従事者の資質の向上を図ります。

(6)日中一時支援事業

障がいのある人の家族に向けた就労支援および障がいのある人を日常的に介護している家族へ一時的な休息を支援します。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数	27人	27人	27人

【見込量確保の方策】

- 支援が必要であると認められる人の把握に努め、その家族等に事業内容の情報提供等を行います。
- サービス事業所と必要量の確保に努めます。

(7)訪問入浴サービス事業

障がいのある人の在宅での自立した生活を支えるため、在宅の重度身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持を図ります。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

- 訪問入浴サービス事業が必要な障がいのある人の把握に努めます。
- 訪問入浴サービス事業の内容の周知、利用の促進に努めます。
- 訪問入浴サービス事業所と連携し、適切なサービス提供を行います。

(8)自動車改造助成事業

身体障がいのある人が自動車を改造する場合又は自ら運転できない重度の身体障がいのある人もしくはその人と生計を一にする人が、自動車を改造又は改造された自動車を購入する場合、その経費の一部を助成します。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造助成事業	実利用者数	1人	1人	1人

4 町単独その他事業

(1)通所施設等交通費及び訓練費助成事業

障がい者及び障がい児の保護者や障がいのある人が障がい者施設や特別支援学校等への通所に要する経費等の一部を助成する支援を行います。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者等訓練通所費等助成事業	実利用者数	38人	38人	38人

【見込量確保の方策】

- 特別支援学校、障がい福祉サービス事業者等と連携を図り、啓発活動を推進します。

(2)軽度難聴児補聴器支給事業

身体障害者手帳の交付を受けることのできない軽度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成を行います。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
軽度難聴児補聴器支給事業	実利用者数	1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

- 保健部門、特別支援学校等と連携を図り、啓発活動を推進します。

(3)生活サポート事業

介護給付の対象とならない障がいのある人で、日常生活を送る上での支援や家事支援を行わなければ、自立した生活を送ることができない人に、ヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援を行います。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート事業	実利用者数	1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

- 生活サポート事業が必要な障がいのある人の把握に努めます。
- 生活サポート事業の内容の周知、利用の促進に努めます。

(4)重度障がい者紙おむつ等購入費助成事業

在宅で生活し、常時紙おむつまたは尿取りパットを必要とする重度の知的障がい者又は精神障がいの方へ経費の一部を助成する支援を行います。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障がい者紙おむつ等購入費助成事業	実利用者数	1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

- 重度障がい者紙おむつ等購入費助成事業の内容の周知を行い、利用希望者の把握に努めます。

第6章 計画の推進体制と

進行管理

1 計画の周知・啓発

計画については、ホームページで公表するなど、広く町民に周知し、障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に向けて周知・啓発に努めます。

また、既存の障がい福祉サービスについても、内容や手続きの方法をわかりやすくしてほしいといったアンケートの声もありました。利用者本人をはじめ、家族や支援者等に対し、わかりやすい情報提供と障がい福祉制度の周知・啓発を進めます。

2 関係機関等の連携

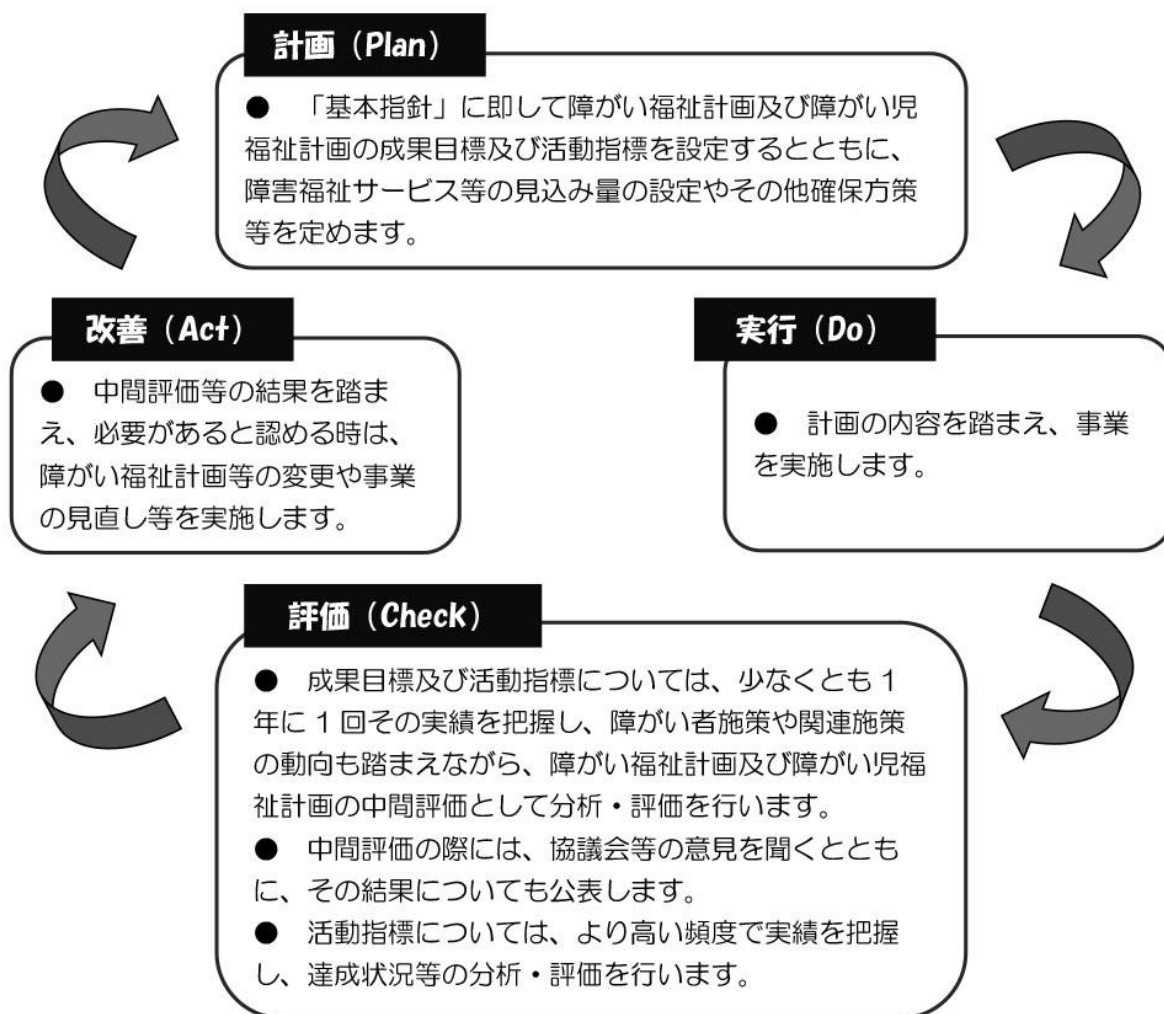
障がいのある人に対する各種サービスの充実を目指し、保健・福祉分野以外にも関係機関・団体との連携をした取り組みが必要であり、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

本計画に関する施策・事業を効果的かつ効率的に推進するため、上位計画である「第6期土幌町町づくり総合計画」をはじめ、「第4期土幌町地域福祉計画」・「土幌町高齢者保健福祉計画」等他の福祉関連計画との連携を図り、障がいのある人や障がいのある児童のニーズに対応するとともに、生涯を通じて適切な相談・サービス提供等支援が行われるよう、関係機関や関係各課による連絡調整等を十分に行います。

3 計画の進行管理

本計画は、障害者総合支援法において規定された、PDCA サイクルを導入し、定期的に分析・評価を行い、「土幌町保健医療福祉総合推進協議会」で成果目標等に関する実績を把握します。必要があるときは、計画変更等の措置を講じるなどし、進捗や評価を公表していきます。

【「PDCA サイクル」による計画の点検・評価のプロセスのイメージ】



資料編

1 用語解説

あ行

【アセスメント】

障がいのある本人や家族の話を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていく過程をいい、サービス提供等援助活動を行う前に行われる評価、あるいは課題分析のこと。

【一般就労】

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職(就労継続支援A型の利用は除く)や在宅就労、自らの起業をいう。

【医療的ケア】

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

【インクルーシブ教育】

障がいのある人と障がいのない人が、ともに学ぶこと。インクルーシブとは「包括的な」「包み込む」という意味。

か行

【共生社会】

多様な価値観や文化を認め合う社会であり、障がいの有無だけでなく、男性も女性も子ども達もお年寄りも、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現をめざして、社会参加できる創造的で豊かな社会のこと。

【グループホーム(共同生活援助)】

地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建等)において、数人の障がいのある人が共同で生活するもの。

障がいのある人が安心して生活できるよう設備・構造等が配慮されているとともに、主として夜間において共同生活を営むべき住居において相談、食事や入浴の介護、その他の日常生活上の援助を受けられる。

【権利擁護】

意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

【合理的配慮】

合理的配慮とは、障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、必要な配慮のこと。

さ行

【児童福祉法】

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的な法律。

【障害者差別解消法】

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

【自立支援医療】

障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療のことで、①身体障がい者に対して行われる更生医療、②身体障がい児(18歳未満)に対して行われる育成医療、③精神障がい者に対して行われる精神通院医療がある。

【自立支援協議会】

地域の障がい福祉にかかわる定期的な協議・調整の場として、関係機関の参画のもとに設置。障がいのある人や家族などを支えるために必要な協議・検討・調整などを進める機関。

【身体障がい】

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障がい者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい)の5つに分類されている。

【身体障害者手帳】

身体に永続的な障がいがあり、その障がい程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために身体障がい者福祉法に基づき交付される手帳のこと。障がいの程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付される。

【精神障がい】

統合失調症、気分障がい(うつ病等)等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態のこと。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、社会復帰や自立、社会経済活動への参加を促進するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳のこと。障がいの程度により1級から3級までの手帳が交付される。

【成年後見制度】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人を保護し、不利益から守るための制度。家庭裁判所の審判に基づき、成年後見人、補佐人、補助人等から財産管理や日常生活の援助を受けること、また、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができる。

た行

【地域生活支援拠点等】

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点施設あるいは単独機能施設の集合体をいいます。

【知的障がい】

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)に現れ、日常生活や社会生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人。

【特別支援教育】

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

な行

【ノーマライゼーション】

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、お互い特別に区別されることなく、社会生活をともにすることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

は行

【発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

【バリアフリー】

障がい者や高齢者が社会生活をしていく上の障壁(バリア)を除去すること。段差等の物質的障壁や、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的等全ての障壁の除去を行うことをいう。

【福祉避難所】

指定避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を対象に開設される2次的避難所のこと。

【ヘルプカード】

ヘルプマークが標示され、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード。

【ヘルプマーク】

外見からは分からない内部障がいの人等、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせるために作成されたマーク。

【法定雇用率】

雇用する労働者に占める障がいのある人の割合。障がい者雇用促進法では事業主に対して法定雇用率以上になるよう義務付けている。

や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、国籍、障がいの有無等で特定の人に限定せず、全ての人にとって使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、情報、生活環境をデザイン(計画・実施)するという考え方。

【要約筆記】

聴覚障がい者に対し話の内容を要約し、その場で文字にして伝える筆記通訳のこと。手書きやパソコンを用いる。

ら行

【ライフステージ】

人の障がいにおける人生の各段階のこと。幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す。

【療育】

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

【療育手帳】

知的障がいのある人に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳のこと。申請により児童相談所または道立心身障害者総合相談所による判定が行われ、その結果に基づき北海道知事が交付決定する。

【レスパイト】

「休息・一時的な開放」という意味で、障がい児を一時的に預かって、家族を一時的に介護から解放することによって、日頃の身体的・精神的な疲れなどを回復できるようにする援助サービスのこと。

2 計画策定に伴うアンケートの集計結果

I 調査概要

1 調査目的

「土幌町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を策定するにあたり、障がい者の方の日常生活の様子や障がい福祉サービスなどに対するご意見をお聞きし、計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査仕様

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| (1)調査地域 | 土幌町全域 |
| (2)調査対象 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者一般町民、町内企業 |
| (3)調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| (4)調査時期 | 令和5年2月～3月 |

3 回収結果

配布別	配布数	回収数	回収率(%)
18歳以上	163	62	38.0%
児童	71	30	42.3%
一般町民	280	114	40.7%
企業	100	45	45.0%
計	614	251	40.9%

4 結果の表示

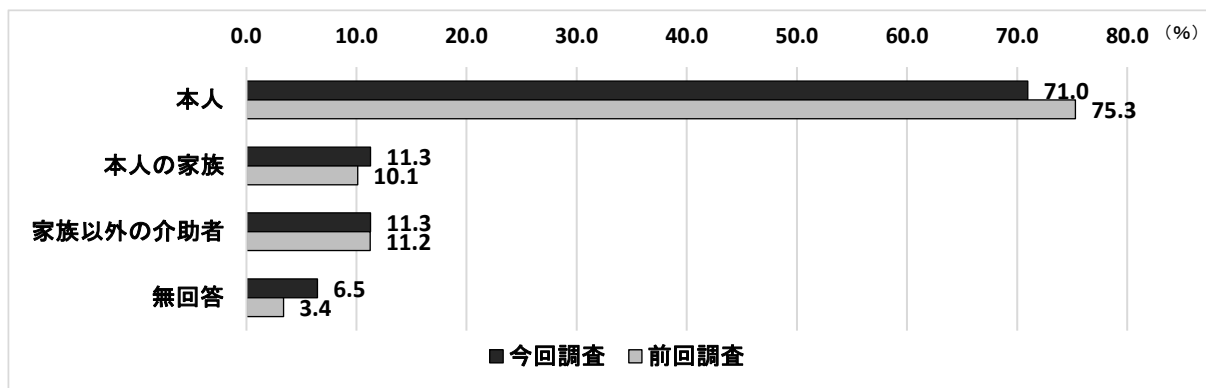
- (1) 百分比はnを100%として算出し、本文及び図表中では原則として小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示した。このため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合がある。
- (2) 図表によっては「無回答」の表示を省略する場合がある。
- (3) 本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化してある。
- (4) 過去の調査の際に同様の質問を行っていた場合、経年比較を行っている。

Ⅱ 18歳以上

1 あなたご自身のことについて

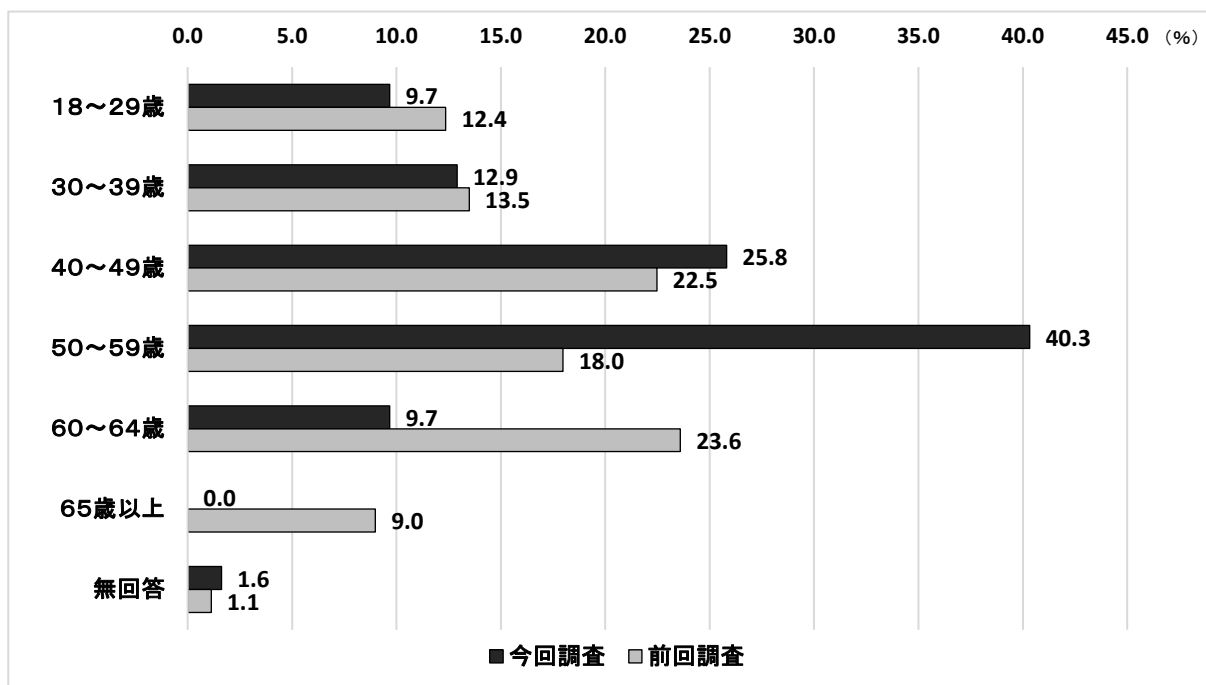
問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ)

- 「本人」が71.0%で最も高く、次いで、「本人の家族／家族以外の介助者(11.3%)」と続いている。
- 前回調査と比較し、大きな変化は見られない。



問2 あなたの年齢をお答えください。(○は1つだけ)

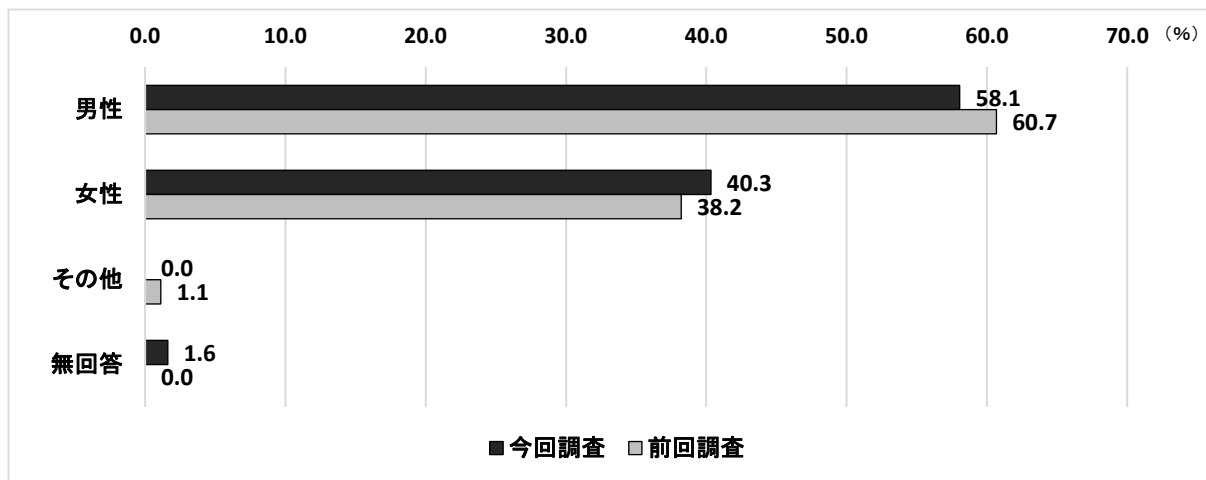
- 「50～59歳」が40.3%で最も高く、次いで、「40～49歳(25.8%)」、「30～39歳(12.9%)」と続いている。
- 前回調査と比較すると、「50～59歳」が増加し、「60～64歳」が減少している。



問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

○「男性」が58.1%、「女性」が40.3%となっている。

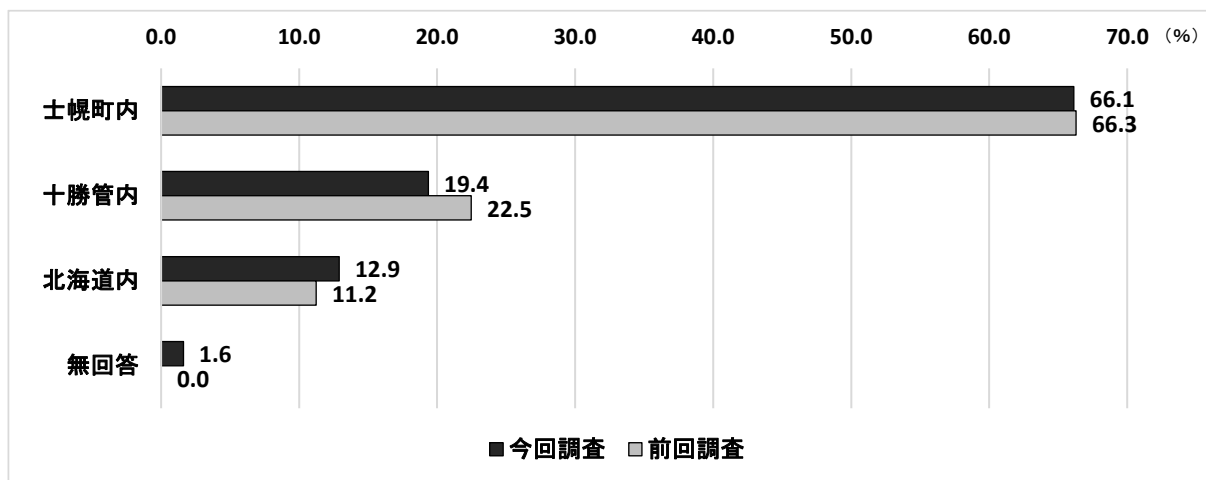
○前回調査と比較し、大きな変化は見られない。



問4 居住地はつぎのうちどれですか。(○は1つだけ)

○「士幌町内」が66.1%で最も高く、次いで、「十勝管内(19.4%)」、「北海道内(12.9%)」と続いている。

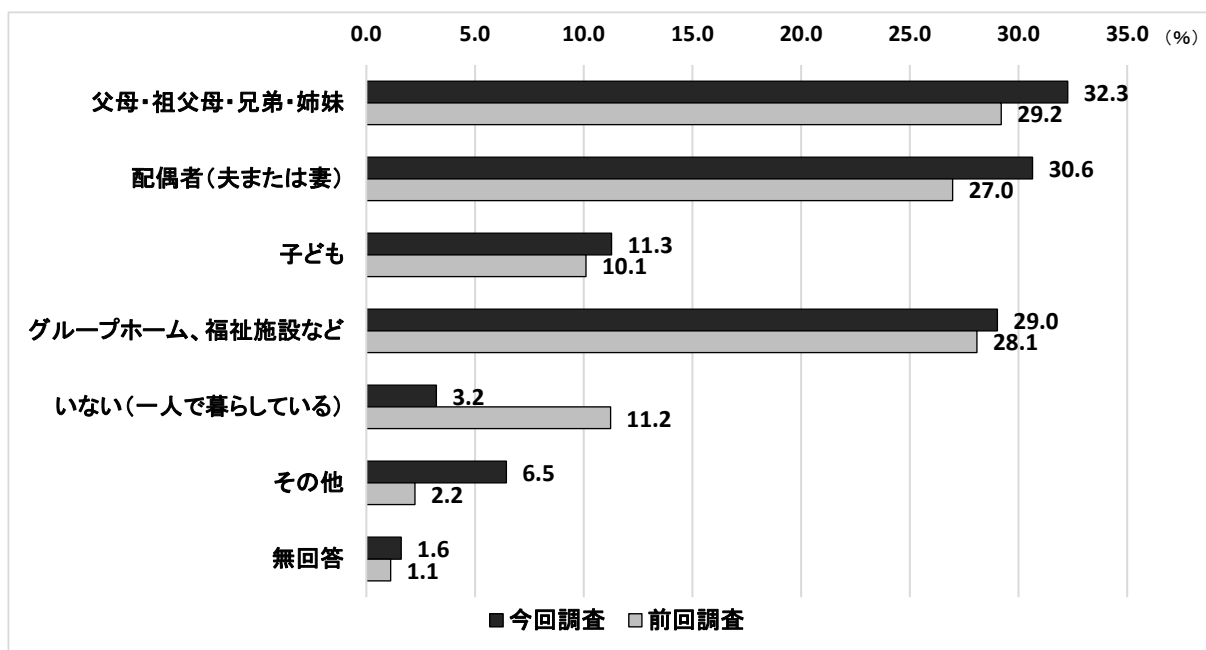
○前回調査と比較し、大きな変化は見られない。



問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)

○「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が 32.3%で最も高く、次いで、「配偶者(夫または妻)(30.6%)」、「グループホーム、福祉施設など(29.0%)」と続いている。

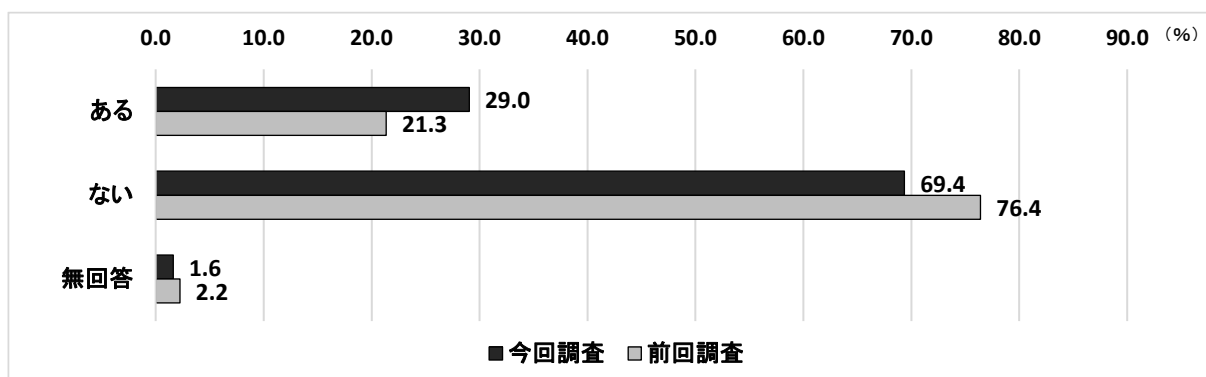
○前回調査と比較すると、「その他」がやや増加し、「いない(一人で暮らしている)」が減少している。



問6 あなたは生活する上で困っていることはありますか。(○は1つだけ)

○「ある」が 29.0%、「ない」が 69.4%となっている。

○前回調査と比較すると、「ある」が増加し、「ない」が減少している。

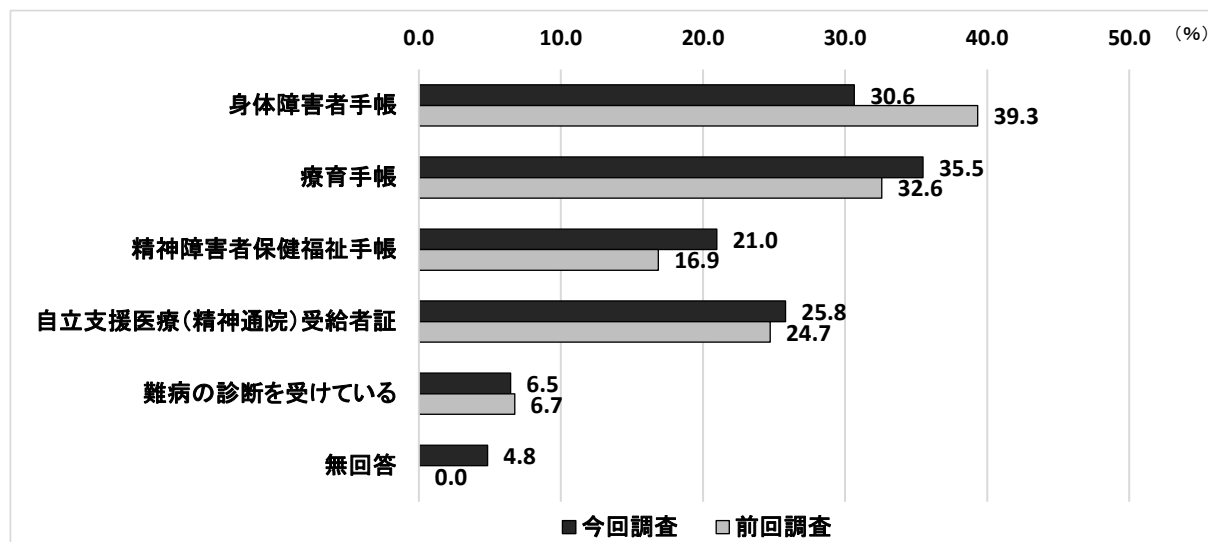


2 あなたの障がいの状況について

問8 あなたは手帳等をお持ちですか。(あてはまるものすべてに○)

○「療育手帳」が35.5%で最も高く、次いで、「身体障害者手帳(30.6%)」、「自立支援医療(精神通院)受給者証(25.8%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「身体障害者手帳」が減少している。

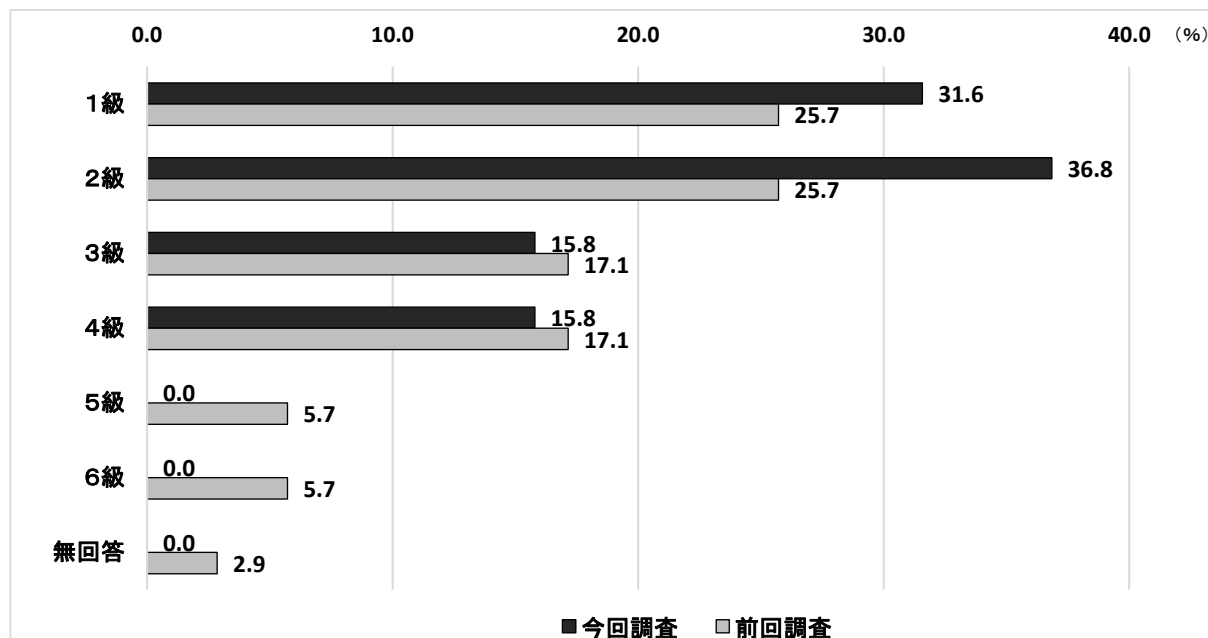


1 身体障害者手帳

①

○「2級」が36.8%で最も高く、次いで、「1級(31.6%)」、「3級/4級(15.8%)」と続いている。

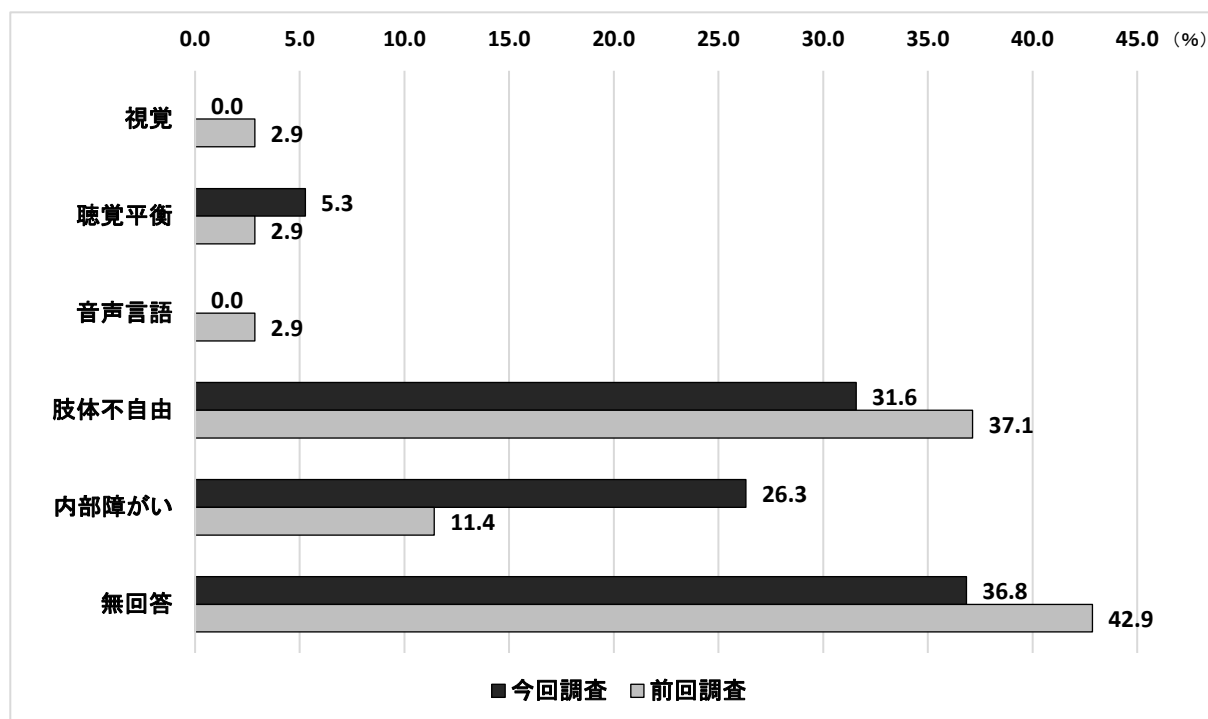
○前回調査と比較すると、「1級」、「2級」が増加し、「5級」、「6級」がやや減少している。



②

○「肢体不自由」が 31.6%で最も高く、次いで、「内部障がい(26.3%)」、「聴覚平衡(5.3%)」と続いている。

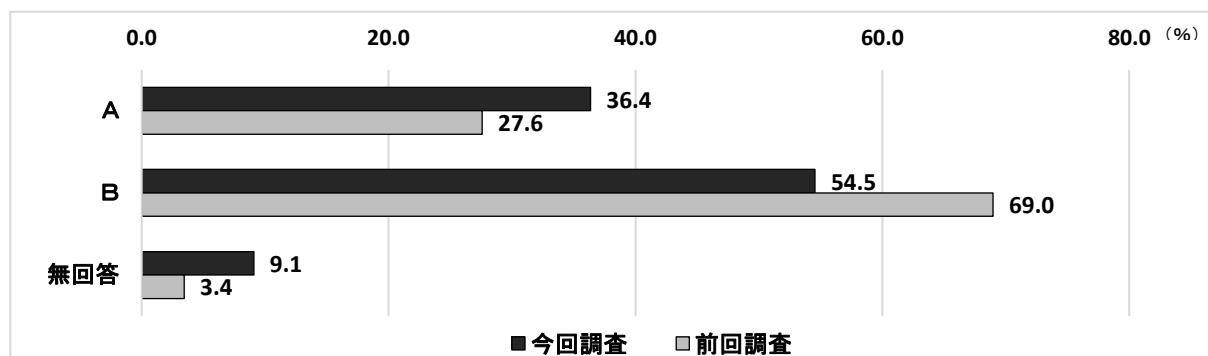
○前回調査と比較すると、「内部障がい」が増加し、「肢体不自由」がやや減少している。



2 療育手帳

○「A」が 36.4%、「B」が 54.5%となっている。

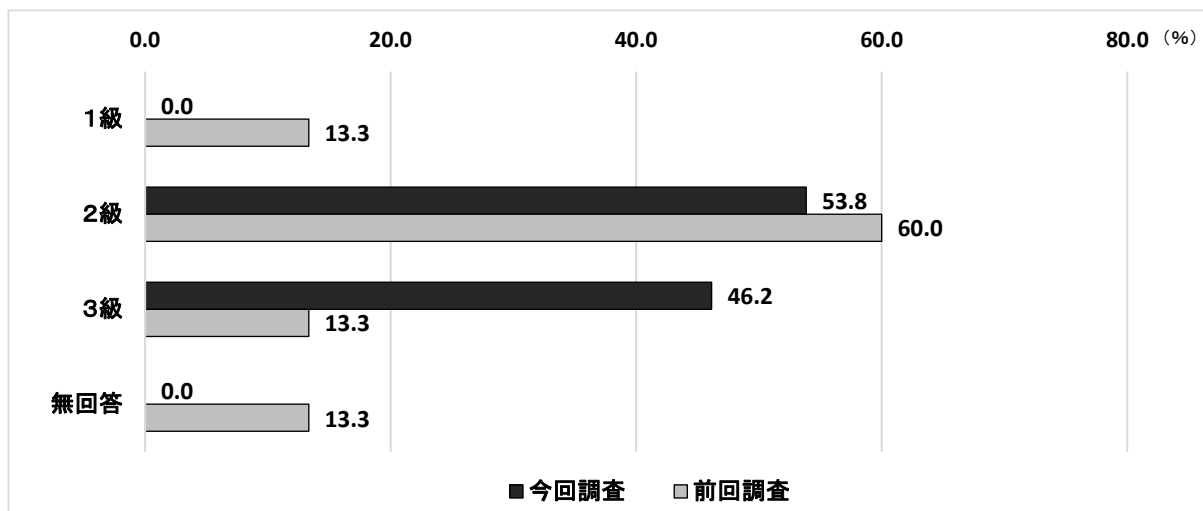
○前回調査と比較すると、「A」が増加し、「B」が減少している。



3 精神障害者保健福祉手帳

○「2級」が53.8%で最も高く、次いで、「3級(46.2%)」、「1級(0.0%)」と続いている。

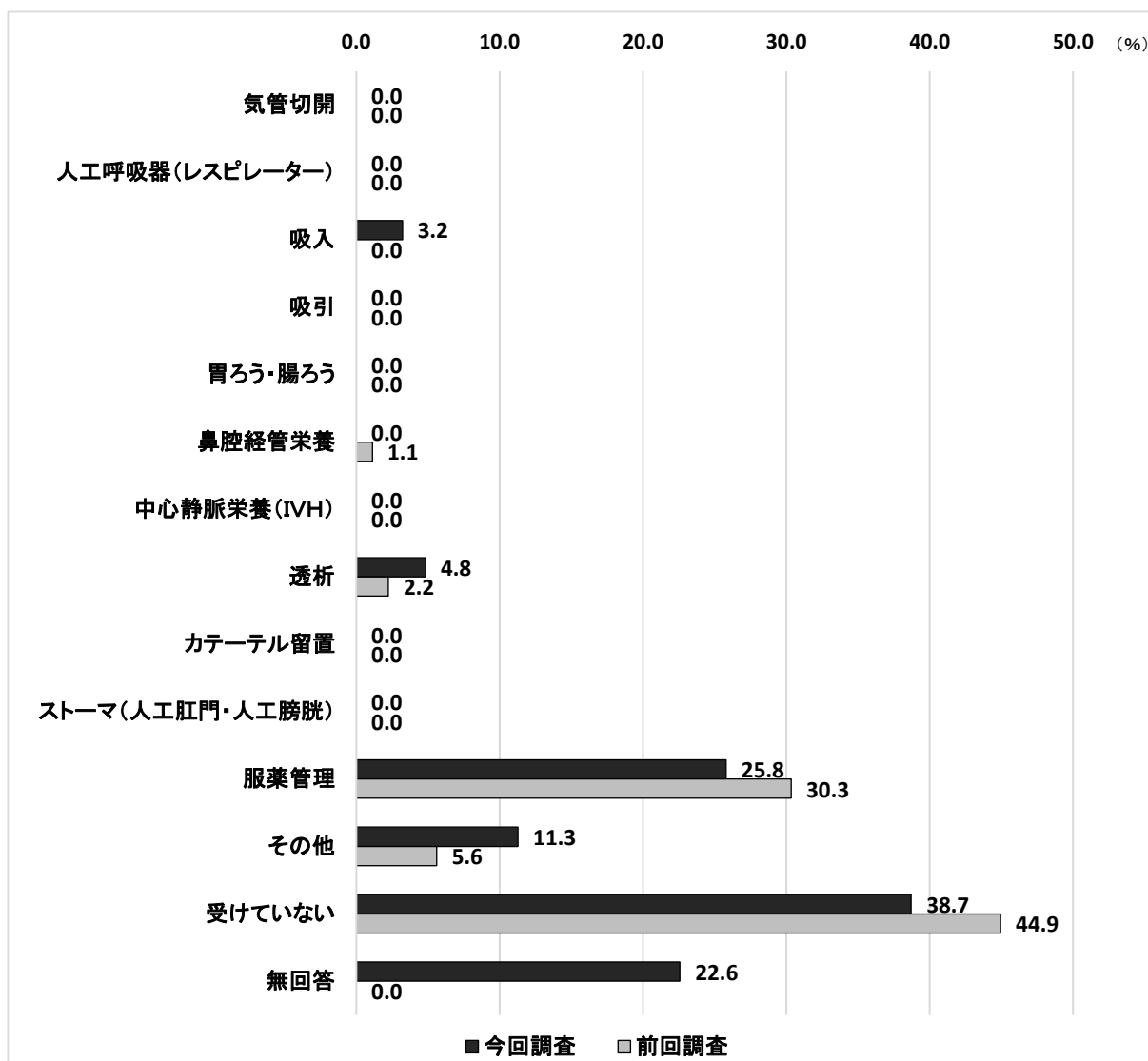
○前回調査と比較すると、「3級」が増加し、「1級」、「2級」が減少している。



問9 あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

○「受けていない」が 38.7%で最も高く、次いで、「服薬管理(25.8%)」、「その他(11.3%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「その他」がやや増加し、「服薬管理」、「受けていない」がやや減少している。

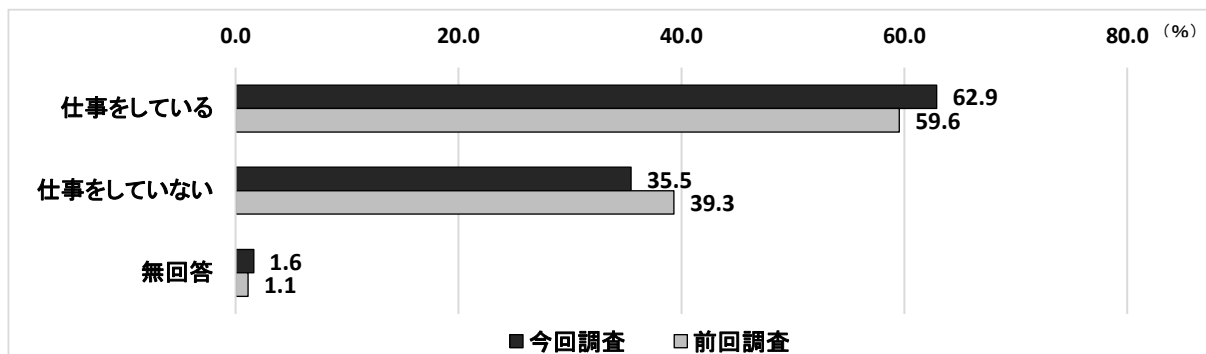


3 就労の状況について

問10 あなたは、現在、給料や賃金、工賃を得るような仕事をしていますか。(○は1つだけ)

○「仕事をしている」が62.9%、「仕事をしていない」が35.5%となっている。

○前回調査と比較し、大きな変化は見られない。

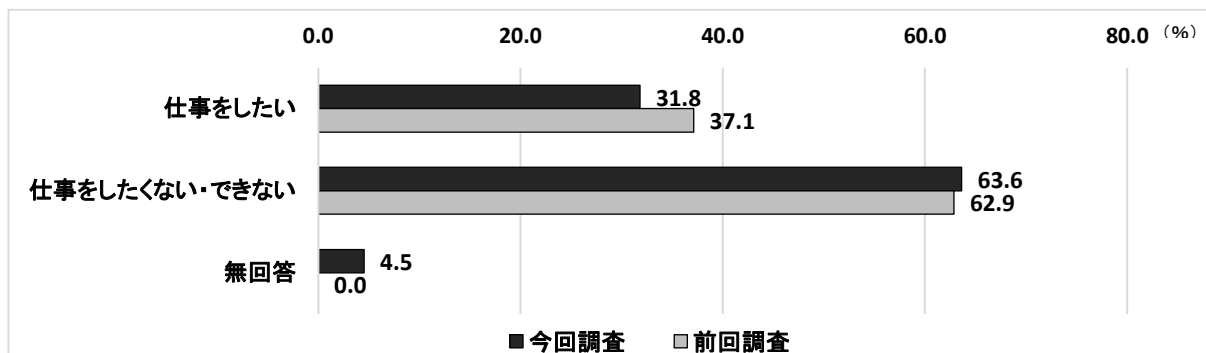


【問10で「2 仕事をしていない」と回答した方のみお答えください。】

問11 あなたは、将来、給料や賃金、工賃を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

○「仕事をしたい」が31.8%、「仕事をしたくない・できない」が63.6%となっている。

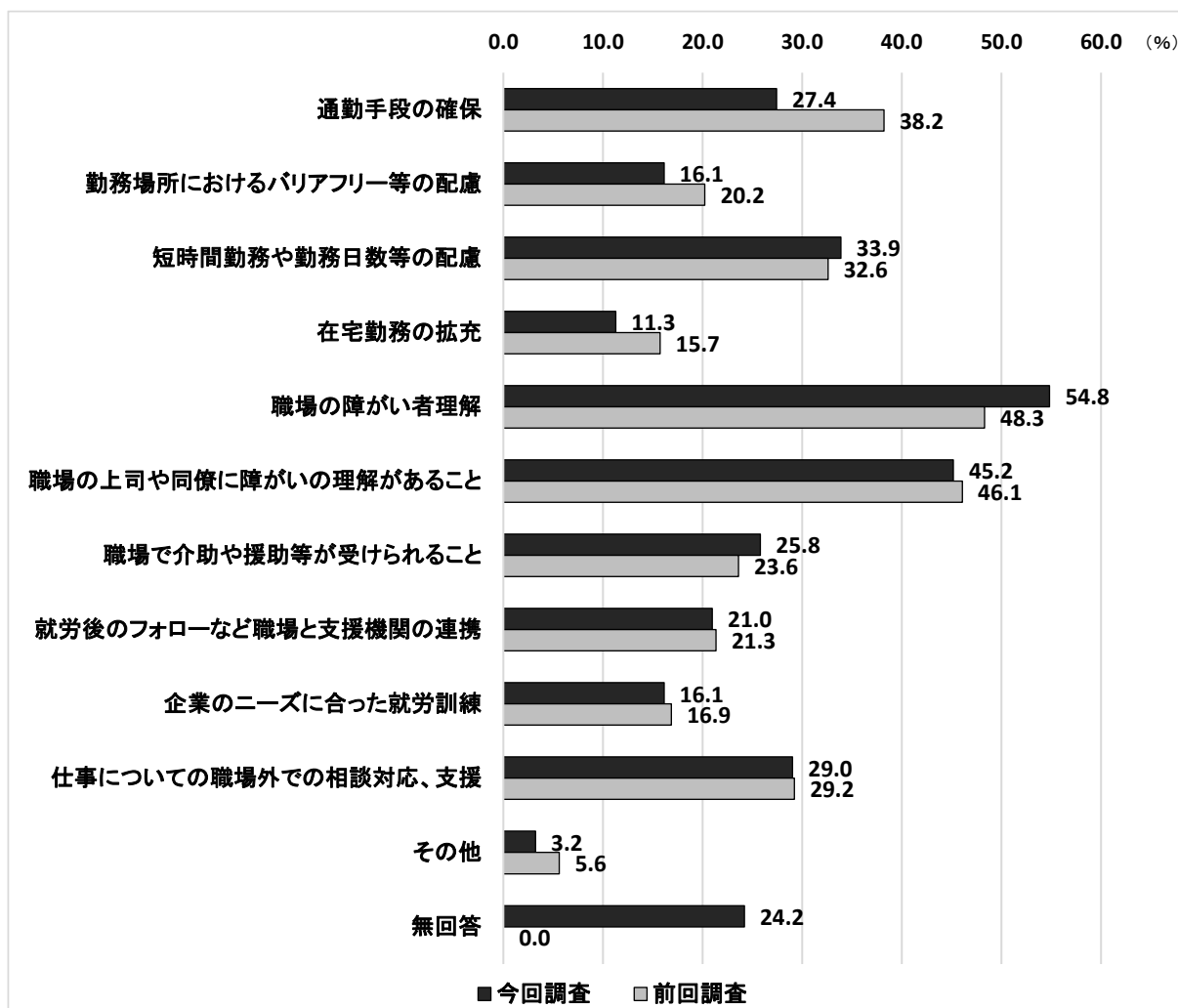
○前回調査と比較すると、「仕事をしたい」がやや減少している。



問12 あなたは、障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思えますか。(あてはまるものすべてに○)

○「職場の障がい者理解」が 54.8%で最も高く、次いで、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること(45.2%)」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮(33.9%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「職場の障がい者理解」がやや増加し、「通勤手段の確保」が減少している。

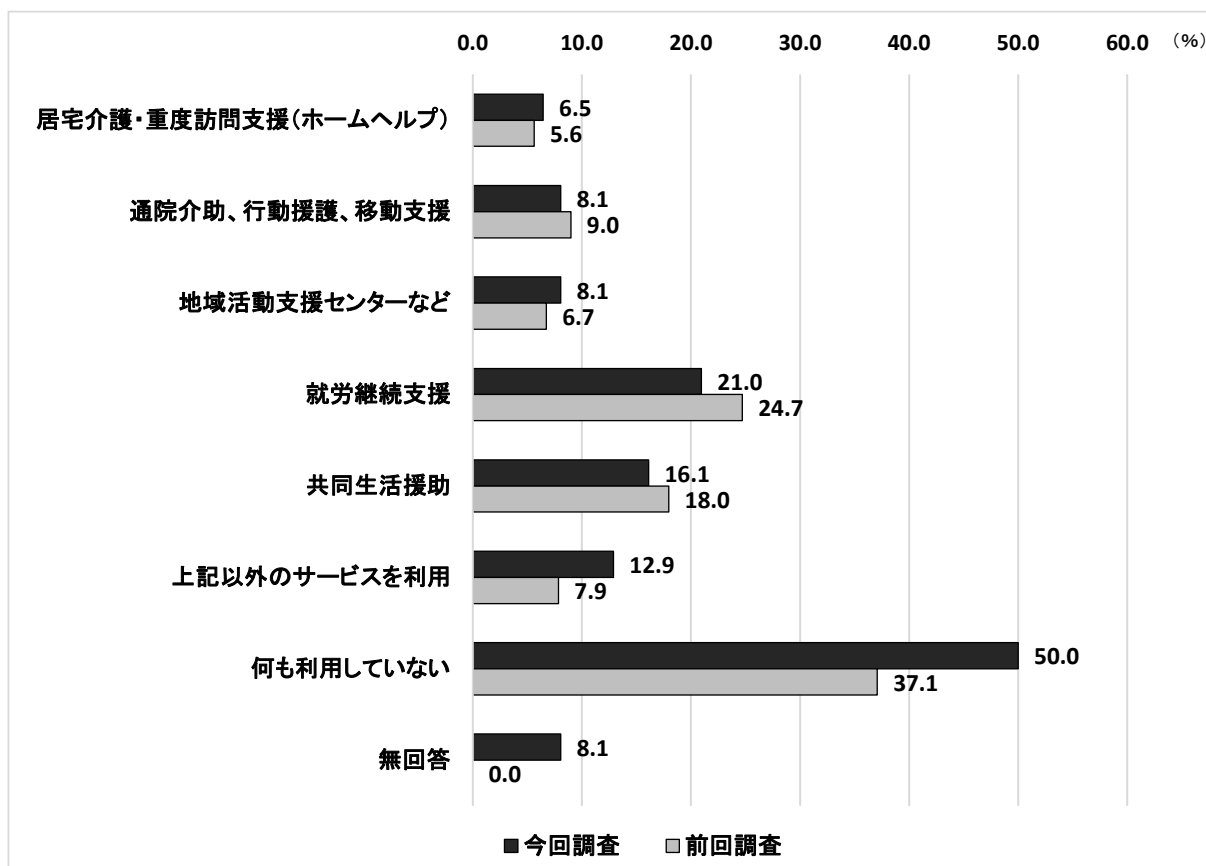


4 障がい福祉サービスについて

問13 あなたが、現在、利用している障がい福祉サービスについてお答えください。(サービスの種類については、あてはまるものすべてに○。満足度については、サービスごとに、○は1つだけ)

○「何も利用していない」が 50.0%で最も高く、次いで、「就労継続支援(21.0%)」、「共同生活援助(16.1%)」と続いている。

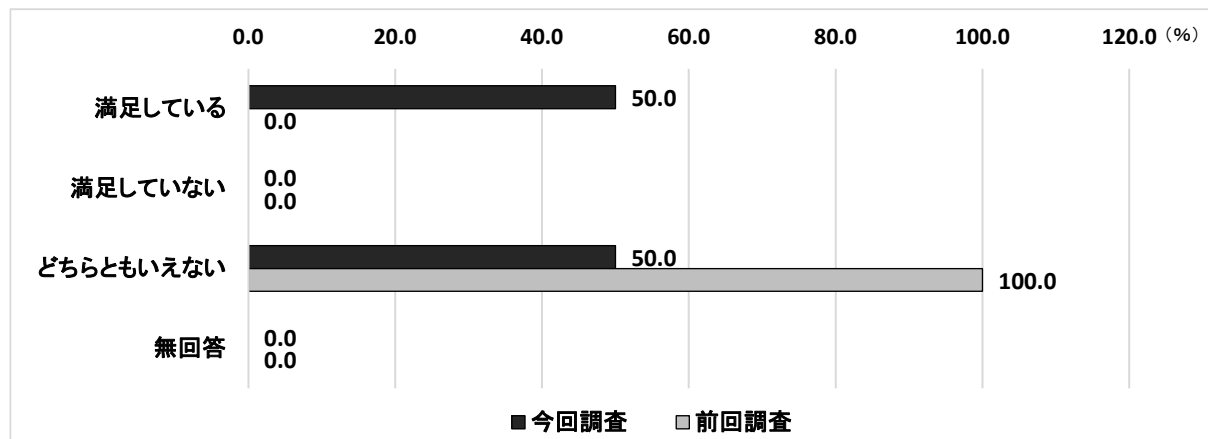
○前回調査と比較すると、「何も利用していない」が増加している。



1 居宅介護・重度訪問支援(ホームヘルプ)

○「満足している／どちらともいえない」が 50.0%で最も高く、次いで、「満足していない(0.0%)」と続いている。

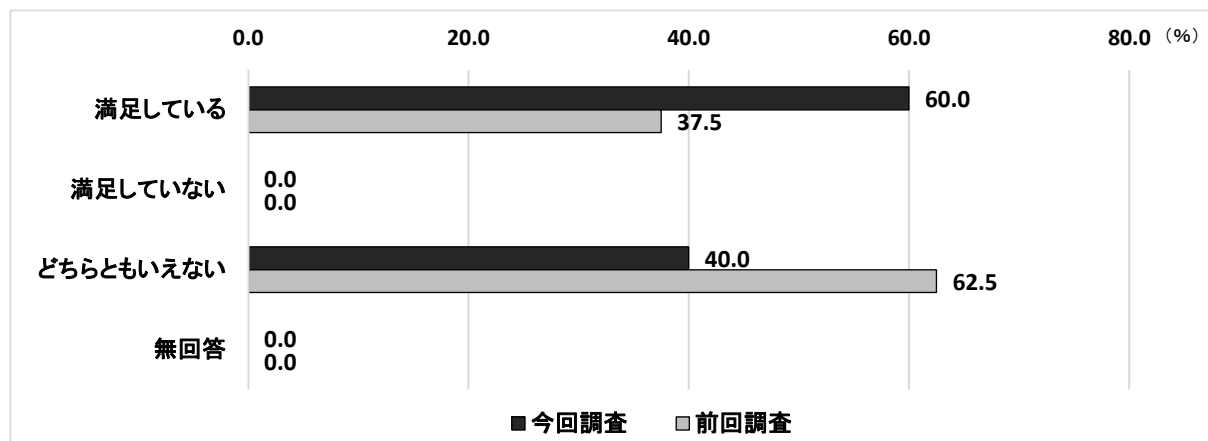
○前回調査と比較すると、「どちらともいえない」が減少している。



2 通院介助、行動援護、移動支援

○「満足している」が 60.0%で最も高く、次いで、「どちらともいえない (40.0%)」、「満足していない (0.0%)」と続いている。

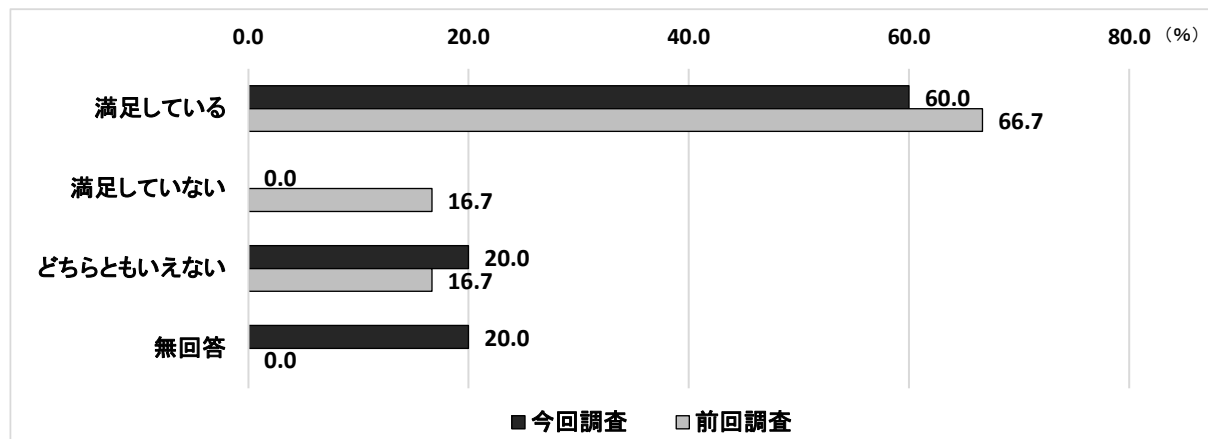
○前回調査と比較すると、「満足している」が増加し、「どちらともいえない」が減少している。



3 地域活動支援センターなど

○「満足している」が 60.0%で最も高く、次いで、「どちらともいえない(20.0%)」、「満足していない(0.0%)」と続いている。

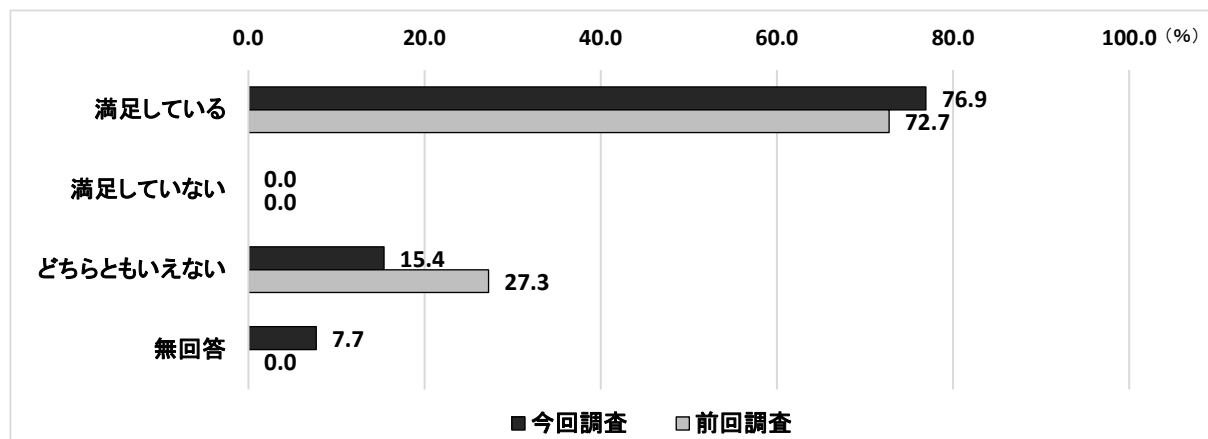
○前回調査と比較すると、「満足している」、「満足していない」が減少している。



4 就労継続支援

○「満足している」が 76.9%で最も高く、次いで、「どちらともいえない(15.4%)」、「満足していない(0.0%)」と続いている。

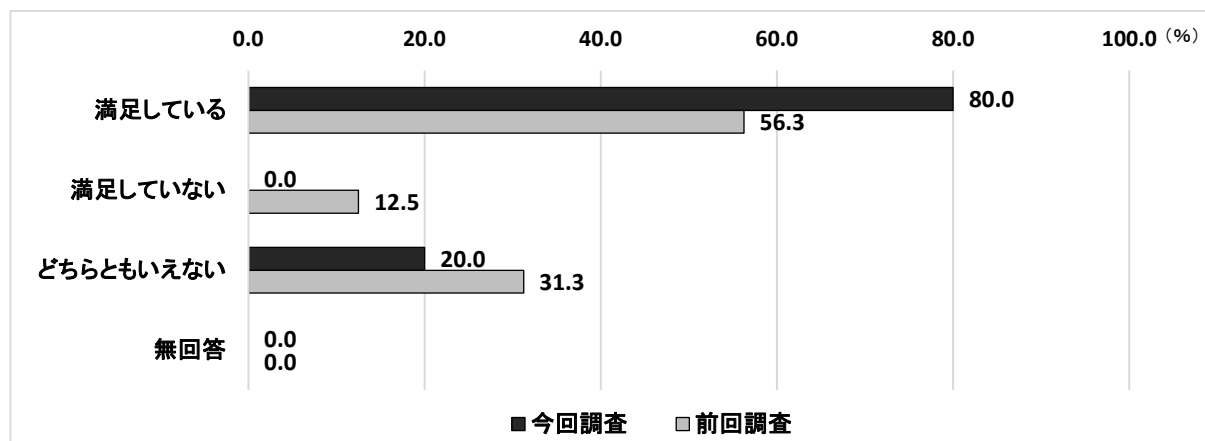
○前回調査と比較すると、「どちらともいえない」が減少している。



5 共同生活援助

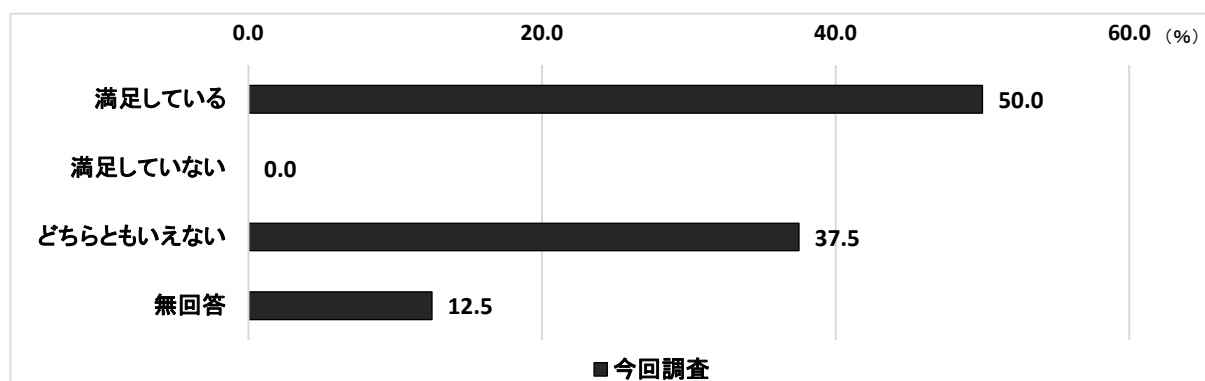
○「満足している」が 80.0%で最も高く、次いで、「どちらともいえない(20.0%)」、「満足していない(0.0%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「満足している」が増加し、「満足していない」、「どちらともいえない」が減少している。



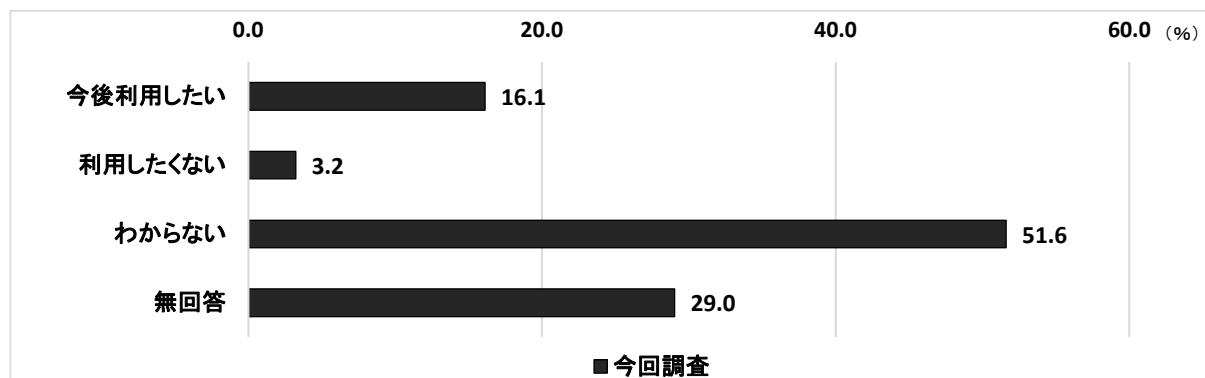
6 上記以外のサービスを利用

○「満足している」が 50.0%で最も高く、次いで、「どちらともいえない(37.5%)」、「満足していない(0.0%)」と続いている。



7 何も利用していない

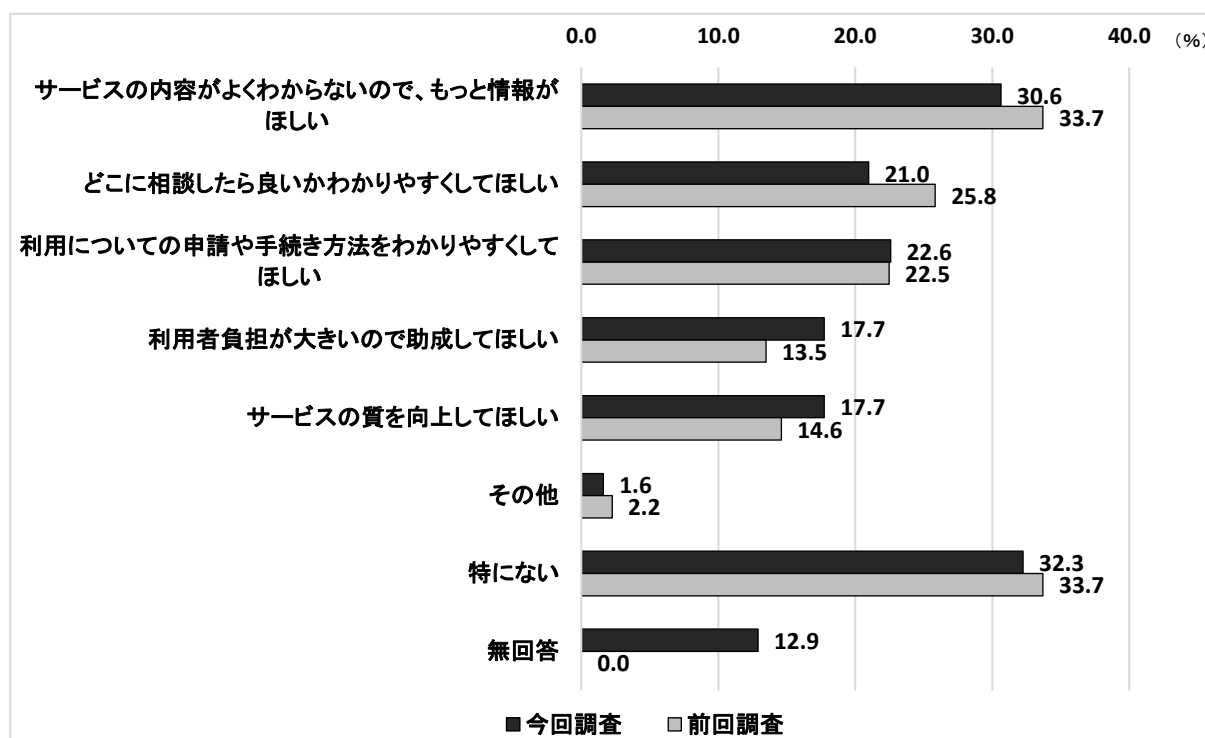
○「わからない」が51.6%で最も高く、次いで、「今後利用したい(16.1%)」、「利用したくない(3.2%)」と続いている。



問14 障がい福祉サービスをより利用しやすくするために、今後あなたが希望することは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○「特になし」が32.3%で最も高く、次いで、「サービスの内容がよくわからないので、もっと情報がほしい(30.6%)」、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい(22.6%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「利用者負担が大きいので助成してほしい」がやや増加し、「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」がやや減少している。

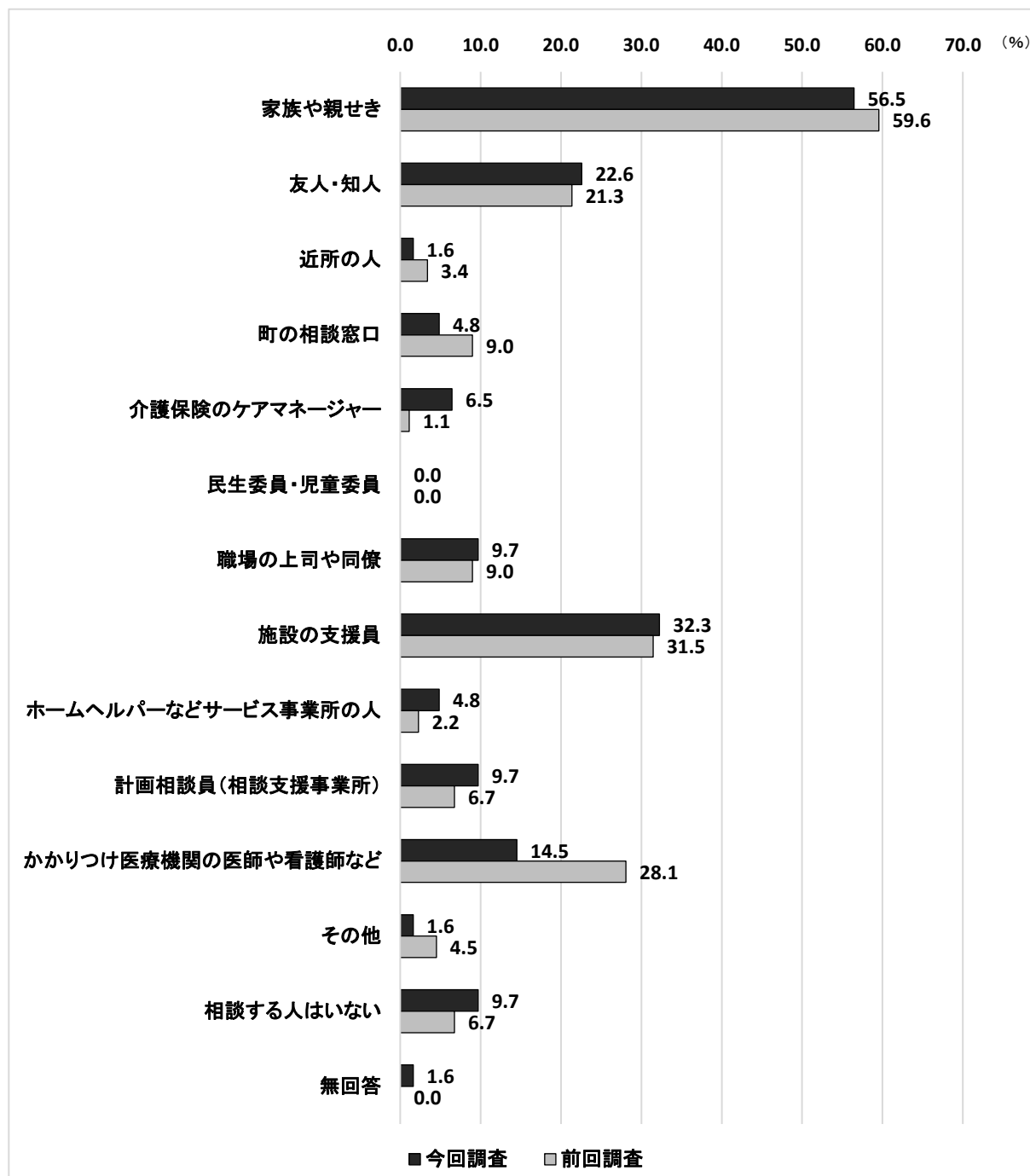


5 悩みや相談について

問15 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

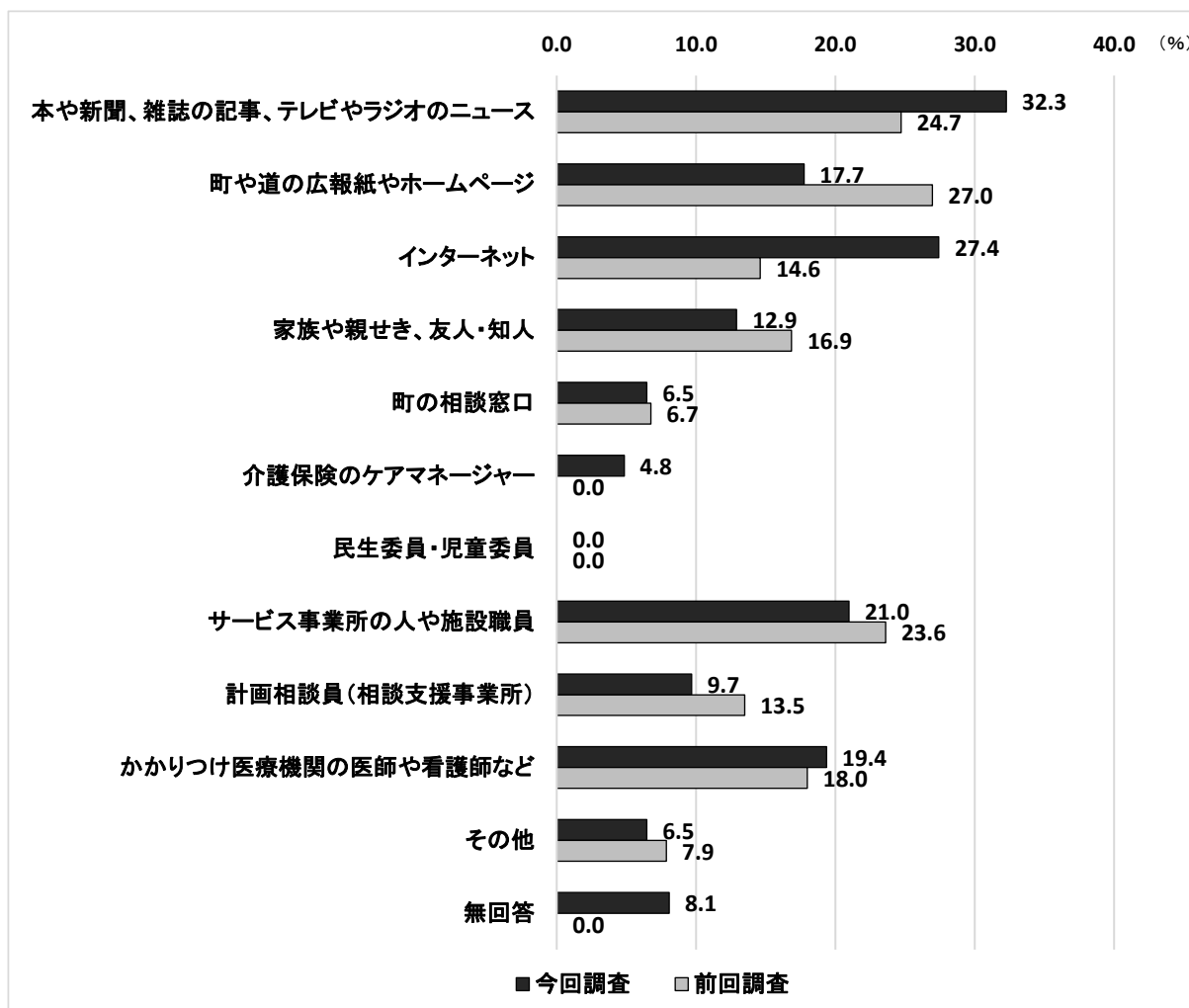
○「家族や親せき」が 56.5%で最も高く、次いで、「施設の支援員(32.3%)」、「友人・知人(22.6%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「かかりつけ医療機関の医師や看護師など」が減少している。



問16 あなたは、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

- 「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 32.3%で最も高く、次いで、「インターネット(27.4%)」、「サービス事業所の人や施設職員(21.0%)」と続いている。
- 前回調査と比較すると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「インターネット」、「介護保険のケアマネージャー」が増加し、「町や道の広報紙やホームページ」が減少している。

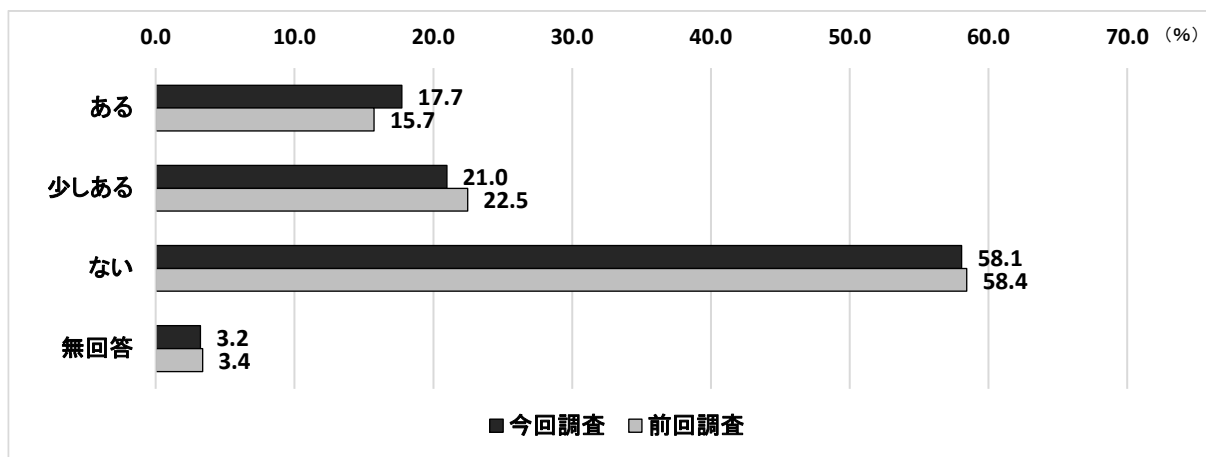


6 権利擁護について

問17 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(〇は1つだけ)

○「ない」が58.1%で最も高く、次いで、「少しある(21.0%)」、「ある(17.7%)」と続いている。

○前回調査と比較し、大きな変化は見られない。

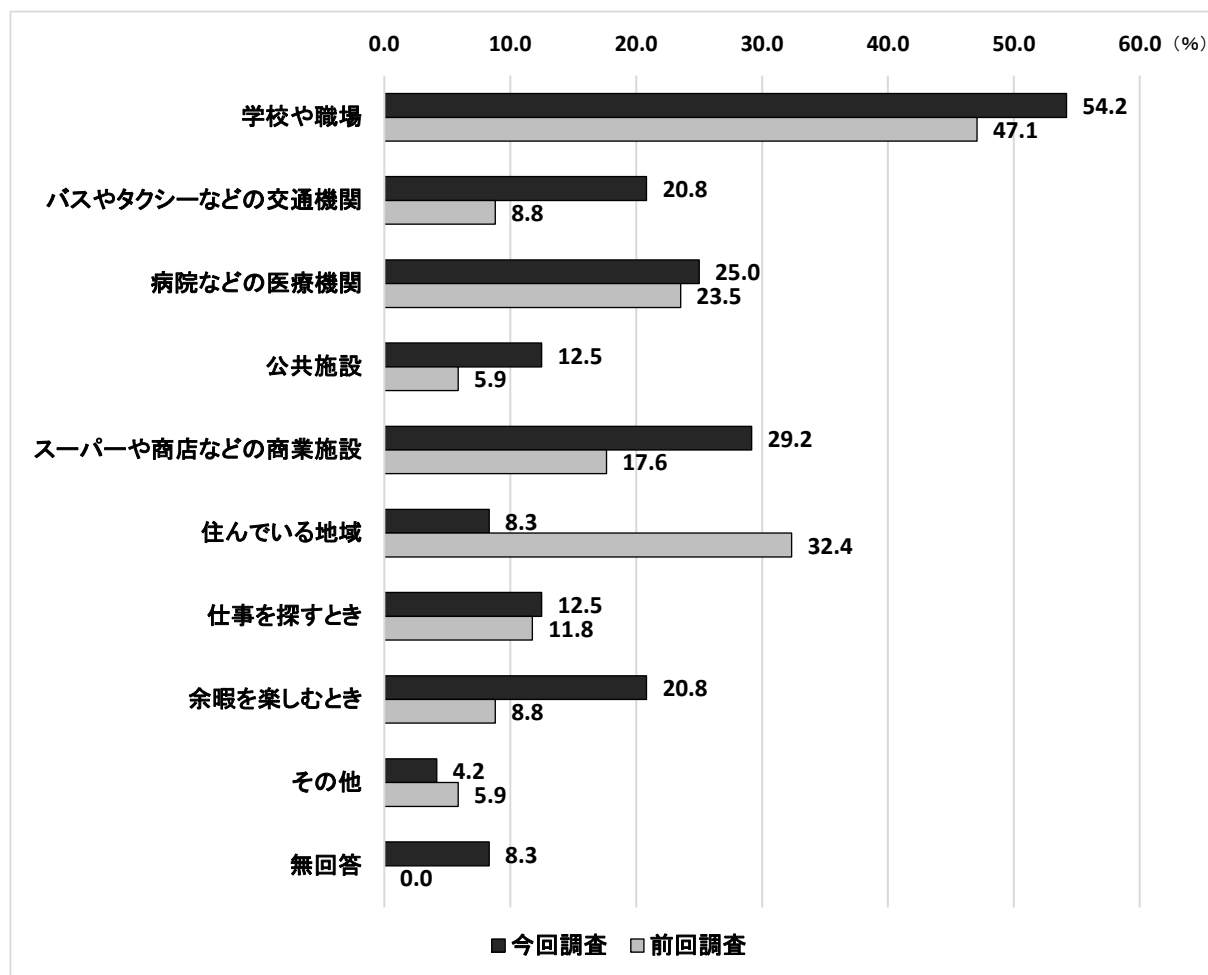


【問17で「1」または「2」と回答された方にお聞きします。】

問18 どのようなところで差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

○「学校や職場」が54.2%で最も高く、次いで、「スーパーや商店などの商業施設(29.2%)」、「病院などの医療機関(25.0%)」と続いている。

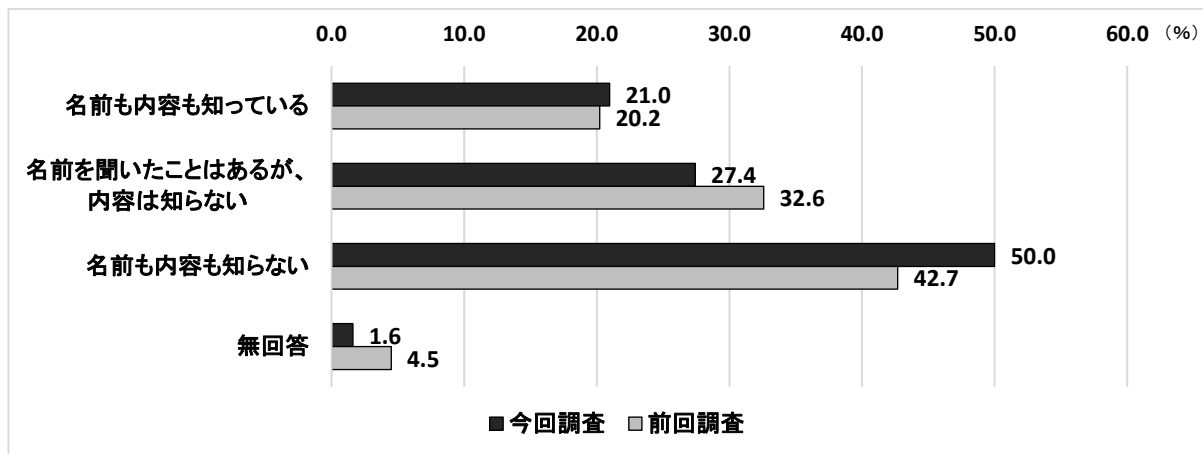
○前回調査と比較すると、「学校や職場」、「バスやタクシーなどの交通機関」、「公共施設」、「スーパーや商店などの商業施設」、「余暇を楽しむとき」が増加し、「住んでいる地域」が減少している。



問20 あなたは、成年後見制度を知っていますか。(○は1つだけ)

○「名前も内容も知らない」が 50.0%で最も高く、次いで、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない(27.4%)」、「名前も内容も知っている(21.0%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「名前も内容も知らない」が増加し、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」がやや減少している。

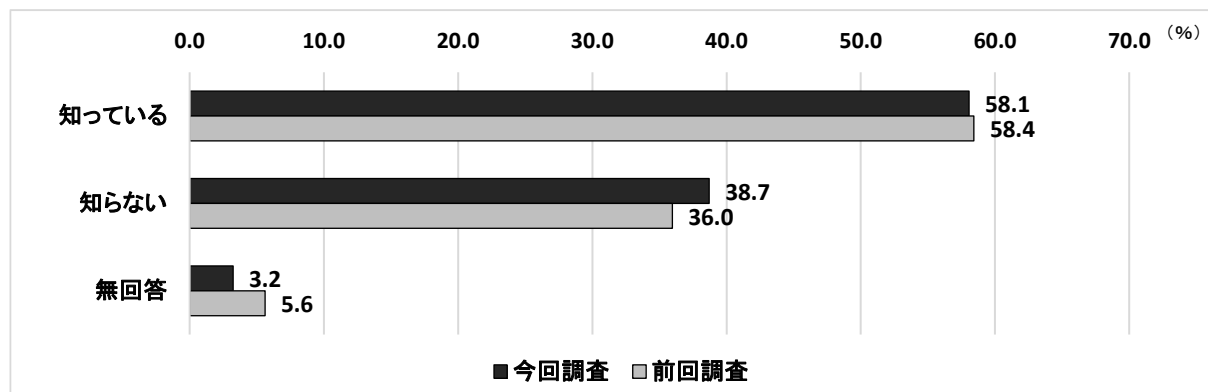


7 災害時の避難などについて

問21 あなたは、自分の避難場所をご存知ですか。(○は1つだけ)

○「知っている」が58.1%、「知らない」が38.7%となっている。

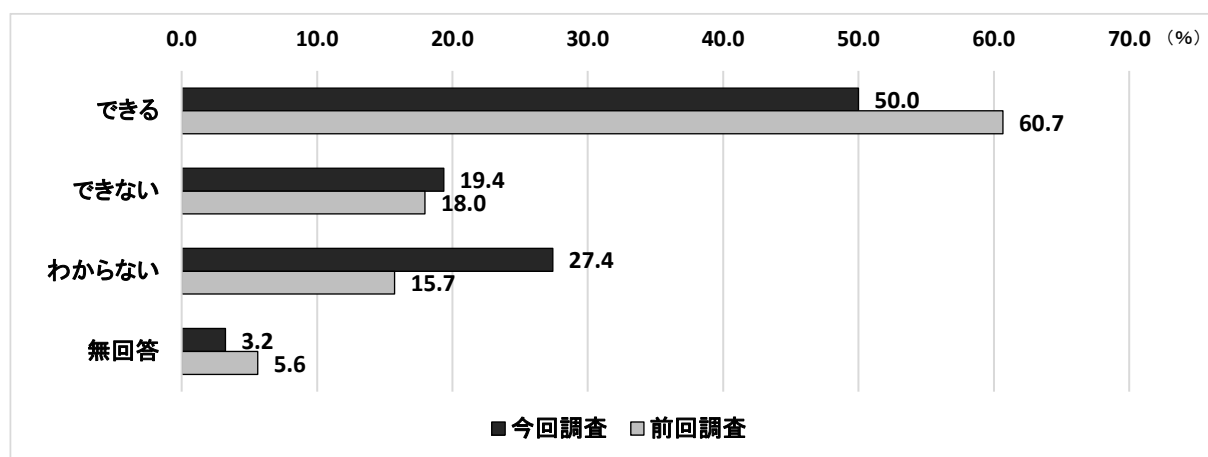
○前回調査と比較し、大きな変化は見られない。



問22 あなたは、火事や地震、風水害などの災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

○「できる」が50.0%で最も高く、次いで、「わからない(27.4%)」、「できない(19.4%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「わからない」が増加し、「できる」が減少している。

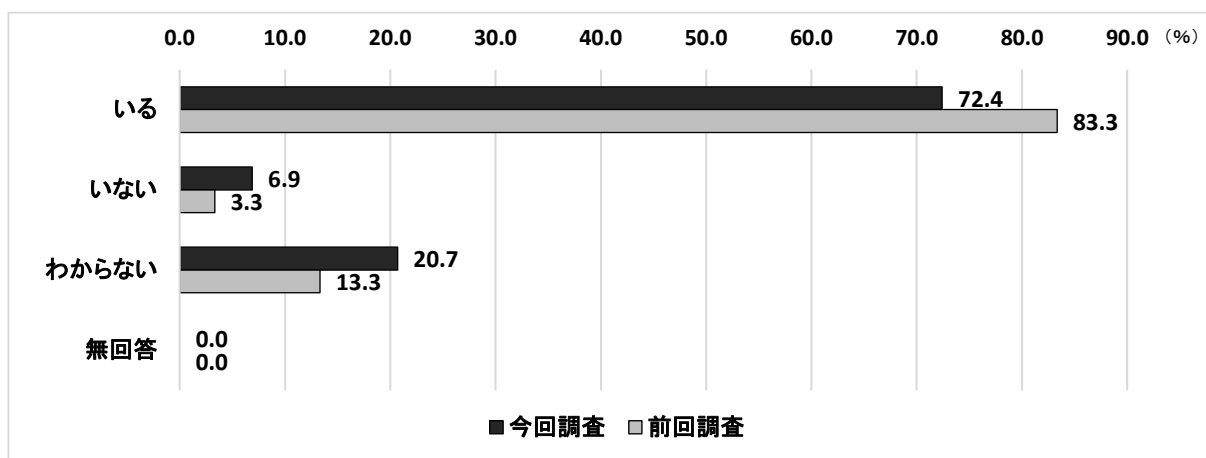


【問22で「 2 」または「 3 」と回答された方にお聞きします。】

問23 あなたを助けてくれる人は近くにいますか。(○は1つだけ)

○「いる」が72.4%で最も高く、次いで、「わからない(20.7%)」、「いない(6.9%)」と続いている。

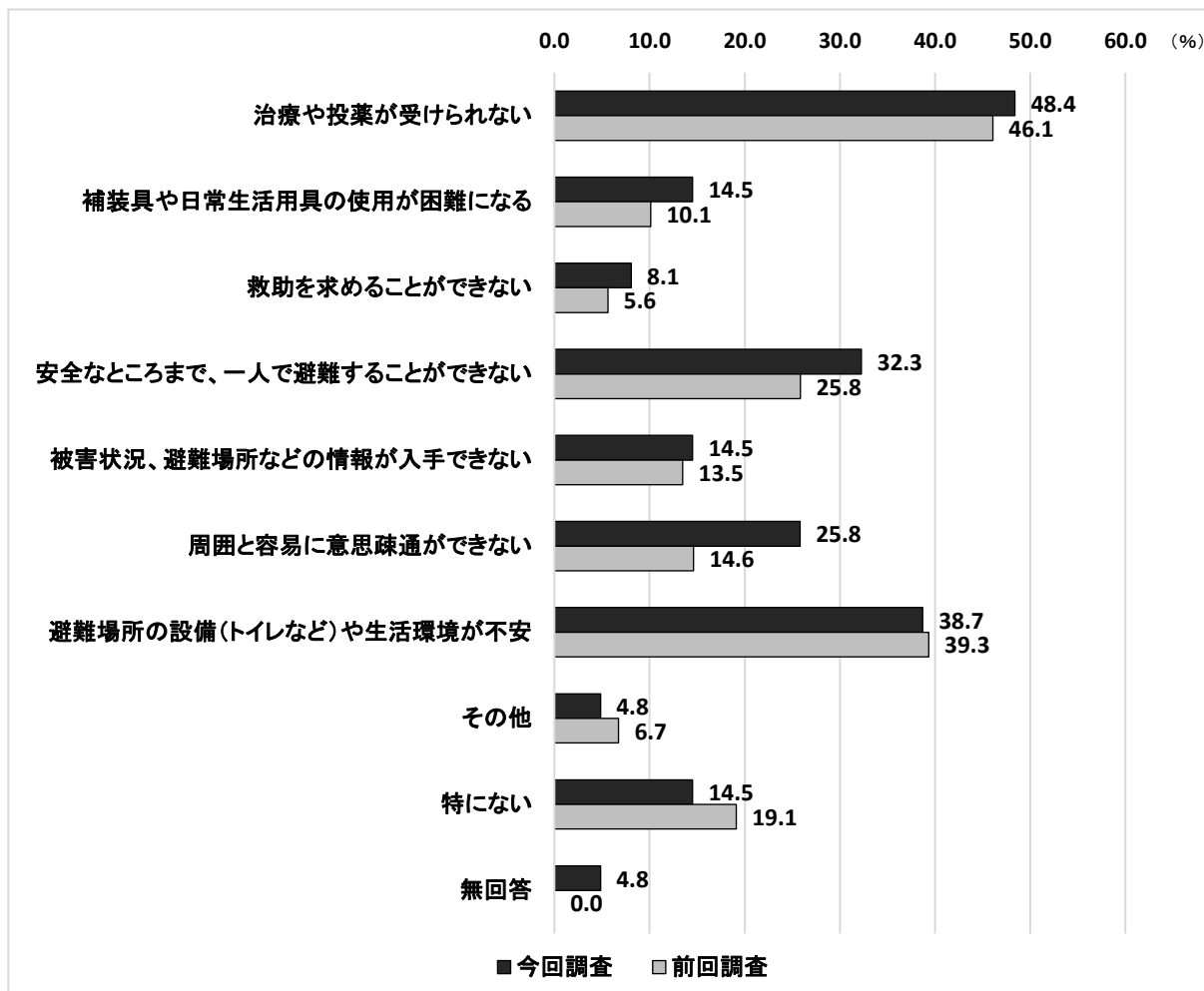
○前回調査と比較すると、「わからない」が増加し、「いる」が減少している。



問24 火事や地震、風水害などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○「治療や投薬が受けられない」が 48.4%で最も高く、次いで、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安(38.7%)」、「安全なところまで、一人で避難することができない(32.3%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「周囲と容易に意思疎通ができない」が増加している。

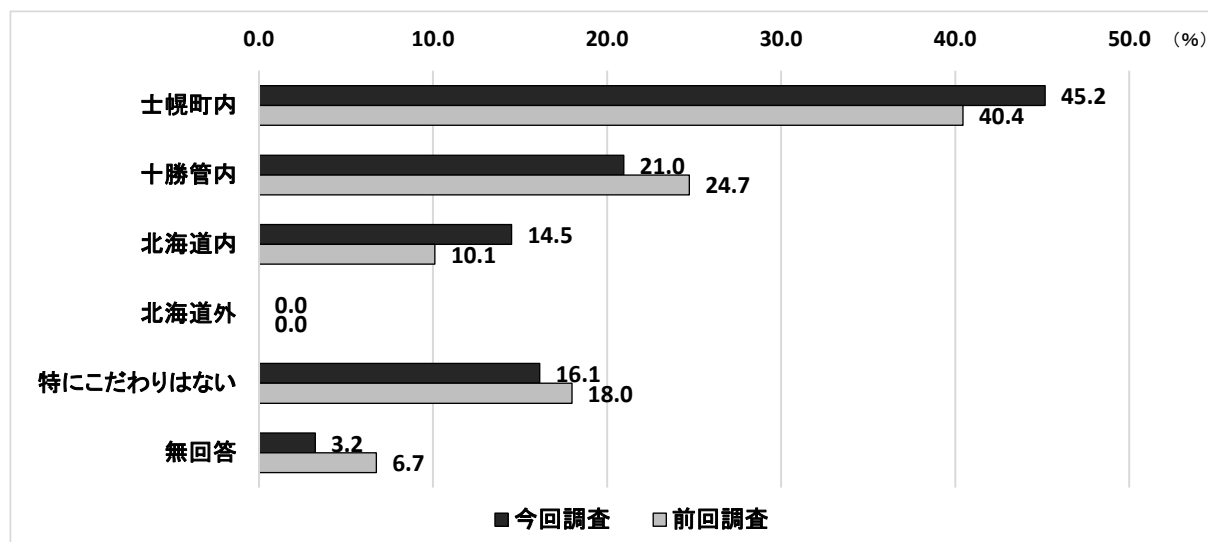


8 今後の生活と障がい福祉について

問25 あなたは今後どこで生活をしていきたいですか。(○は1つだけ)

○「士幌町内」が45.2%で最も高く、次いで、「十勝管内(21.0%)」、「特にこだわりはない(16.1%)」と続いている。

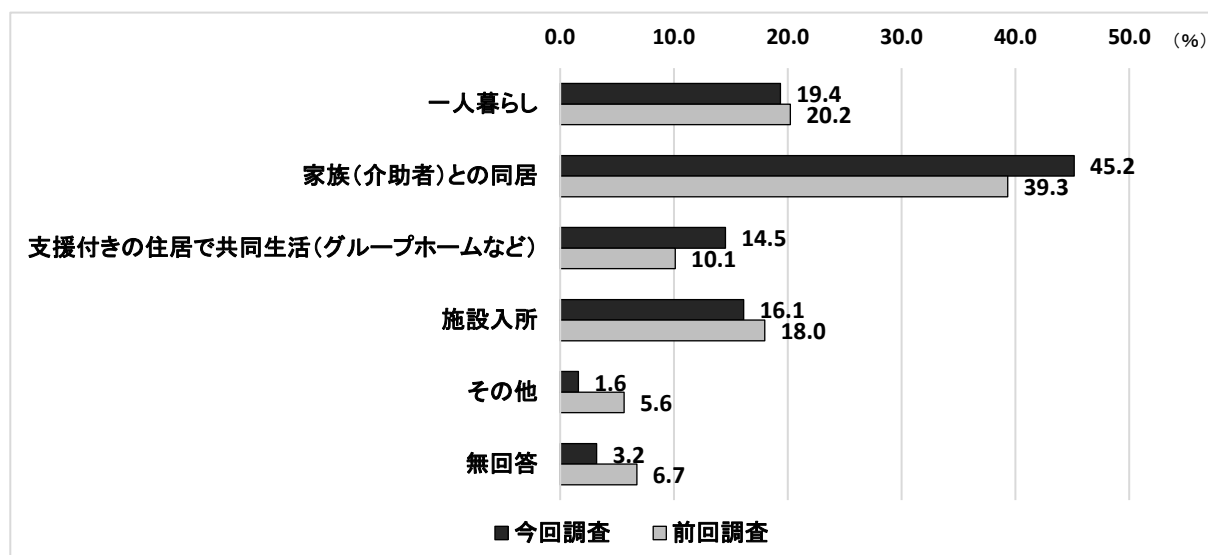
○前回調査と比較すると、「士幌町内」、「北海道内」がやや増加し、「十勝管内」がやや減少している。



問26 あなたは、今後、どのような生活をしていきたいですか。(○は1つだけ)

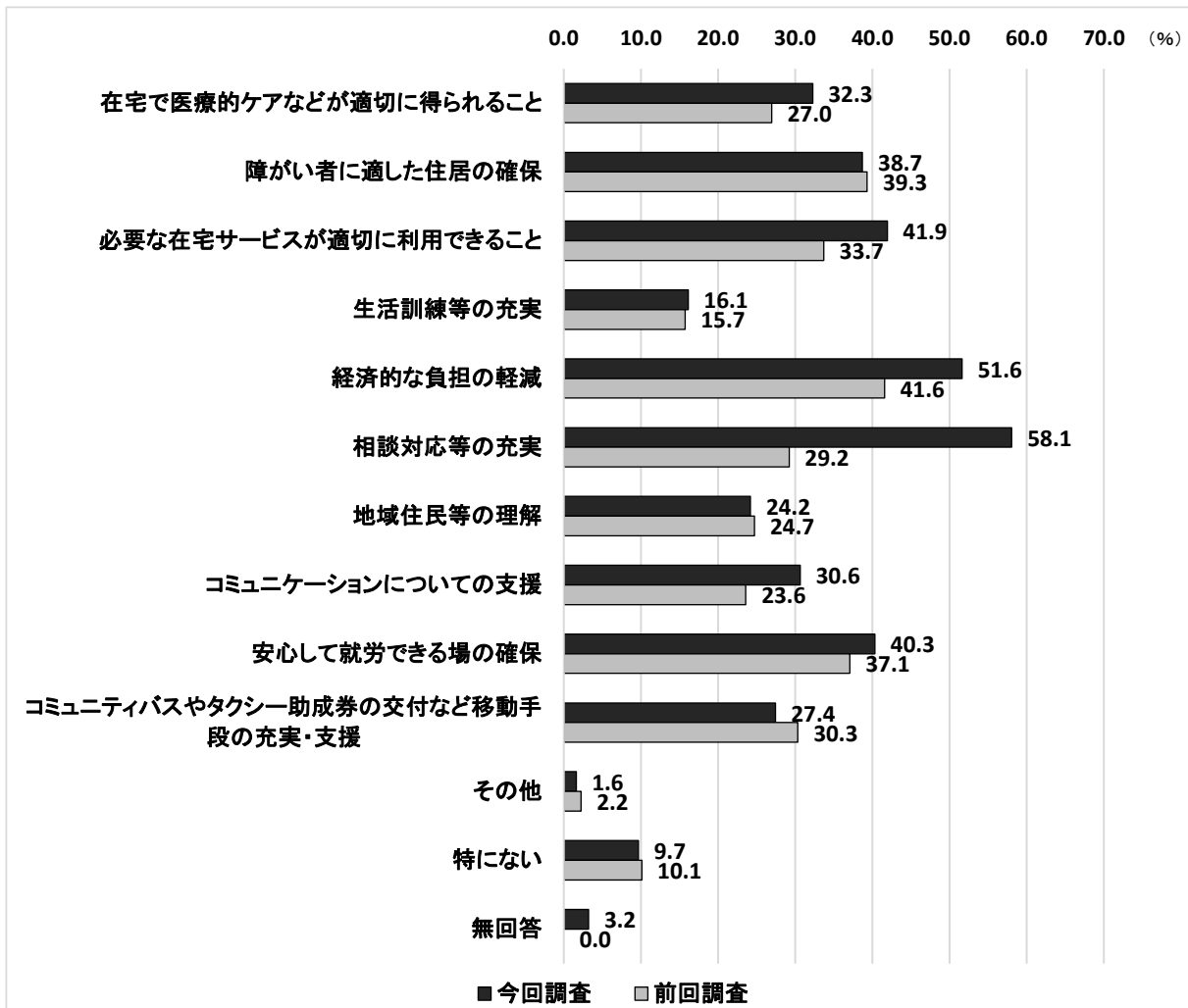
○「家族(介助者)との同居」が45.2%で最も高く、次いで、「一人暮らし(19.4%)」、「施設入所(16.1%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「家族(介助者)との同居」がやや増加している。



問27 障がい者が、これからも地域で安心して生活していくためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 「相談対応等の充実」が58.1%で最も高く、次いで、「経済的な負担の軽減(51.6%)」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること(41.9%)」と続いている。
- 前回調査と比較すると、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「経済的な負担の軽減」、「相談対応等の充実」、「コミュニケーションについての支援」が増加している。



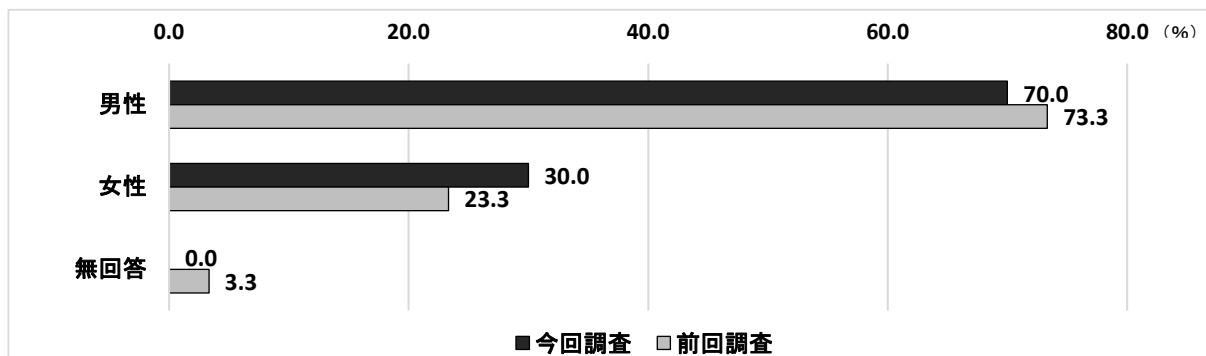
Ⅲ 児童

1 お子さんについて

問1 お子さんの性別をお答えください。(○は1つだけ)

○「男性」が70.0%、「女性」が30.0%となっている。

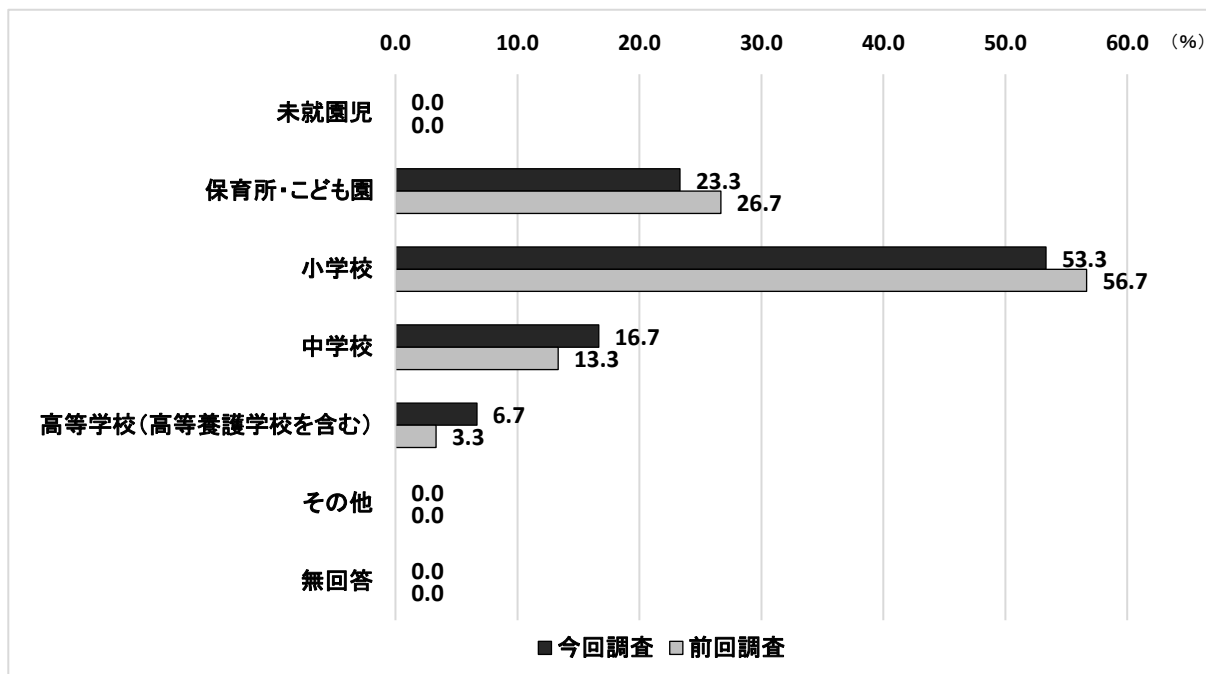
○前回調査と比較すると、「女性」がやや増加している。



問2 お子さんが現在所属している所、通っている所は次のうちどれですか。(○は1つだけ)

○「小学校」が53.3%で最も高く、次いで、「保育所・こども園(23.3%)」、「中学校(16.7%)」と続いている。

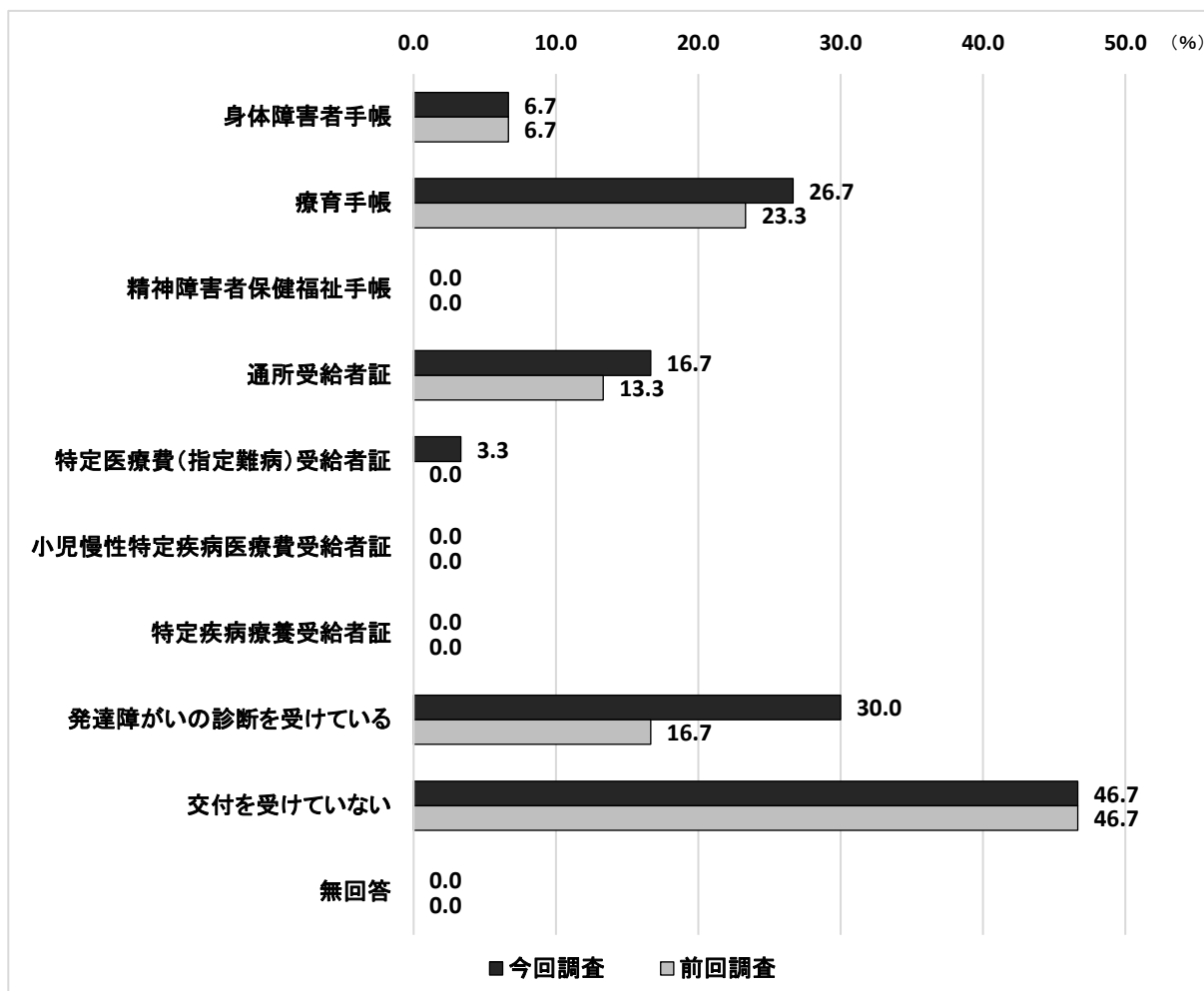
○前回調査と比較し、大きな変化は見られない。



問3 お子さんが交付を受けている手帳や受給者証の種類を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

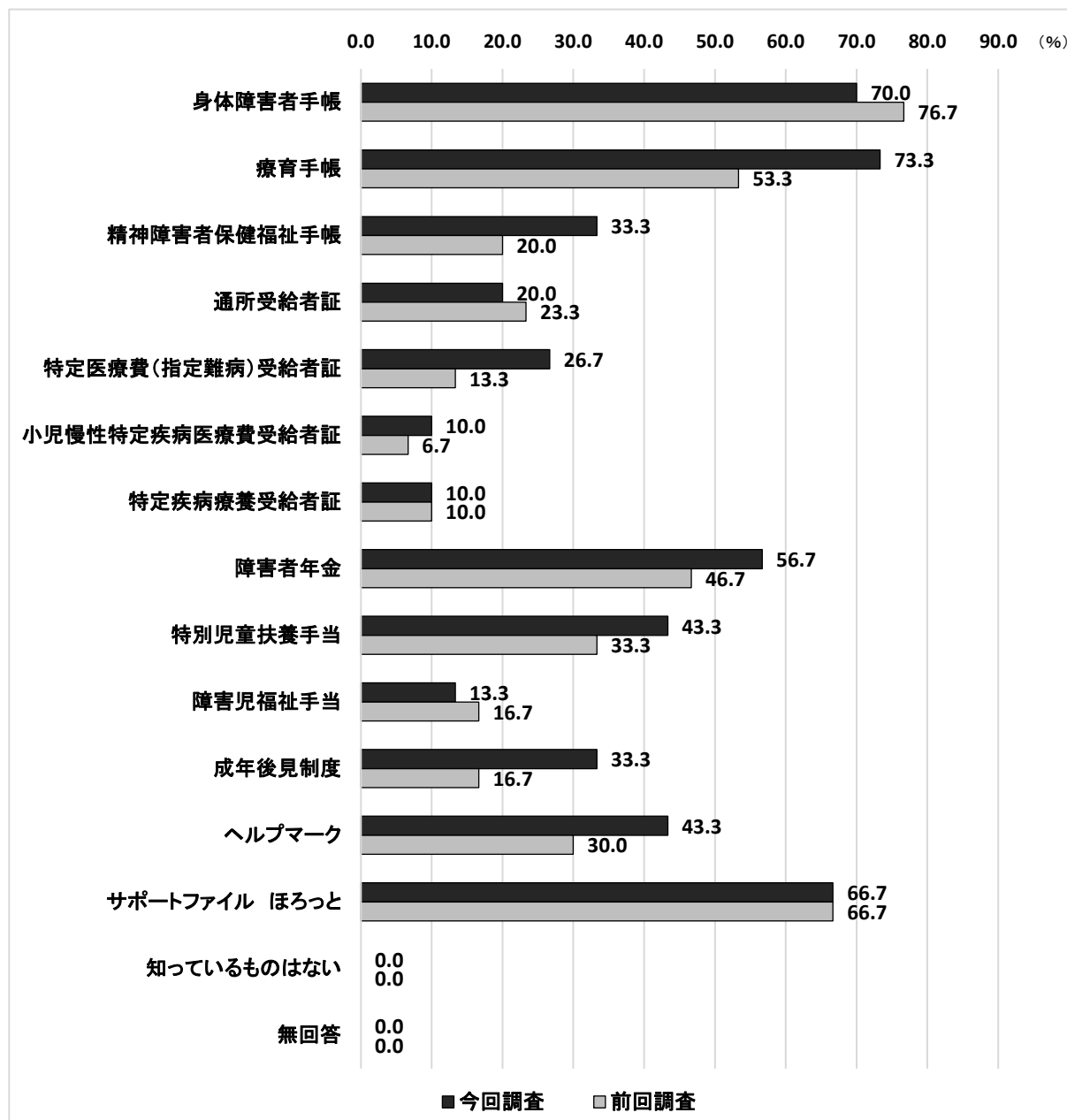
○「交付を受けていない」が 46.7%で最も高く、次いで、「発達障がいの診断を受けている(30.0%)」、「療育手帳(26.7%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「発達障がいの診断を受けている」が増加している。



問4 あなたが知っているものを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- 「療育手帳」が 73.3%で最も高く、次いで、「身体障害者手帳(70.0%)」、「サポートファイル ほろっと(66.7%)」と続いている。
- 前回調査と比較すると、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「特定医療費(指定難病)受給者証」、「障害者年金」、「特別児童扶養手当」、「成年後見制度」、「ヘルプマーク」が増加し、「身体障害者手帳」がやや減少している。

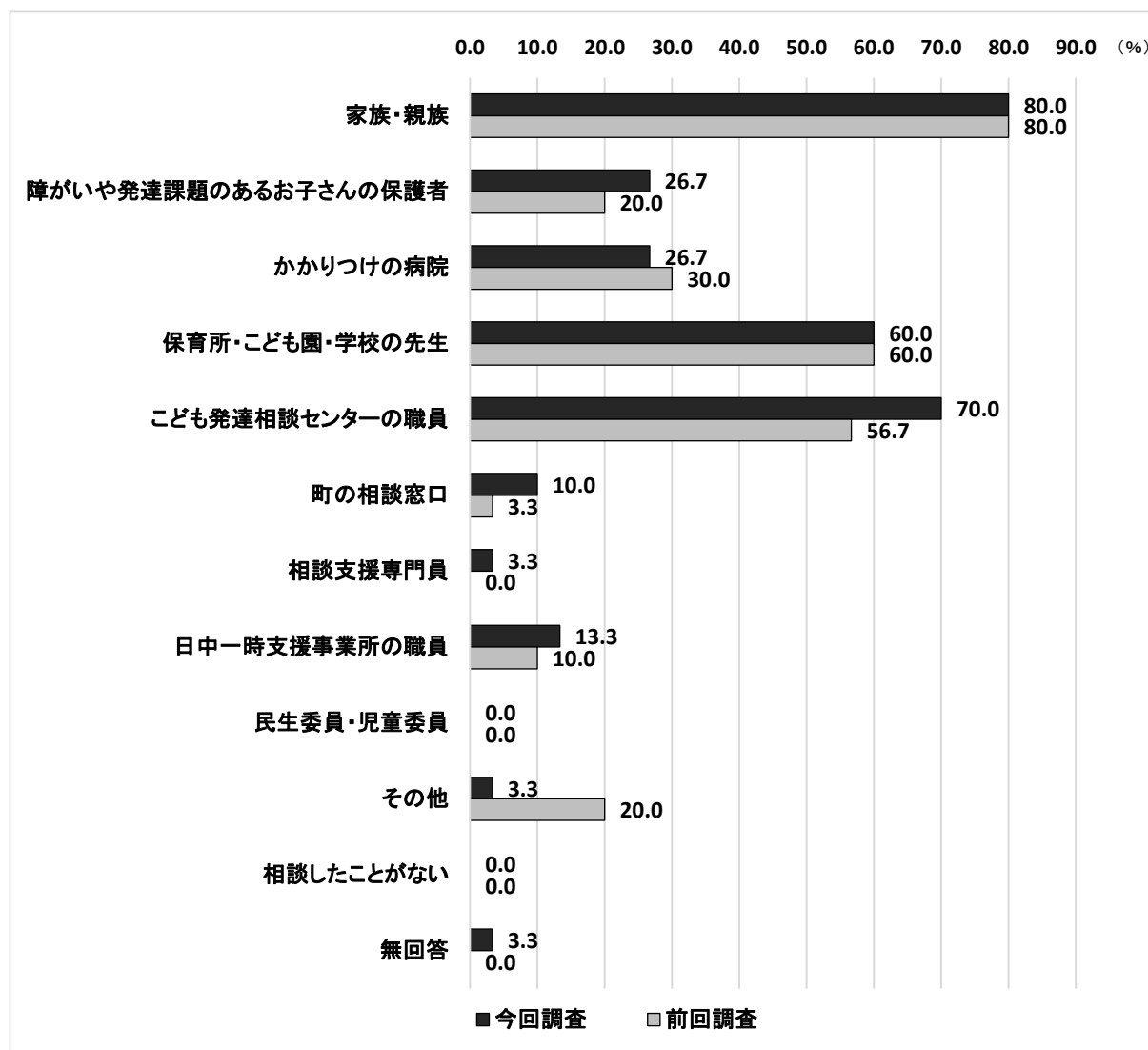


2 相談について

問5 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

○「家族・親族」が 80.0%で最も高く、次いで、「こども発達相談センターの職員(70.0%)」、「保育所・こども園・学校の先生(60.0%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「障がいや発達課題のあるお子さんの保護者」、「こども発達相談センターの職員」、「町の相談窓口」が増加し、「その他」が減少している。

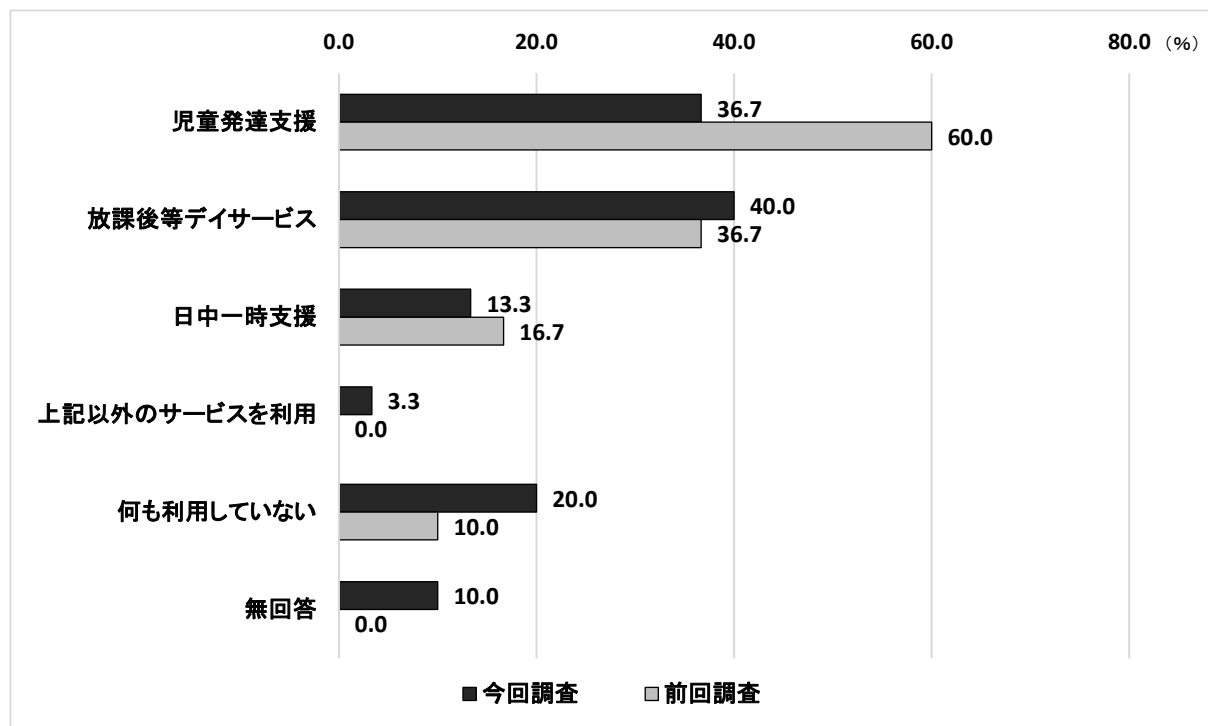


3 障がい福祉サービスについて

問6 お子さんが、現在、利用している障がい福祉サービスについてお答えください。(サービスの種類については、あてはまるものすべてに○。満足度については、サービスごとに、○は1つだけ)

○「放課後等デイサービス」が 40.0%で最も高く、次いで、「児童発達支援(36.7%)」、「何も利用していない(20.0%)」と続いている。

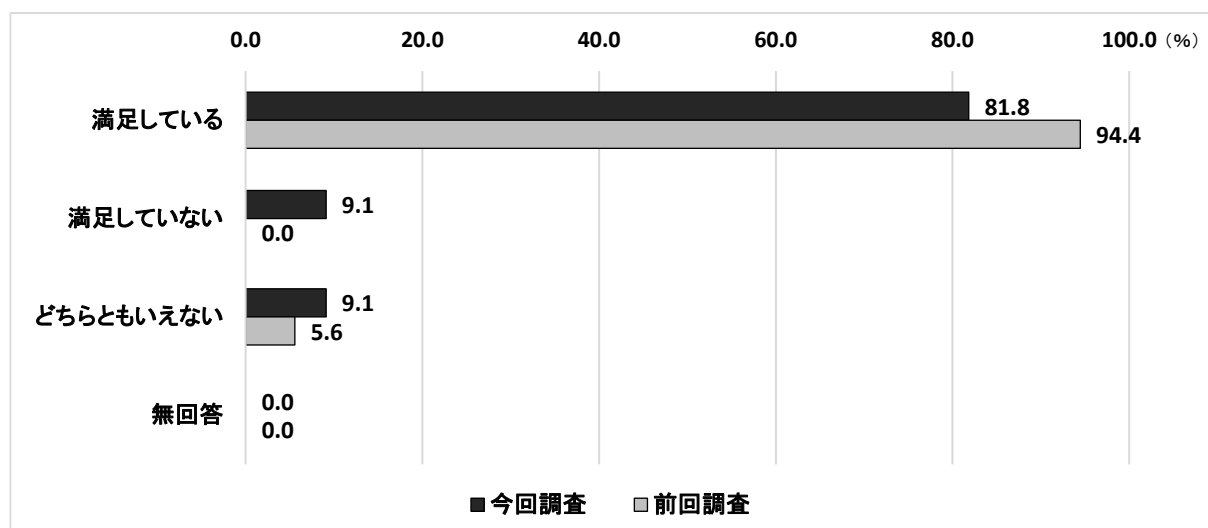
○前回調査と比較すると、「何も利用していない」が増加し、「児童発達支援」が減少している。



1 児童発達支援

○「満足している」が 81.8%で最も高く、次いで、「満足していない／どちらともいえない(9.1%)」と続いている。

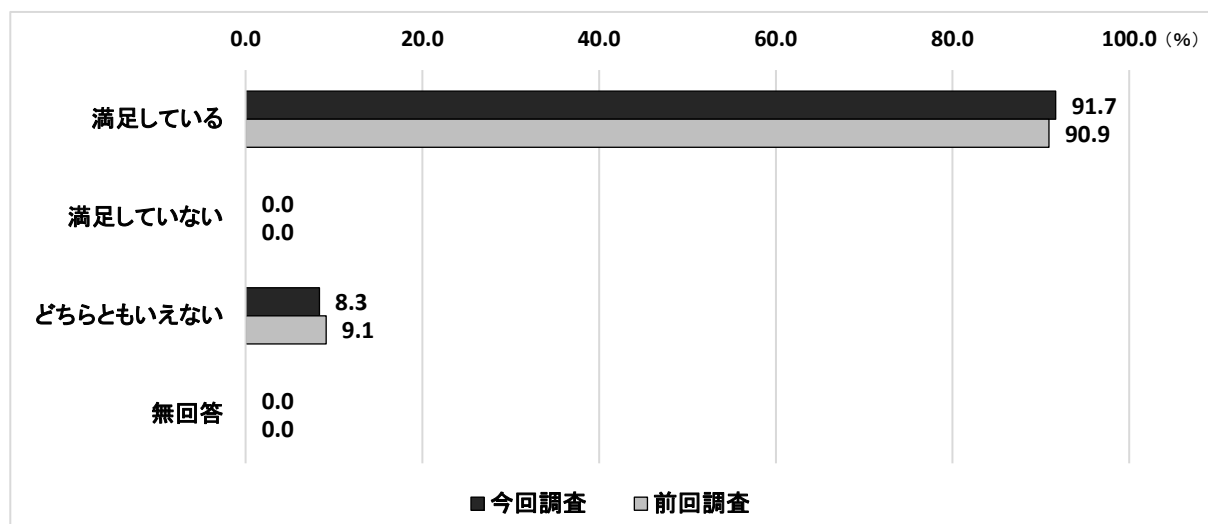
○前回調査と比較すると、「満足していない」が増加し、「満足している」が減少している。



2 放課後等デイサービス

○「満足している」が 91.7%で最も高く、次いで、「どちらともいえない(8.3%)」、「満足していない(0.0%)」と続いている。

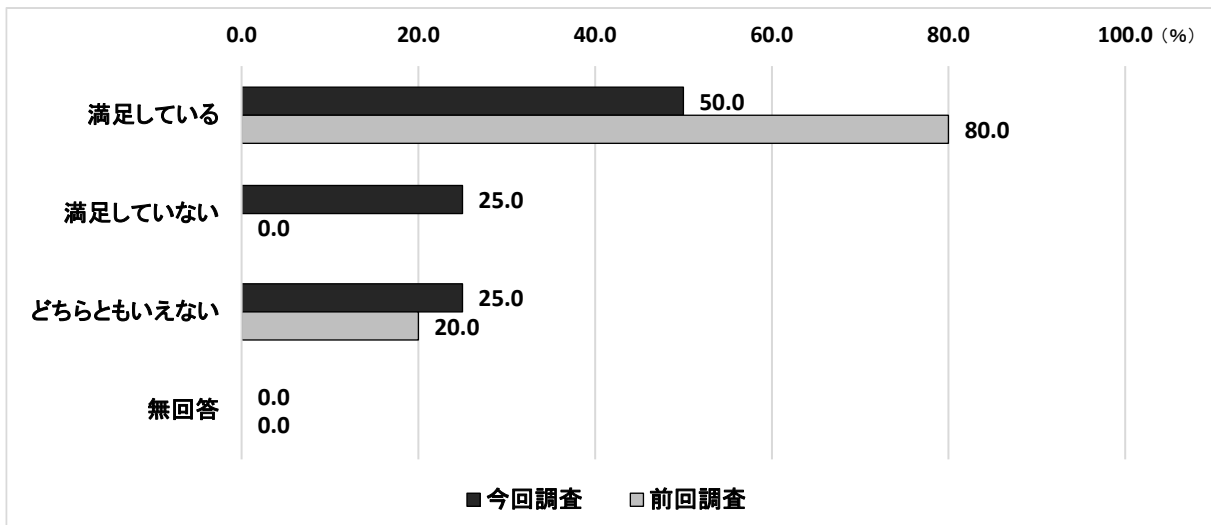
○前回調査と比較し、大きな変化は見られない。



3 日中一時支援

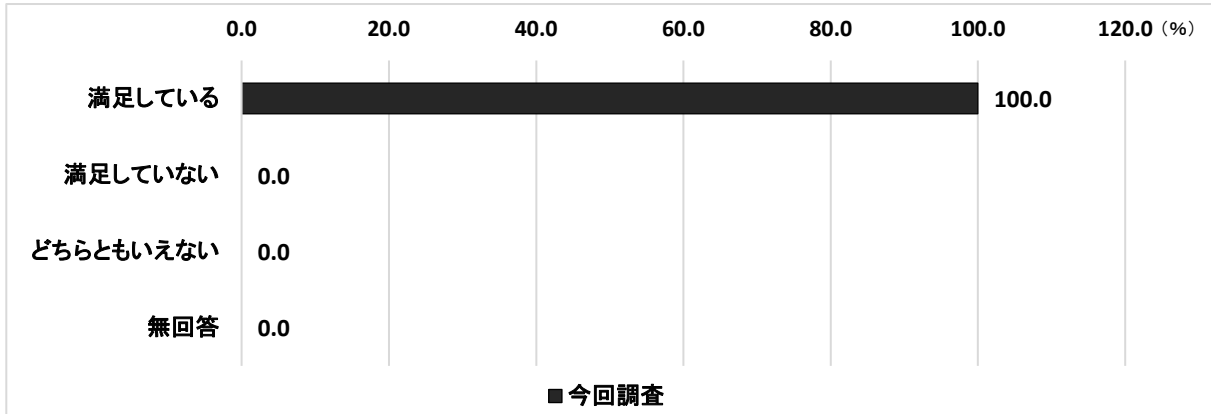
○「満足している」が 50.0%で最も高く、次いで、「満足していない／どちらともいえない(25.0%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「満足していない」が増加し、「満足している」が減少している。



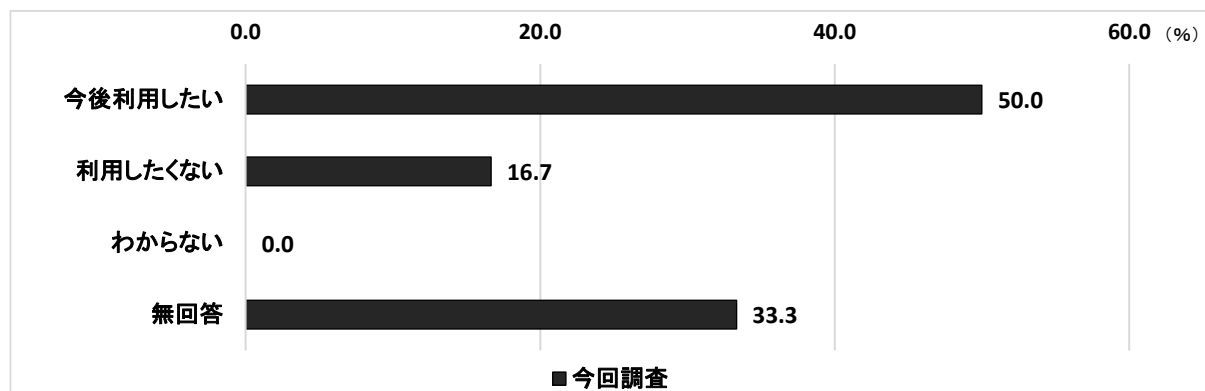
4 上記以外のサービスを利用

○「満足している」が 100.0%で最も高く、次いで、「満足していない／どちらともいえない(0.0%)」と続いている。



5 何も利用していない

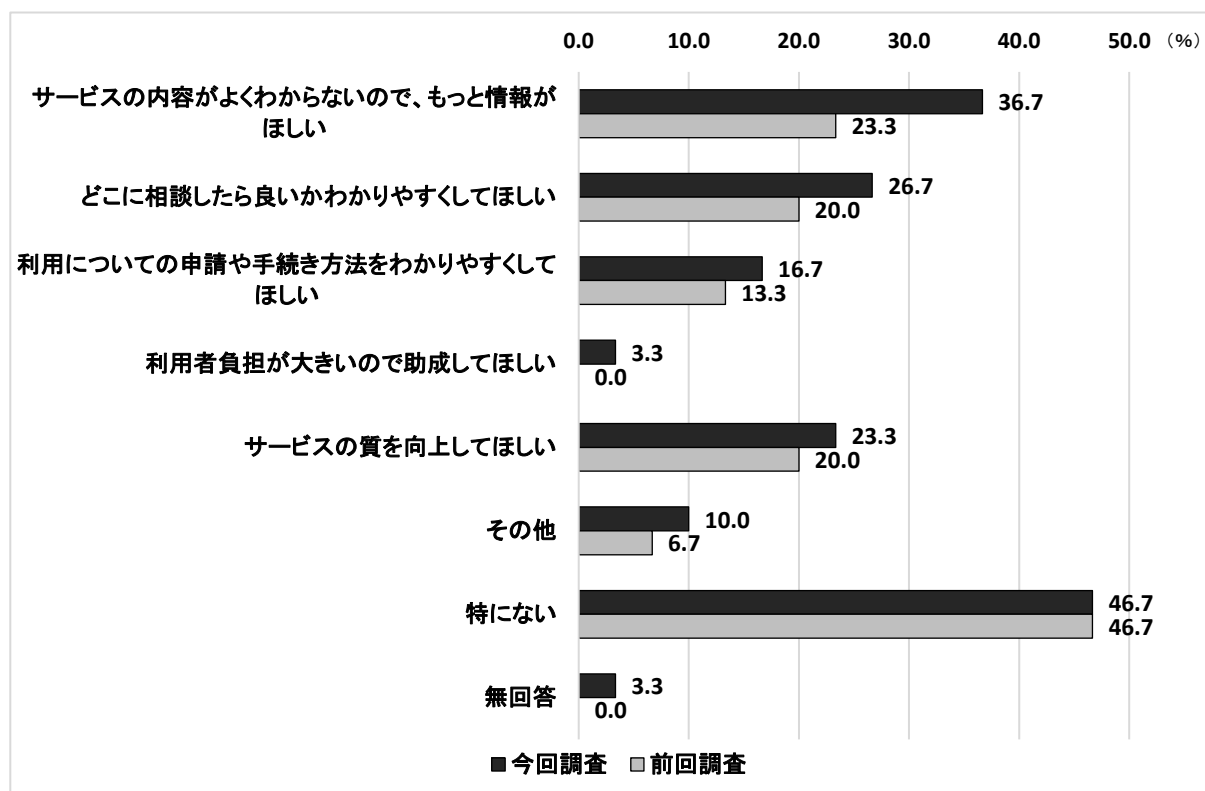
○「今後利用したい」が 50.0%で最も高く、次いで、「利用したくない(16.7%)」、「わからない(0.0%)」と続いている。



問7 障がい福祉サービスをより利用しやすくするために、今後あなたが希望することは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○「特にない」が 46.7%で最も高く、次いで、「サービスの内容がよくわからないので、もっと情報がほしい(36.7%)」、「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい(26.7%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「サービスの内容がよくわからないので、もっと情報がほしい」、「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」が増加している。

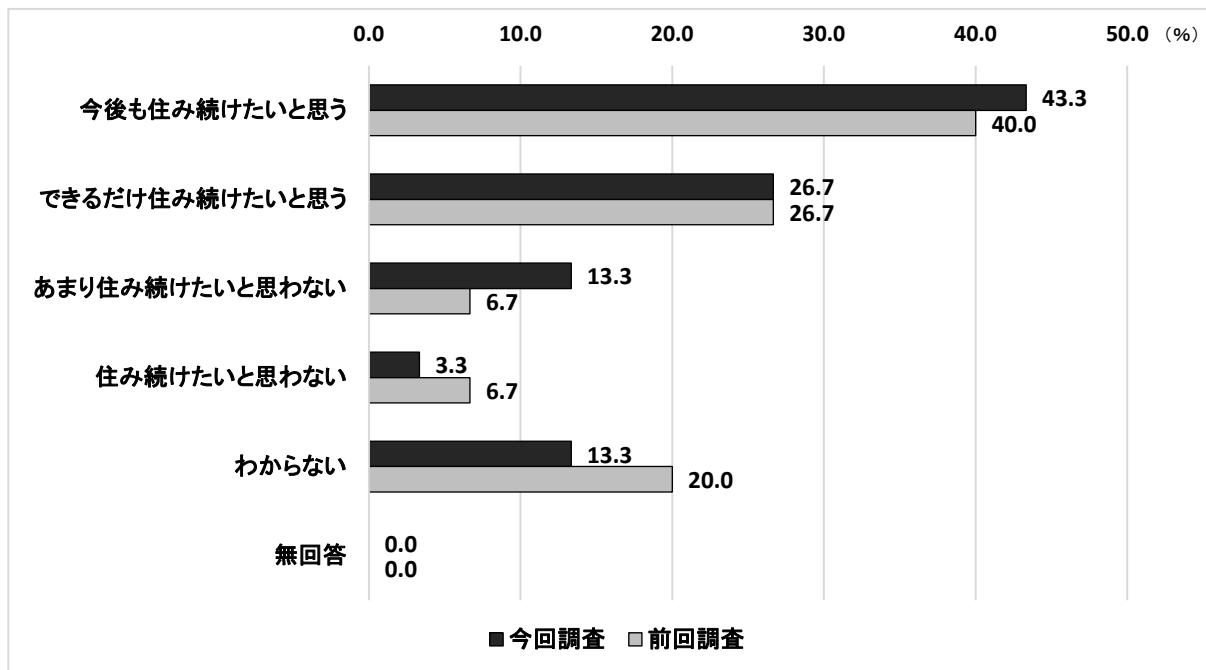


4 今後の生活と障がい福祉について

問8 お子さんは、今後も土幌町に住み続けたいと思いますか。

○「今後も住み続けたいと思う」が 43.3%で最も高く、次いで、「できるだけ住み続けたいと思う（26.7%）」、「あまり住み続けたいと思わない／わからない（13.3%）」と続いている。

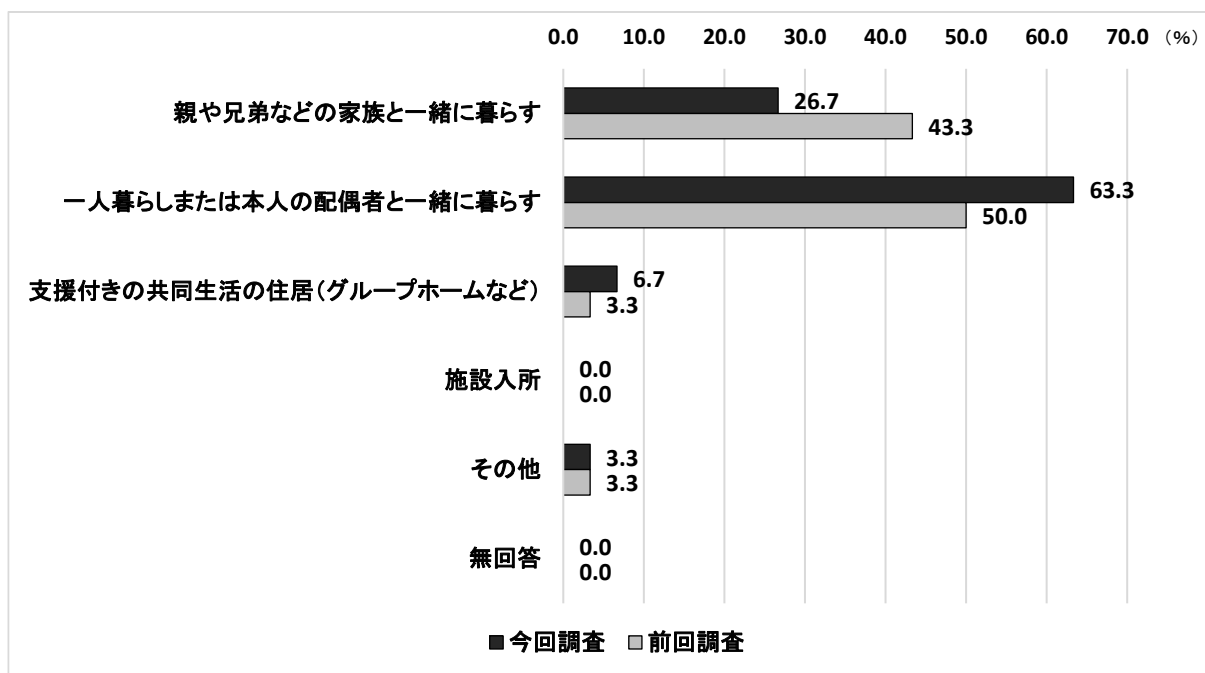
○前回調査と比較すると、「あまり住み続けたいと思わない」が増加し、「わからない」が減少している。



問9 お子さんは、将来どのような住まいで生活することを望みますか。

○「一人暮らしまたは本人の配偶者と一緒に暮らす」が 63.3%で最も高く、次いで、「親や兄弟などの家族と一緒に暮らす(26.7%)」、「支援付きの共同生活の住居(グループホームなど)(6.7%)」と続いている。

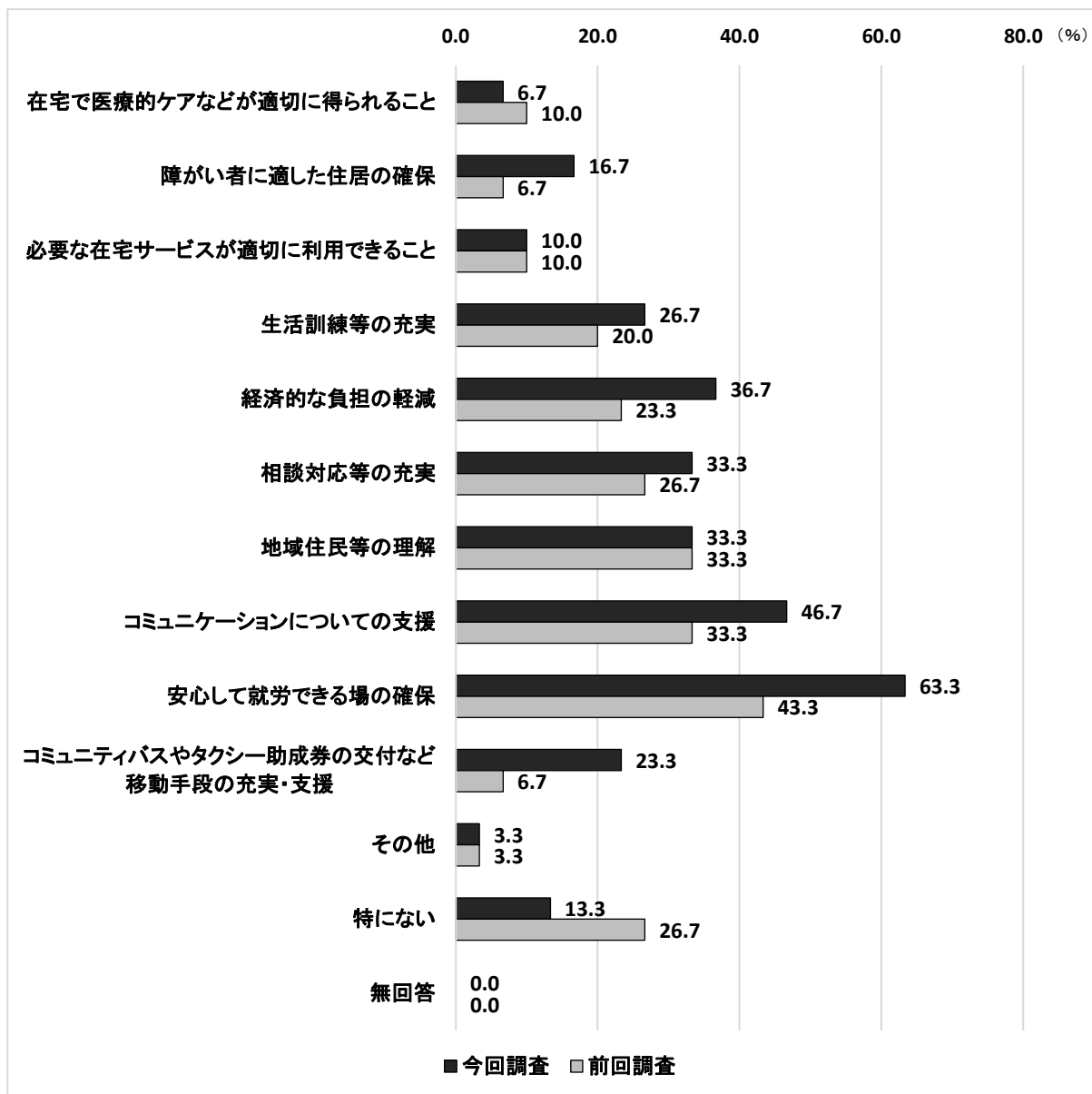
○前回調査と比較すると、「一人暮らしまたは本人の配偶者と一緒に暮らす」が増加し、「親や兄弟などの家族と一緒に暮らす」が減少している。



問10 お子さんが、これからも地域で安心して生活していくためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

○「安心して就労できる場の確保」が 63.3%で最も高く、次いで、「コミュニケーションについての支援(46.7%)」、「経済的な負担の軽減(36.7%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「障がい者に適した住居の確保」、「生活訓練等の充実」、「経済的な負担の軽減」、「相談対応等の充実」、「コミュニケーションについての支援」、「安心して就労できる場の確保」が増加し、「特にない」が減少している。

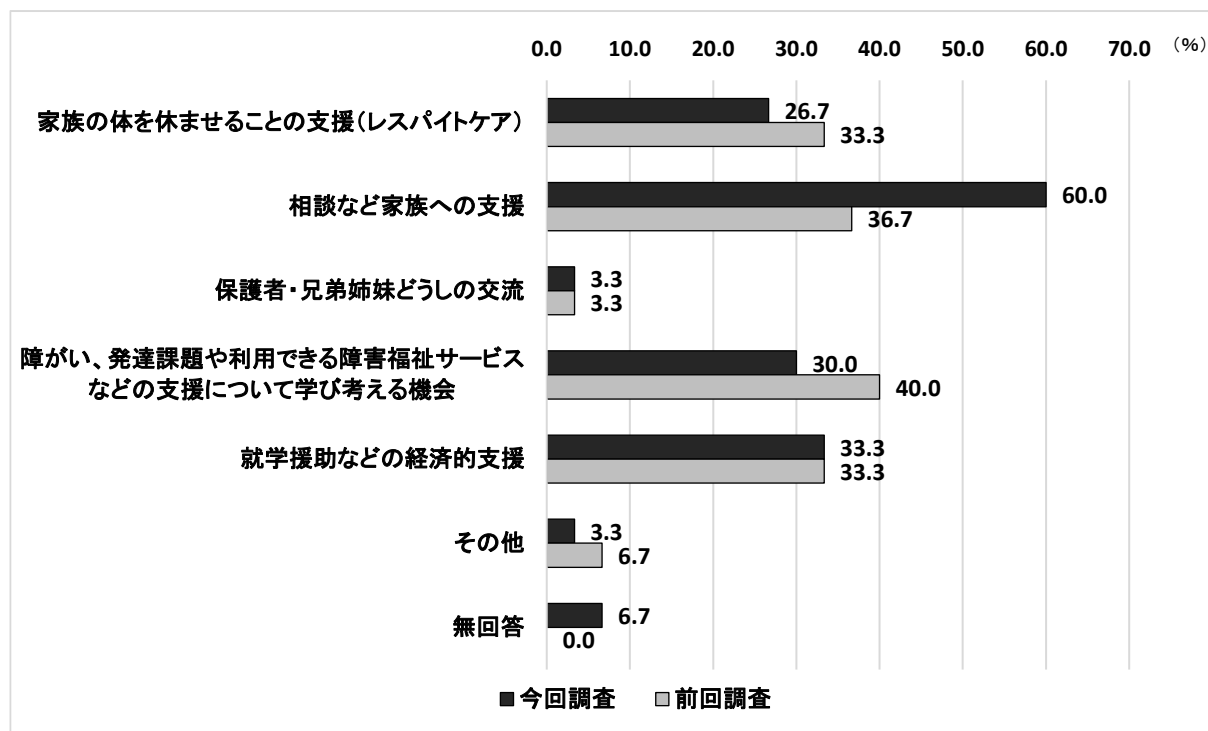


5 ご家族の支援について

問11 あなたを含む家族に、どのような支援が必要だと思いますか。(〇は2つまで)

○「相談など家族への支援」が 60.0%で最も高く、次いで、「就学援助などの経済的支援(33.3%)」、「障がい、発達課題や利用できる障がい福祉サービスなどの支援について学び考える機会(30.0%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「相談など家族への支援」が増加し、「家族の体を休ませることの支援(レスパイトケア)」、「障がい、発達課題や利用できる障がい福祉サービスなどの支援について学び考える機会」が減少している。



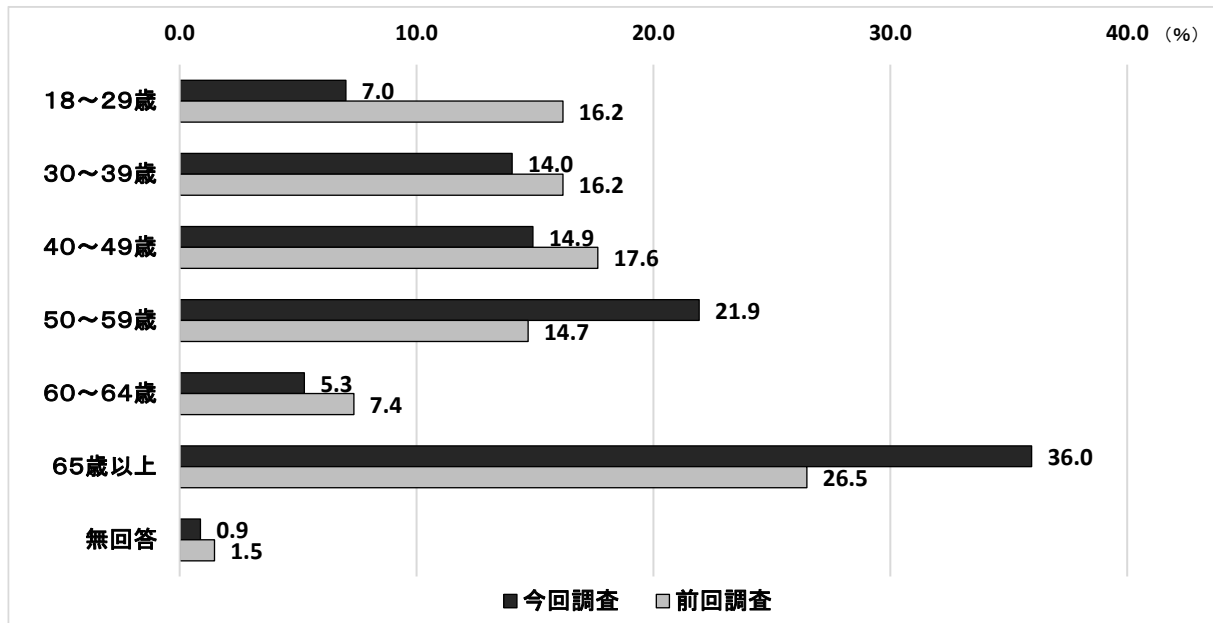
IV 一般町民

1 あなたご自身のことについて

問1 あなたの年齢をお答えください。(○は1つだけ)

○「65歳以上」が36.0%で最も高く、次いで、「50～59歳(21.9%)」、「40～49歳(14.9%)」と続いている。

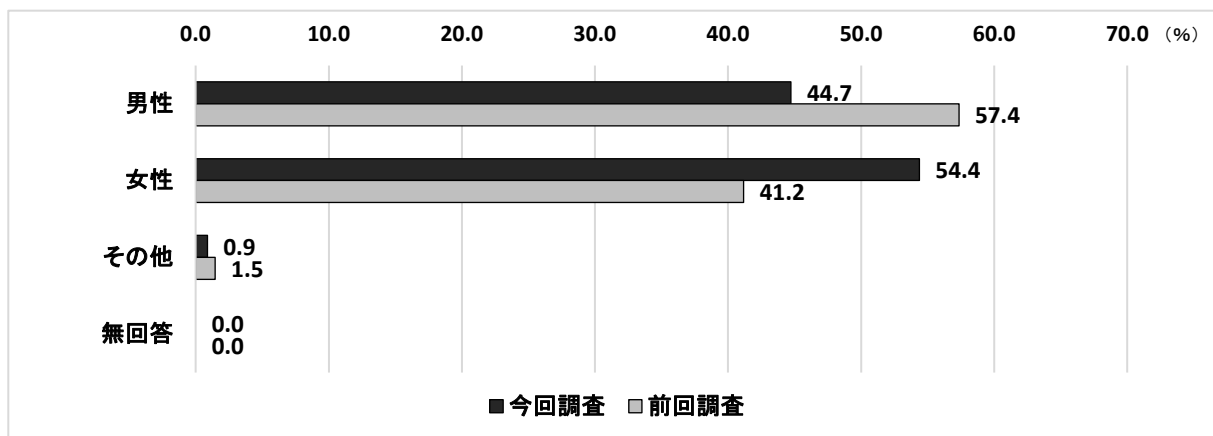
○前回調査と比較すると、「50～59歳」、「65歳以上」が増加し、「18～29歳」が減少している。



問2 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

○「男性」が44.7%、「女性」が54.4%となっている。

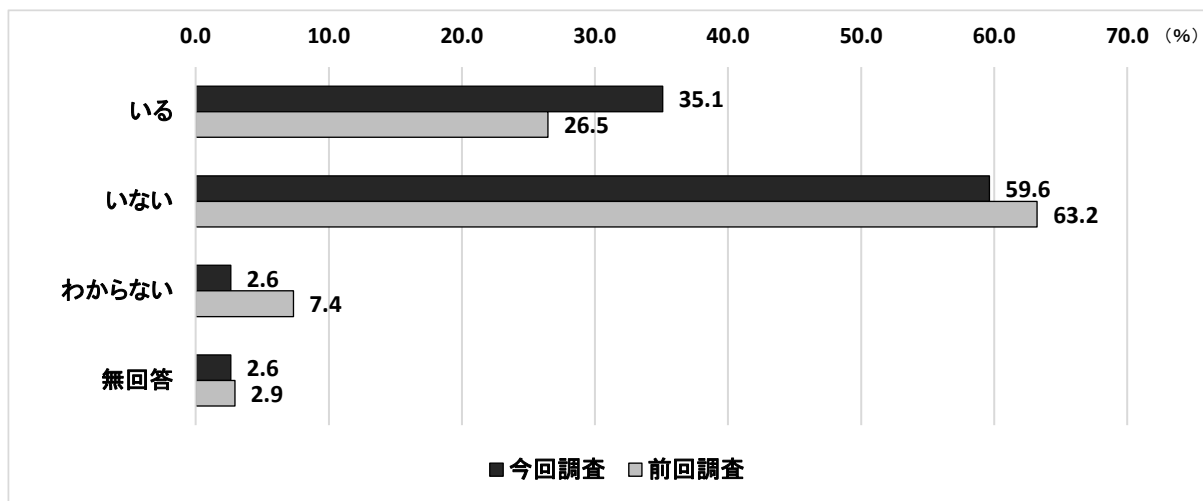
○前回調査と比較すると、「女性」が増加し、「男性」が減少している。



問3 あなたの身近に障がいのある方はいますか。(○は1つだけ)

○「いない」が59.6%で最も高く、次いで、「いる(35.1%)」、「わからない(2.6%)」と続いている。

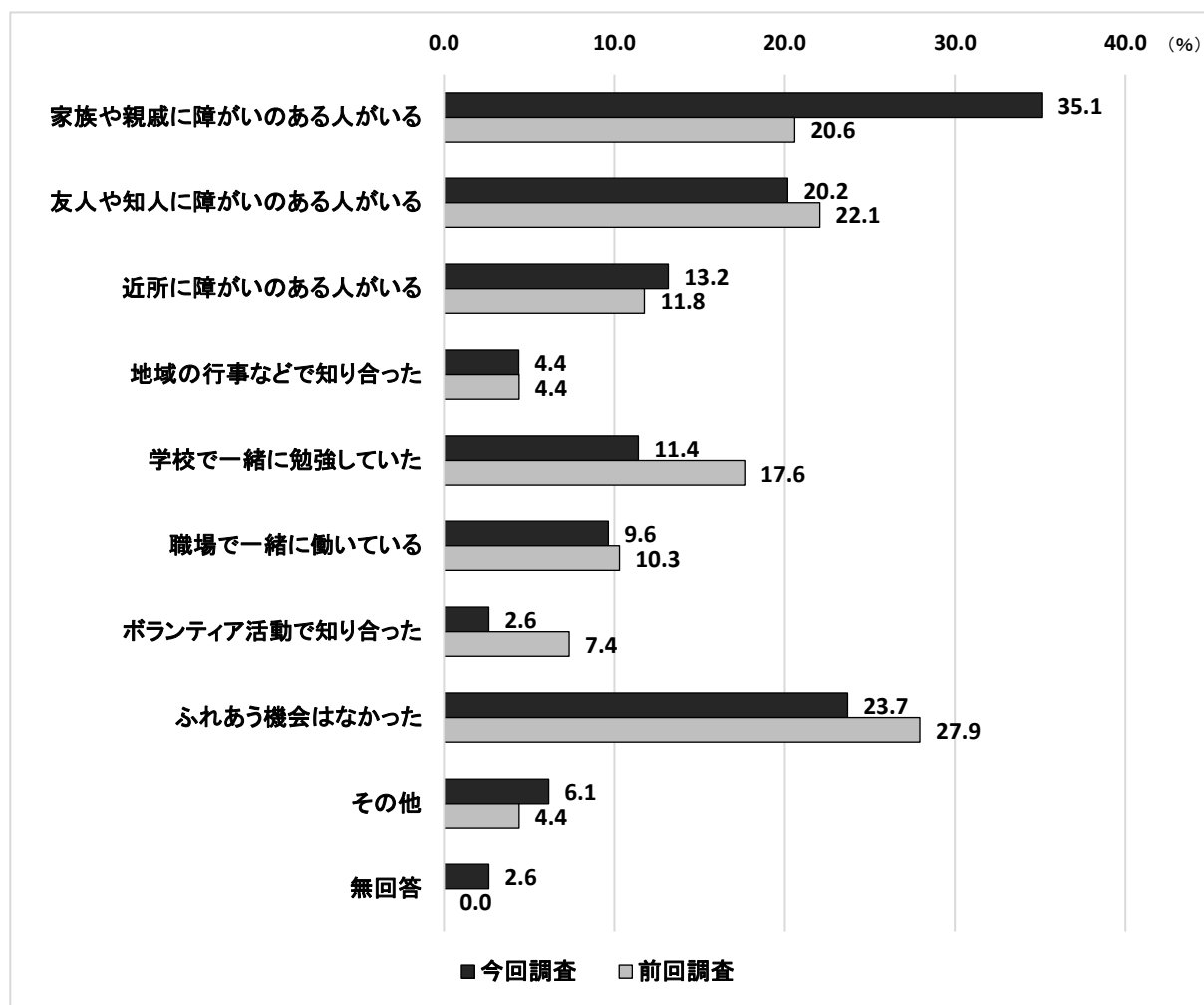
○前回調査と比較すると、「いる」が増加し、「わからない」がやや減少している。



2 障がいに関する理解について

問4 あなたは、今まで障がいのある人と、日常生活の中でふれあう機会がありましたか。(あてはまるものすべてに○)

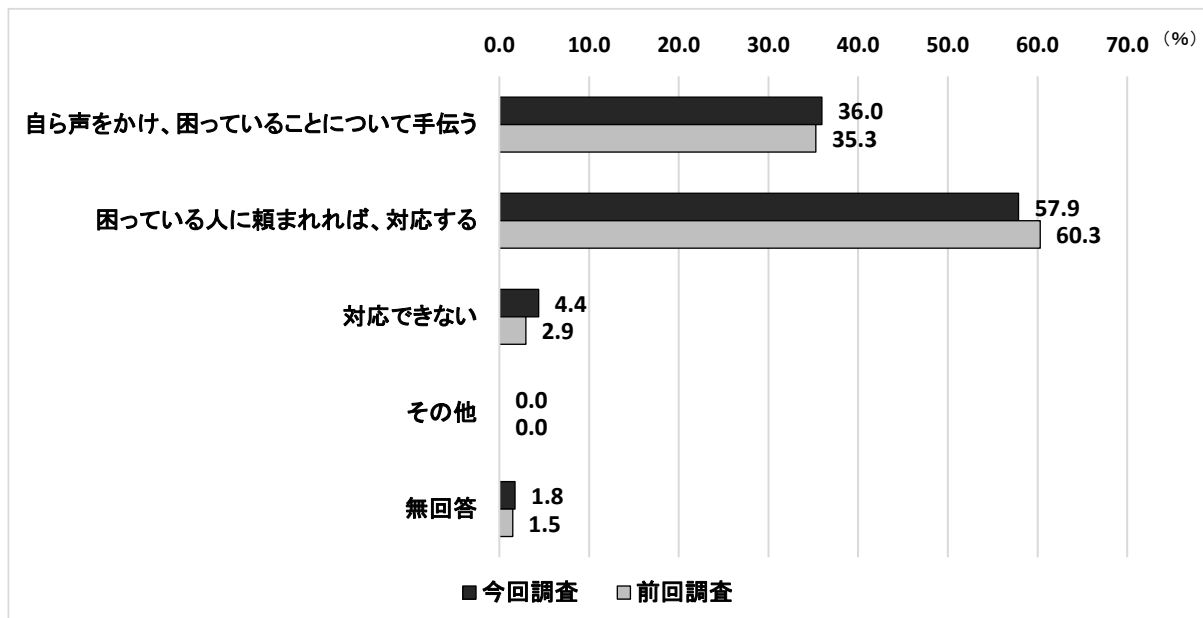
- 「家族や親戚に障がいのある人がいる」が 35.1%で最も高く、次いで、「ふれあう機会はなかった(23.7%)」、「友人や知人に障がいのある人がいる(20.2%)」と続いている。
- 前回調査と比較すると、「家族や親戚に障がいのある人がいる」が増加し、「学校で一緒に勉強していた」、「ボランティア活動で知り合った」、「ふれあう機会はなかった」がやや減少している。



問5 あなたは、障がいのある人が町中などで実際に困っているのを見かけたとき、どのような行動をとれますか。(○は1つだけ)

○「困っている人に頼まれれば、対応する」が57.9%で最も高く、次いで、「自ら声をかけ、困っていることについて手伝える(36.0%)」、「対応できない(4.4%)」と続いている。

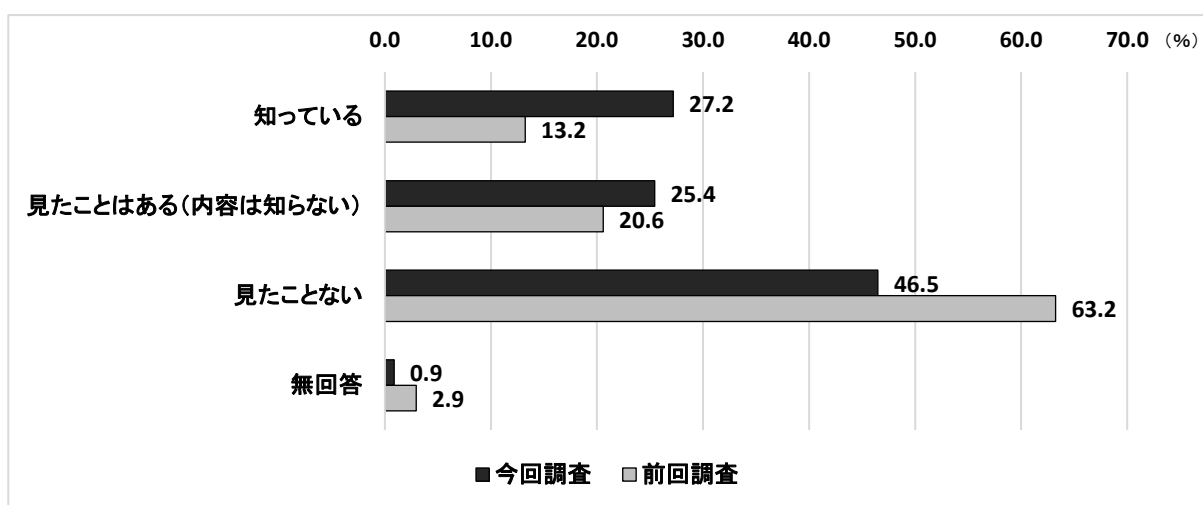
○前回調査と比較し、大きな変化は見られない。



問6 あなたは、ヘルプマークをご存じですか。(○は1つだけ)

○「見たことない」が46.5%で最も高く、次いで、「知っている(27.2%)」、「見たことはある(内容は知らない)(25.4%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「知っている」、「見たことはある(内容は知らない)」が増加し、「見たことない」が減少している。

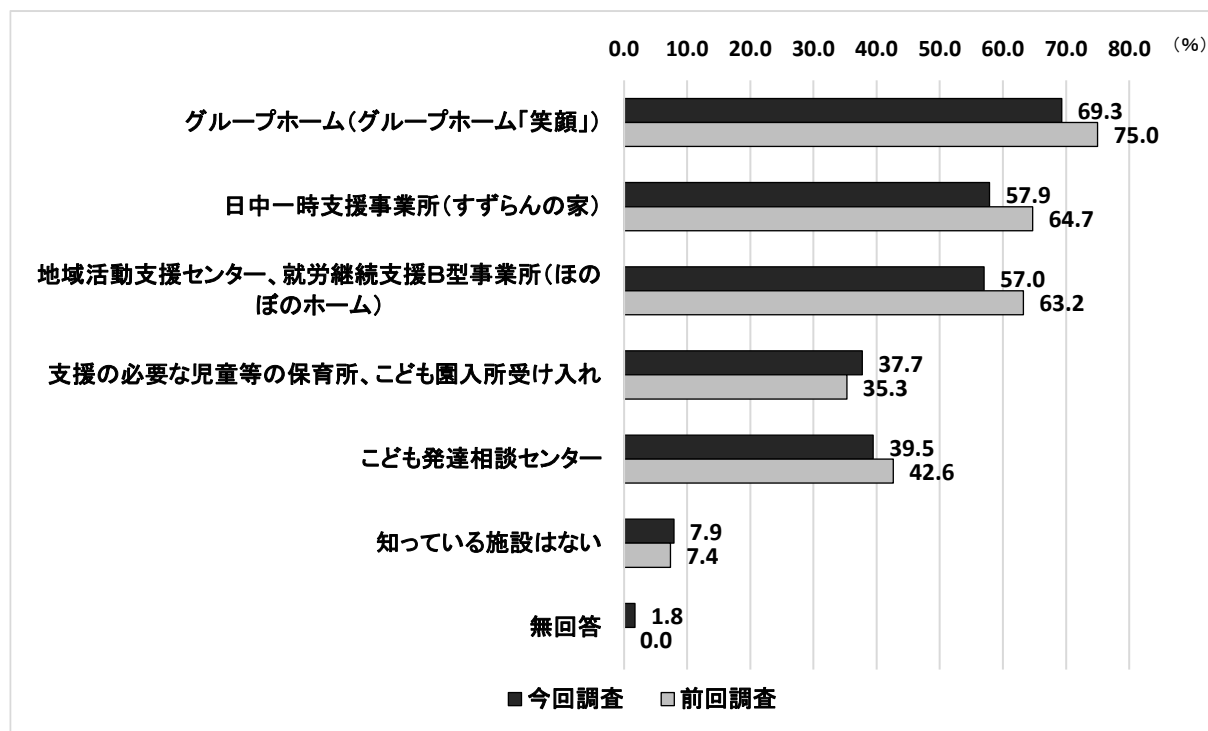


3 町内の施設について

問7 あなたは、次の施設を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

○「グループホーム(グループホーム「笑顔」)」が 69.3%で最も高く、次いで、「日中一時支援事業所(すずらの家)(57.9%)」、「地域活動支援センター、就労継続支援B型事業所(ほのぼのホーム)(57.0%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「グループホーム(グループホーム「笑顔」)」、「日中一時支援事業所(すずらの家)」、「地域活動支援センター、就労継続支援B型事業所(ほのぼのホーム)」がやや減少している。

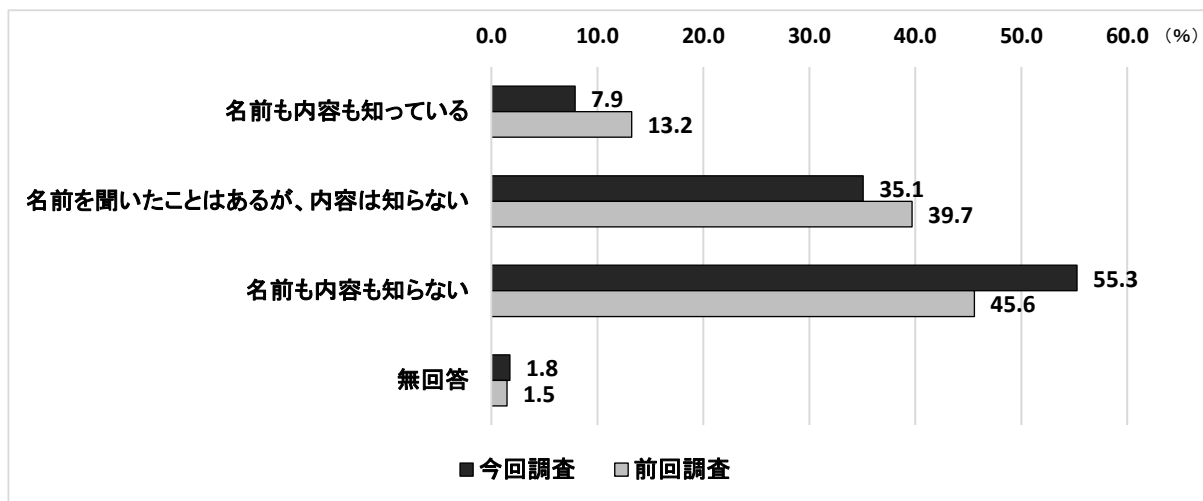


4 障害者差別解消法について

問8 あなたは、障害者差別解消法について知っていますか。(○は1つだけ)

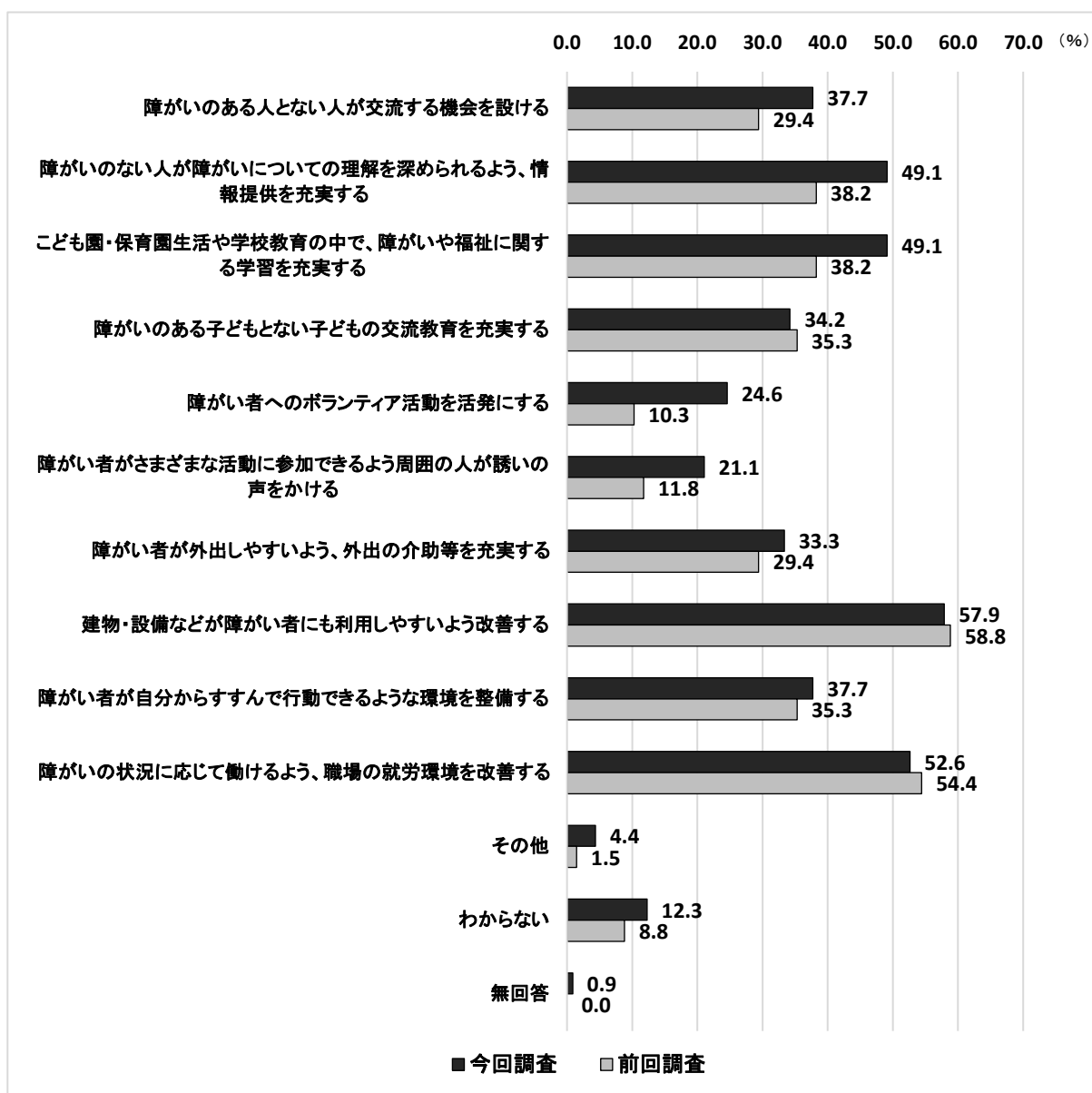
○「名前も内容も知らない」が 55.3%で最も高く、次いで、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない(35.1%)」、「名前も内容も知っている(7.9%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「名前も内容も知らない」が増加し、「名前も内容も知っている」、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」がやや減少している。



問9 あなたは、障がいのある人とない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 「建物・設備などが障がい者にも利用しやすいよう改善する」が 57.9%で最も高く、次いで、「障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する(52.6%)」、「障がいのない人が障がいについての理解を深められるよう、情報提供を充実する／子ども園・保育園生活や学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する(49.1%)」と続いている。
- 前回調査と比較すると、「障がいのある人とない人が交流する機会を設ける」、「障がいのない人が障がいについての理解を深められるよう、情報提供を充実する」、「子ども園・保育園生活や学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する」、「障がい者へのボランティア活動を活発にする」、「障がい者がさまざまな活動に参加できるよう周囲の人が誘いの声をかける」が増加している。

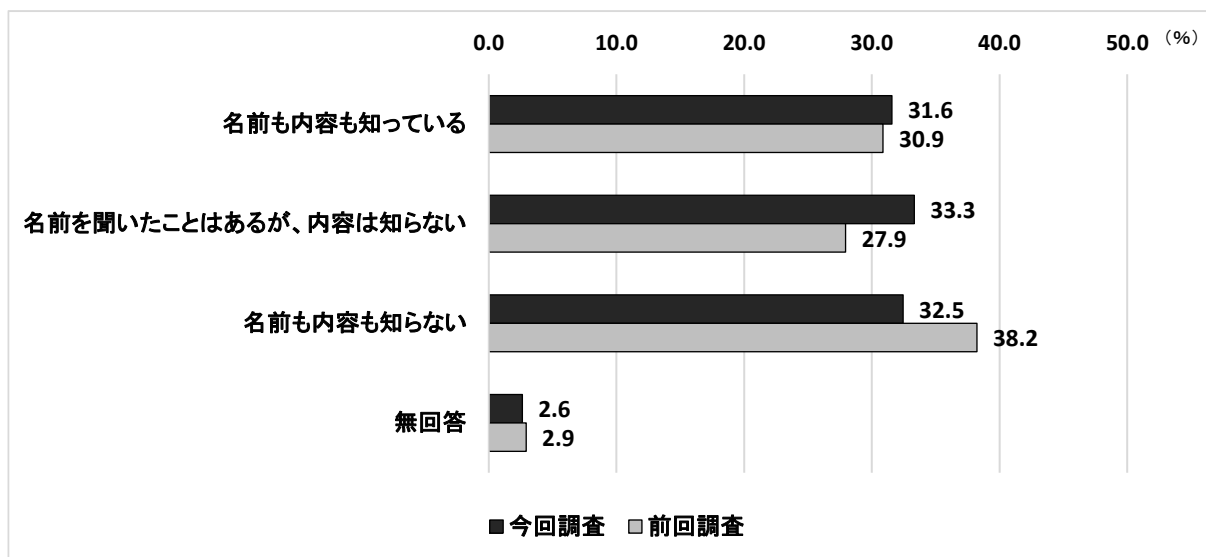


5 成年後見制度について

問10 あなたは、成年後見制度を知っていますか。(○は1つだけ)

○「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 33.3%で最も高く、次いで、「名前も内容も知らない(32.5%)」、「名前も内容も知っている(31.6%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」がやや増加し、「名前も内容も知らない」がやや減少している。

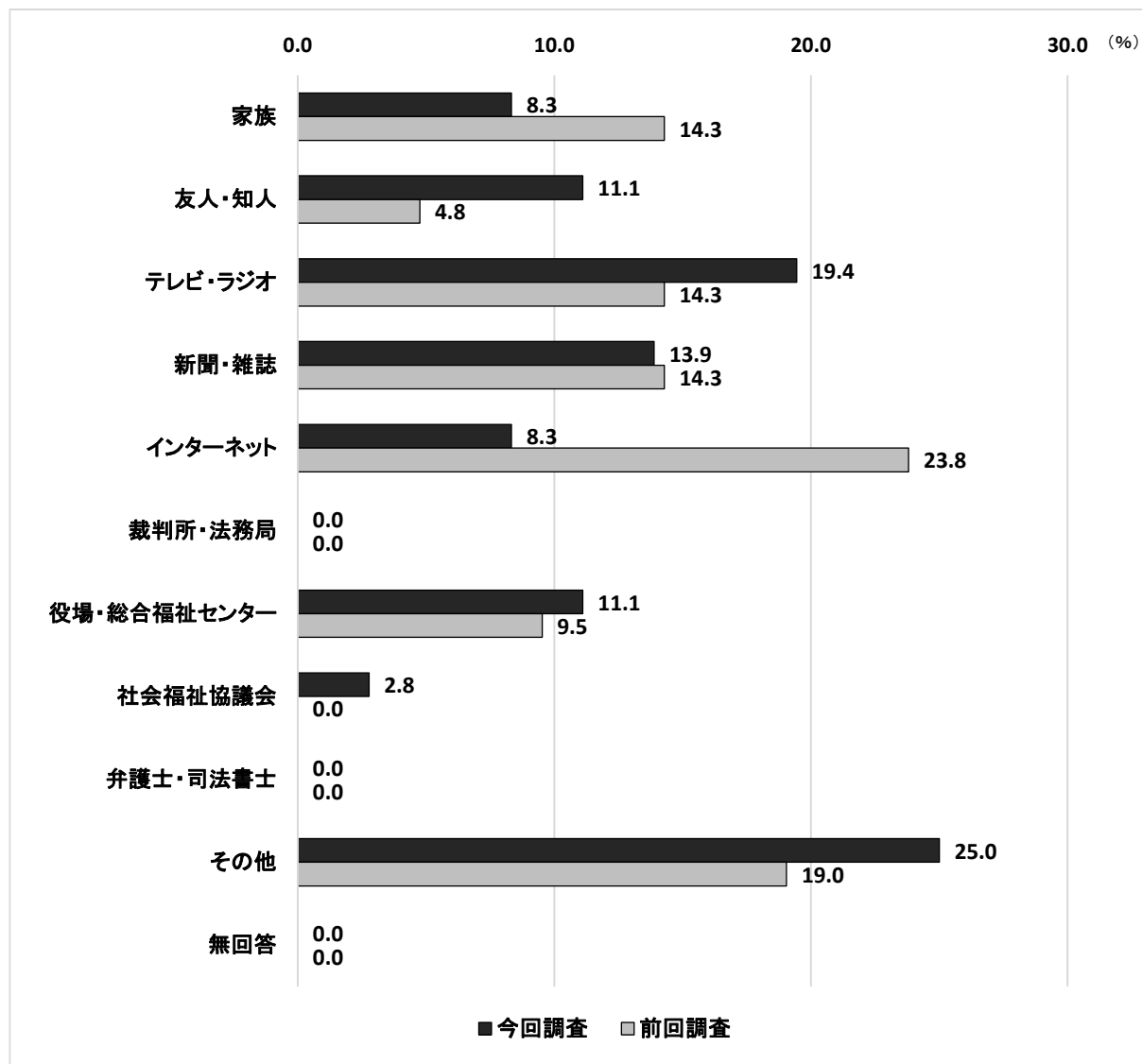


【問10で「1 名前も内容も知っている」を選択した方のみお答えください。】

問11 あなたは、成年後見制度をどこで知りましたか。(○は1つだけ)

○「その他」が 25.0%で最も高く、次いで、「テレビ・ラジオ(19.4%)」、「新聞・雑誌(13.9%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「友人・知人」、「テレビ・ラジオ」、「その他」が増加し、「家族」、「インターネット」が減少している。

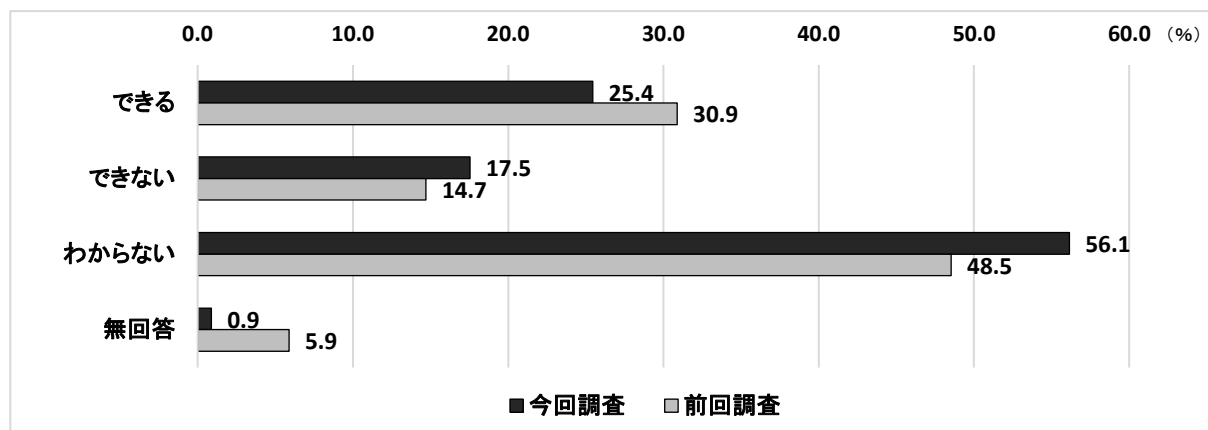


6 大規模災害時の対応について

問12 あなたは、災害時、近所の方の避難の支援ができますか。(○は1つだけ)

○「わからない」が 56.1%で最も高く、次いで、「できる(25.4%)」、「できない(17.5%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「わからない」がやや増加し、「できる」がやや減少している。

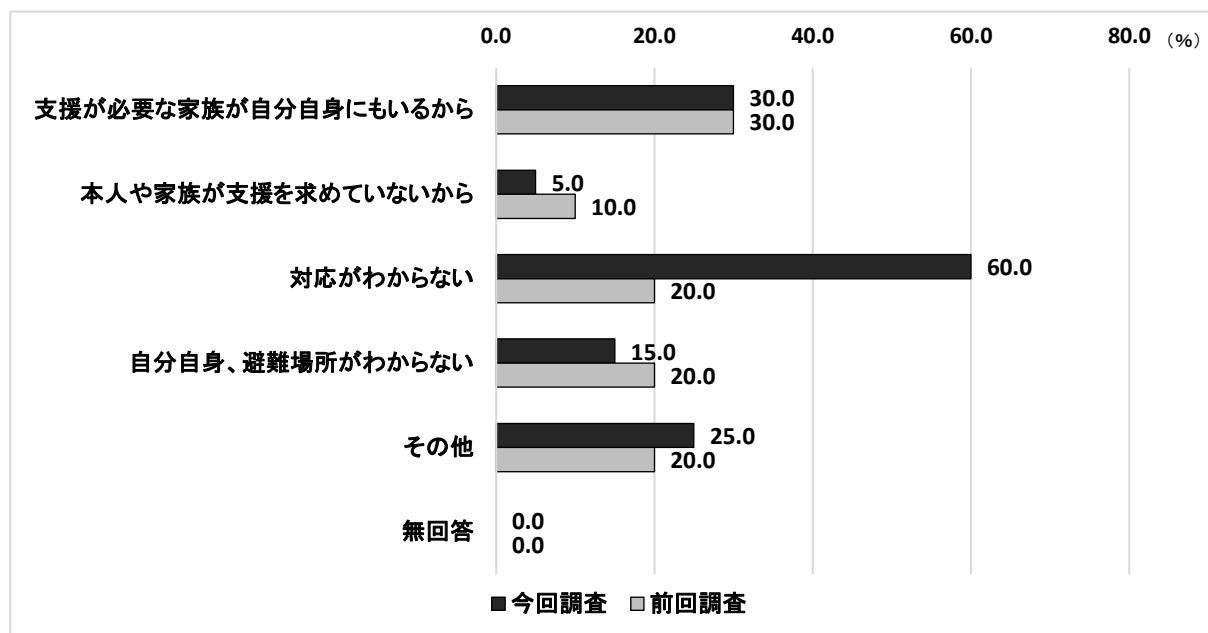


【問12で「2 できない」と回答した方のみお答えください。】

問13 あなたが支援できない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○「対応がわからない」が 60.0%で最も高く、次いで、「支援が必要な家族が自分自身にもいるから(30.0%)」、「その他(25.0%)」と続いている。

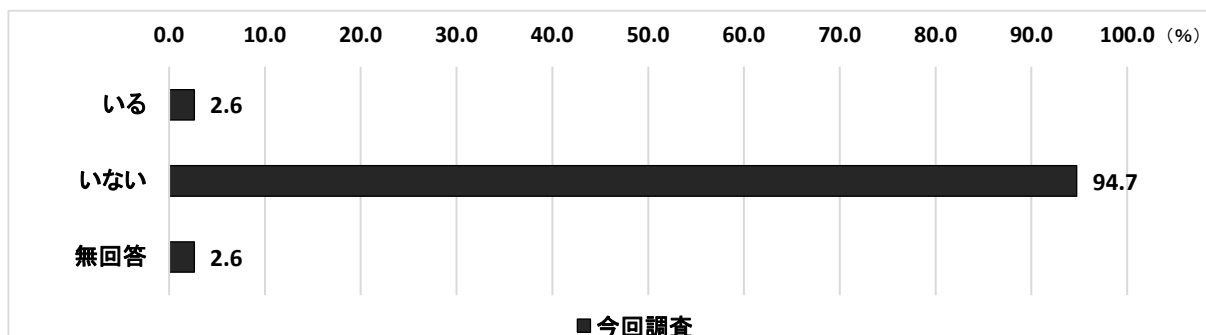
○前回調査と比較すると、「対応がわからない」が増加している。



7 ひきこもりについて

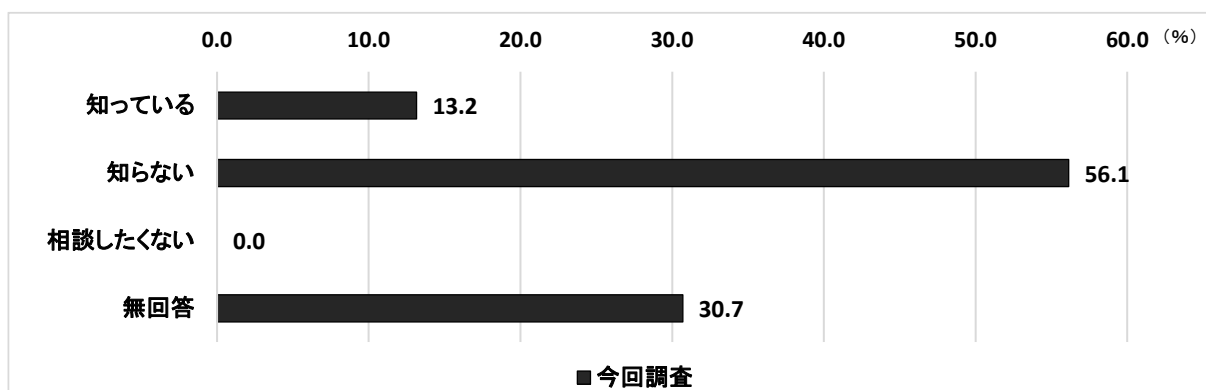
問14 あなたもしくはご家族で、自宅に社会的ひきこもりの状態にある人はいますか。
(○は1つだけ)

○「いる」が2.6%、「いない」が94.7%となっている。



問15 ひきこもりに関する相談先を知っていますか。また相談していただきたいと思っていますか。
(あてはまるものすべてに○)

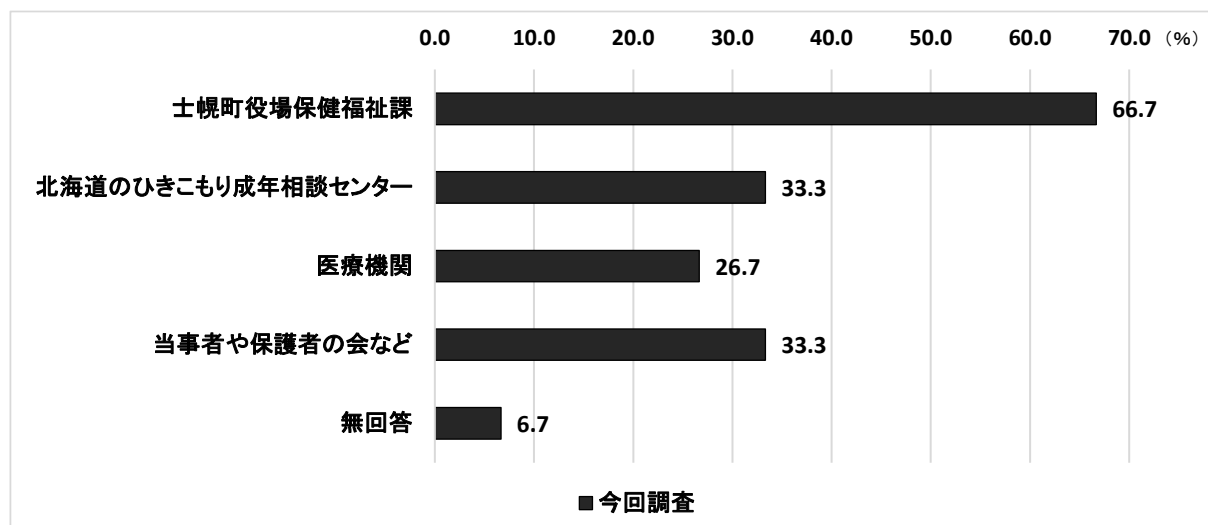
○「知らない」が56.1%で最も高く、次いで、「知っている(13.2%)」、「相談したくない(0.0%)」と続いている。



【問15で「1 知っている」と回答した方のみお答えください。】

問15-1 知っている相談先はどれですか。(あてはまるものすべてに○)

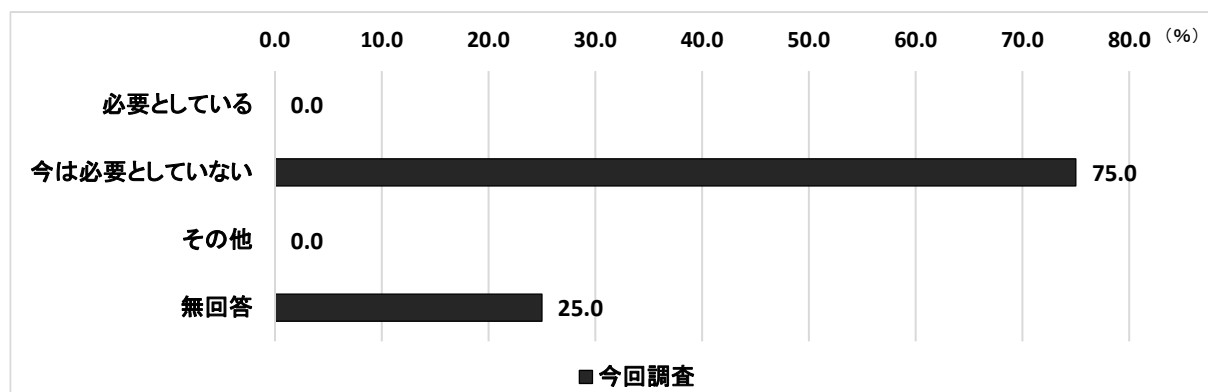
○「士幌町役場保健福祉課」が66.7%で最も高く、次いで、「北海道のひきこもり成年相談センター／当事者や保護者の会など(33.3%)」、「医療機関(26.7%)」と続いている。



【問15で「2 知らない」と回答した方のみお答えください。】

問15-2 相談を必要としていますか。(○は1つだけ)

○「今は必要としていない」が75.0%で最も高く、次いで、「必要としている／その他(0.0%)」と続いている。

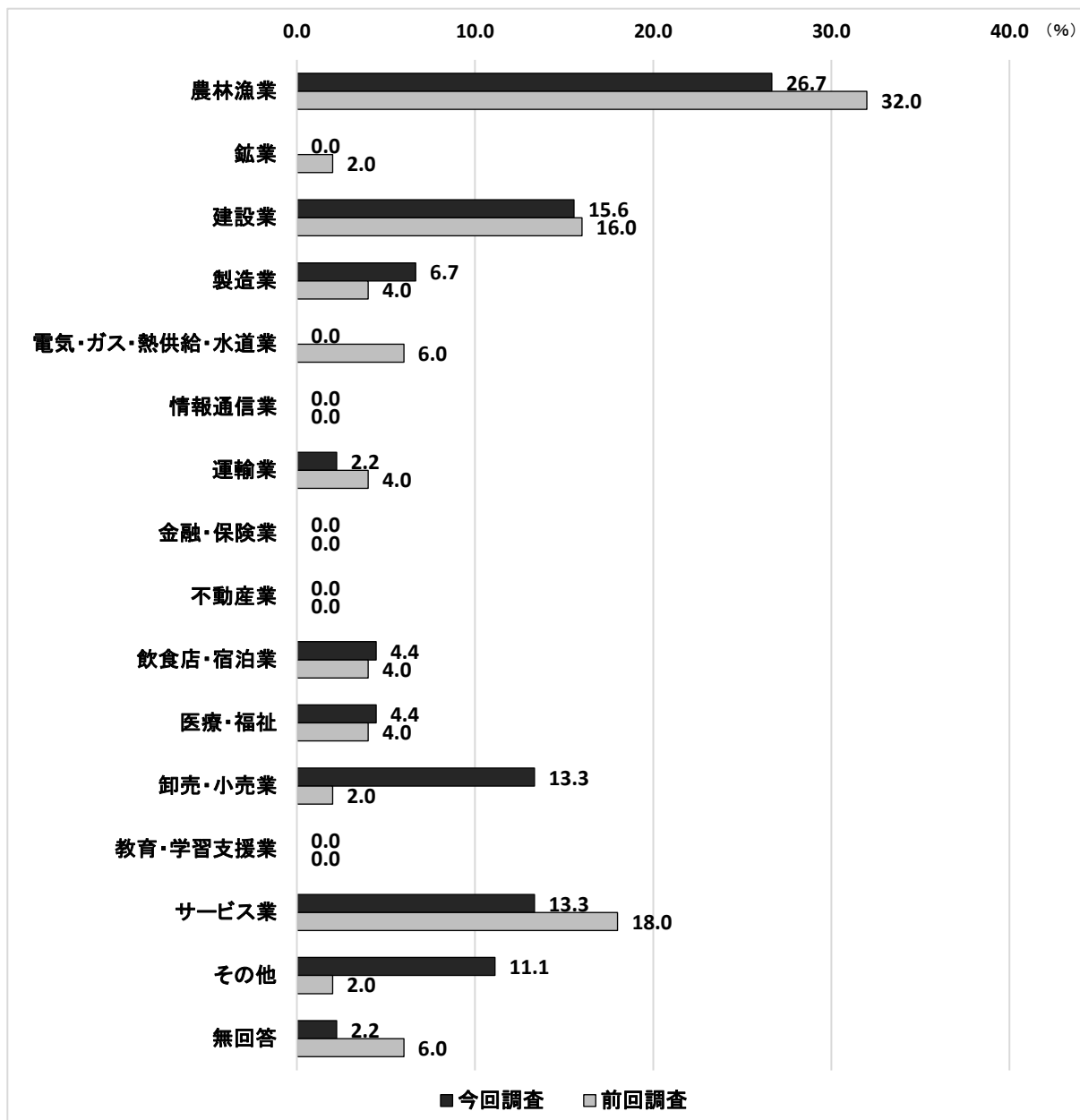


V 企業

1 貴社の概況について

問1 業種を教えてください。

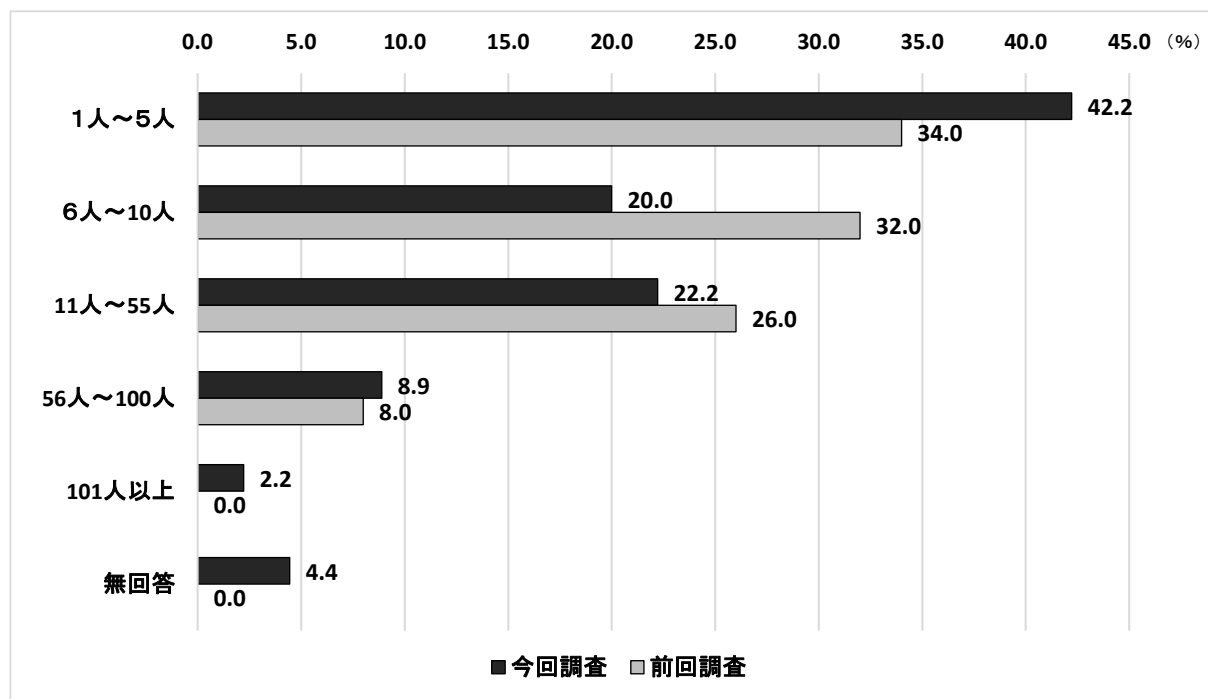
○「農林漁業」が 26.7%で最も高く、次いで、「建設業(15.6%)」、「卸売・小売業／サービス業(13.3%)」と続いている。



問2 従業員数(パート含)を教えてください。

○「1人～5人」が42.2%で最も高く、次いで、「11人～55人(22.2%)」、「6人～10人(20.0%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「1人～5人」が増加し、「6人～10人」が減少している。

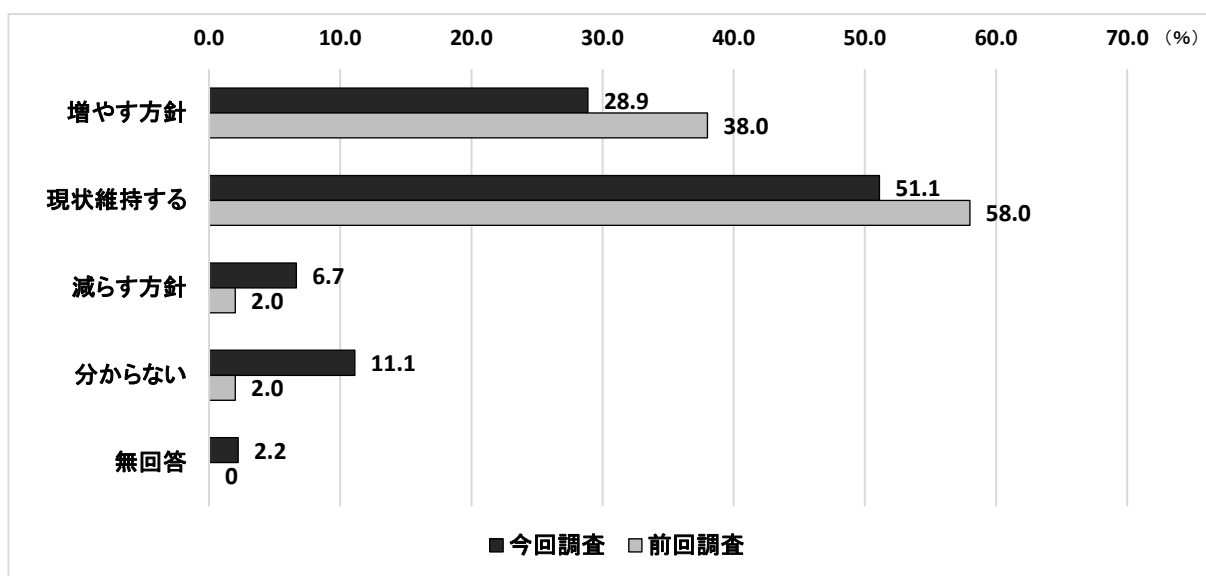


2 貴社の業況について

問3 今後の雇用方針についてお伺いします。今後従業員を増やす方針ですか、減らす方針ですか？

○「現状維持する」が 51.1%で最も高く、次いで、「増やす方針(28.9%)」、「わからない(11.1%)」と続いている。

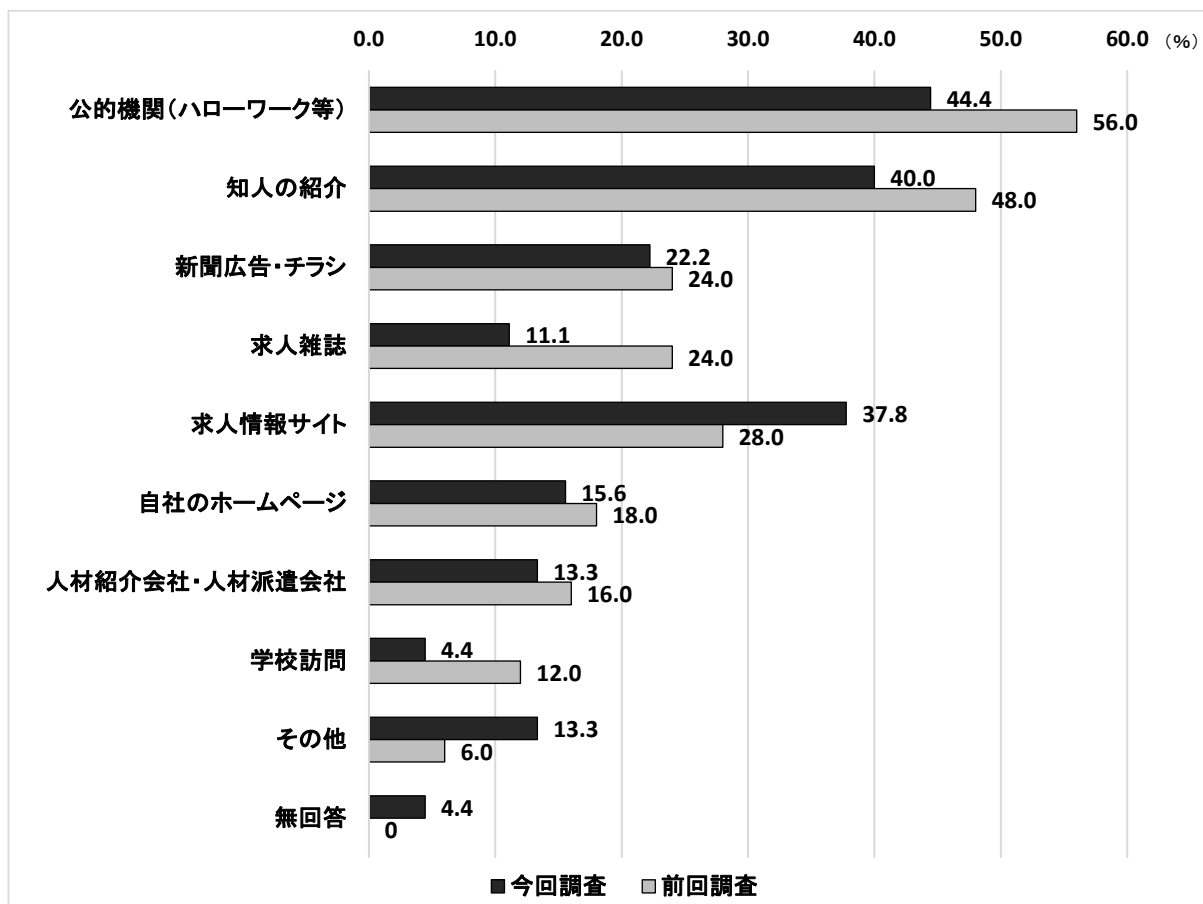
○前回調査と比較すると、「減らす方針」、「わからない」が増加し、「増やす方針」、「現状維持する」が減少している。



問4 求人のかたについてお伺いします。過去5年間のうち、従業員の求人を行う際に活用されたものにどのようなものがありますか？(複数回答可)

○「公的機関(ハローワーク等)」が44.4%で最も高く、次いで、「知人の紹介(40.0%)」、「求人情報サイト(37.8%)」と続いている。

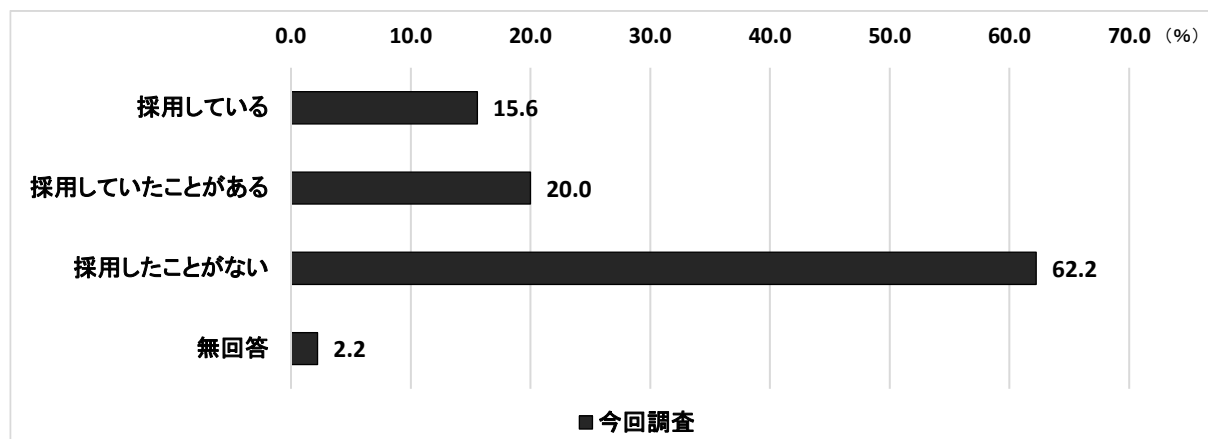
○前回調査と比較すると、「求人情報サイト」、「その他」が増加し、「公的機関(ハローワーク等)」、「知人の紹介」、「求人雑誌」、「学校訪問」が減少している。



3 障がいのある方の採用について

問5 障がいのある方を採用したことがありますか？

○「採用したことがない」が 62.2%で最も高く、次いで、「採用していたことがある(20.0%)」、「採用している(15.6%)」と続いている。

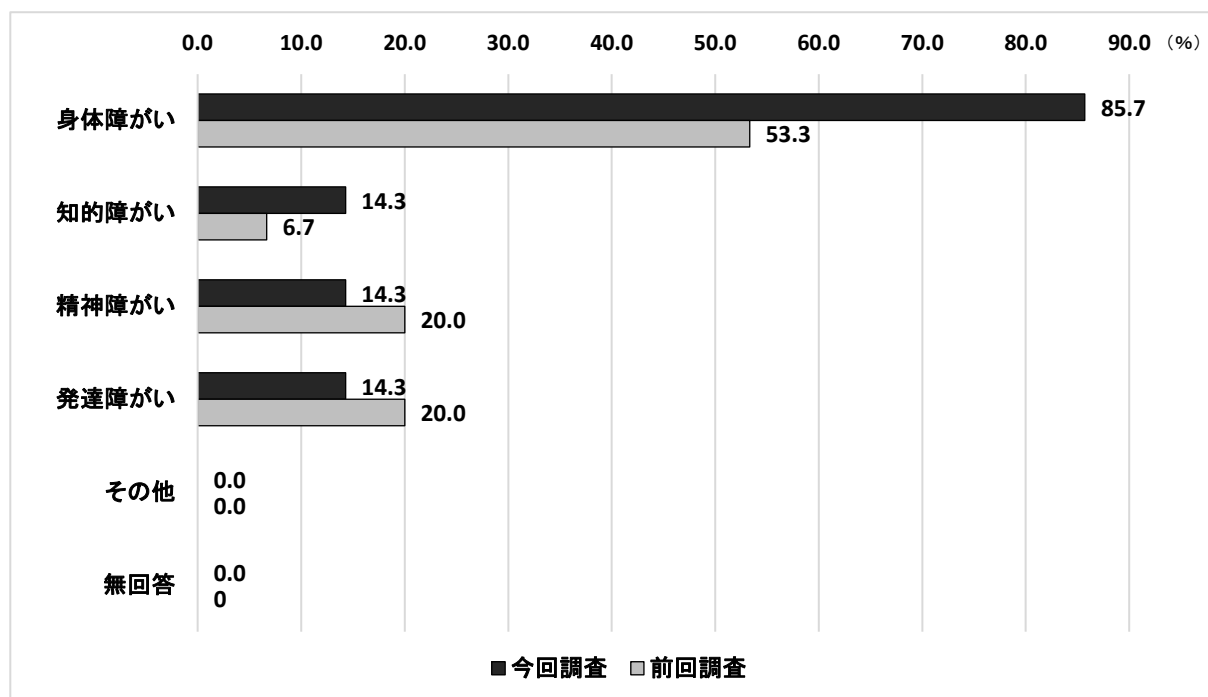


【問5で1と回答した方のみ】

問6 採用した方の障がいの種別は何ですか？

○「身体障がい」が 85.7%で最も高く、次いで、「知的障がい／精神障がい／発達障がい(14.3%)」と続いている。

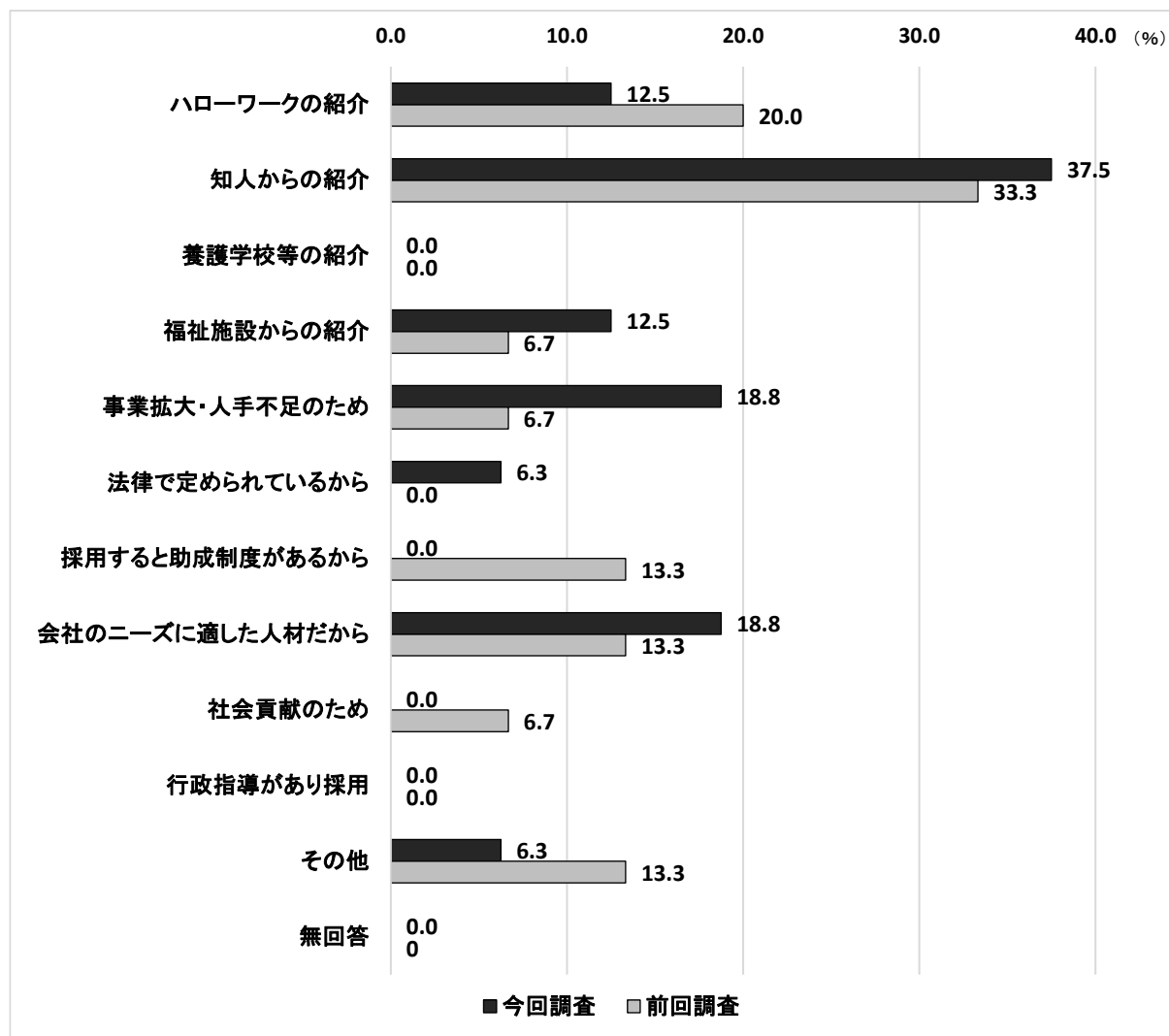
○前回調査と比較すると、「身体障がい」が増加している。



【問5で1と回答した方のみ】

問7 採用した理由は何ですか？(複数回答可)

- 「知人からの紹介」が 37.5%で最も高く、次いで、「事業拡大・人手不足のため／会社のニーズに適した人材だから(18.8%)」、「ハローワークの紹介／福祉施設からの紹介(12.5%)」と続いている。
- 前回調査と比較すると、「福祉施設からの紹介」、「事業拡大・人手不足のため」、「会社のニーズに適した人材だから」が増加し、「ハローワークの紹介」、「採用すると助成制度があるから」、「社会貢献のため」、「その他」が減少している。

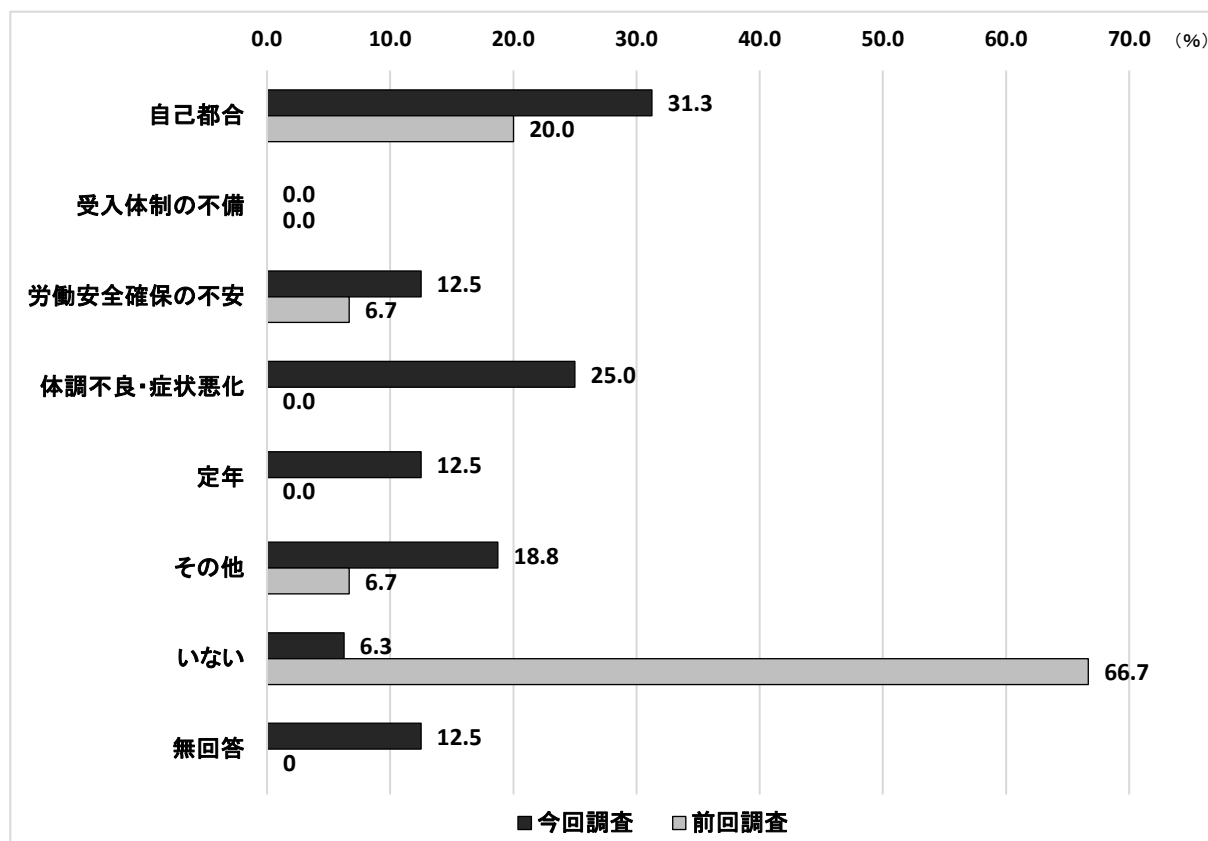


【問5で1と回答した方のみ】

問8 これまで雇用していた障がいのある方が退職した理由は何ですか？(複数回答可)

○「自己都合」が 31.3%で最も高く、次いで、「体調不良・症状悪化(25.0%)」、「その他(18.8%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「自己都合」、「体調不良・症状悪化」、「定年」、「その他」が増加し、「いない」が減少している。

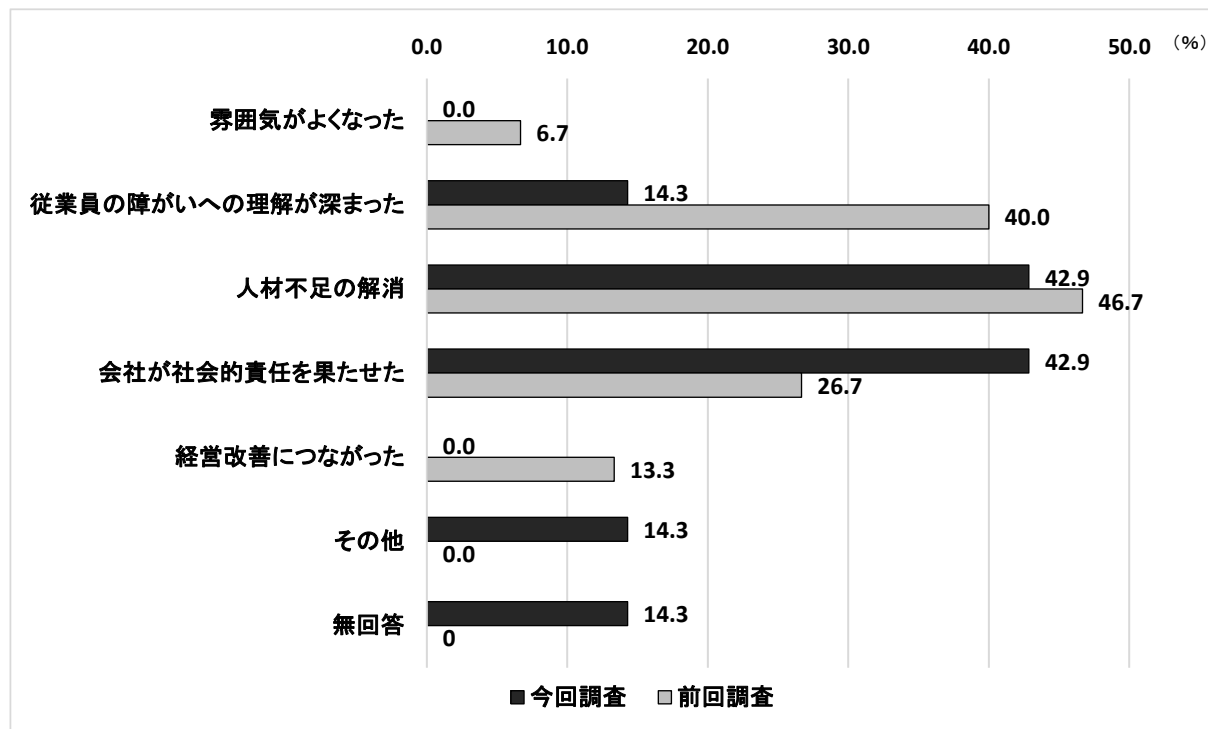


【問5で1と回答した方のみ】

問9 障がい者を採用してよかったことがあればお答えください。(複数回答可)

○「人材不足の解消／会社が社会的責任を果たせた」が 42.9%で最も高く、次いで、「従業員の障がいへの理解が深まった／その他(14.3%)」と続いている。

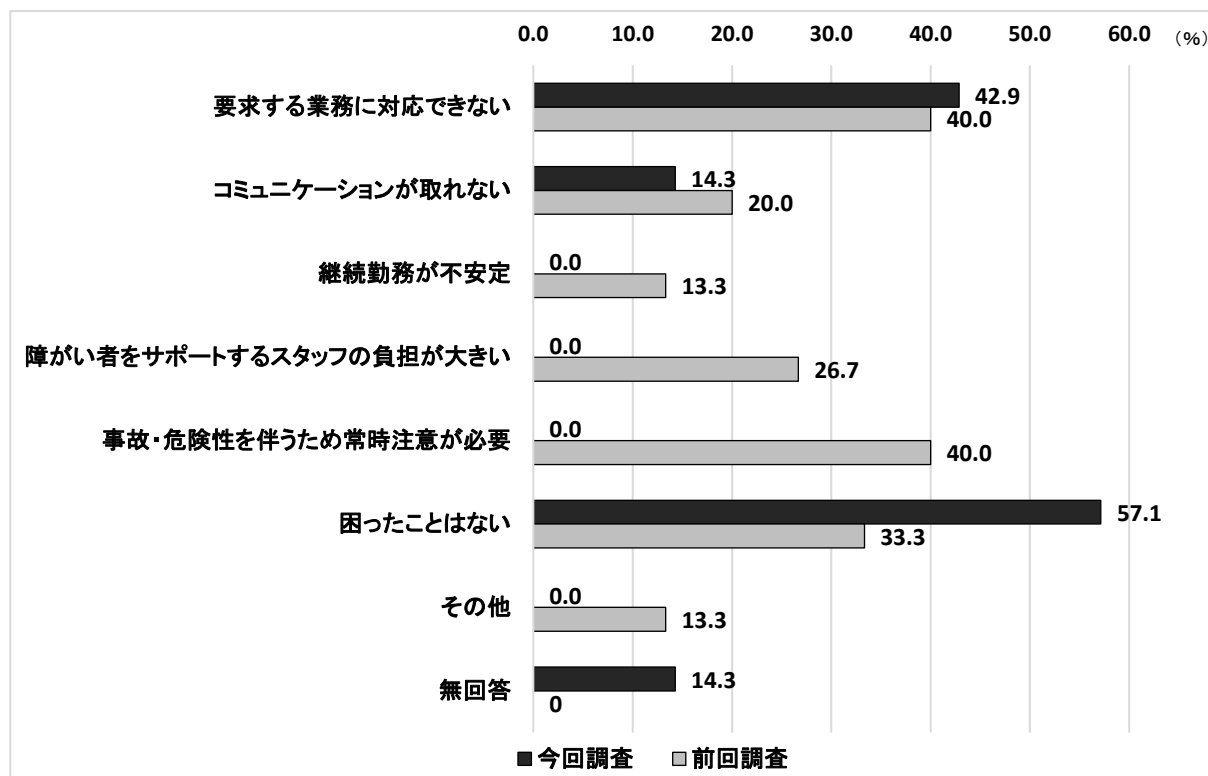
○前回調査と比較すると、「会社が社会的責任を果たせた」、「その他」が増加し、「雰囲気がよくなった」、「従業員の障がいへの理解が深まった」、「経営改善につながった」が減少している。



【問5で1と回答した方のみ】

問10 障がい者を採用して困ったことがあればお答えください。(複数回答可)

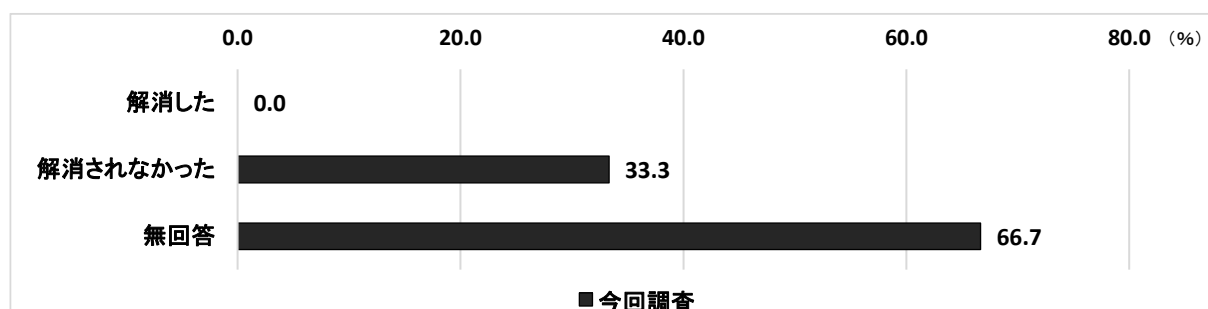
- 「困ったことはない」が 57.1%で最も高く、次いで、「要求する業務に対応できない(42.9%)」、「コミュニケーションが取れない(14.3%)」と続いている。
- 前回調査と比較すると、「困ったことはない」が増加し、「継続勤務が不安定」、「障がい者をサポートするスタッフの負担が大きい」、「事故・危険性を伴うため常時注意が必要」、「その他」が減少している。



【問10で1～5の回答した方のみ】

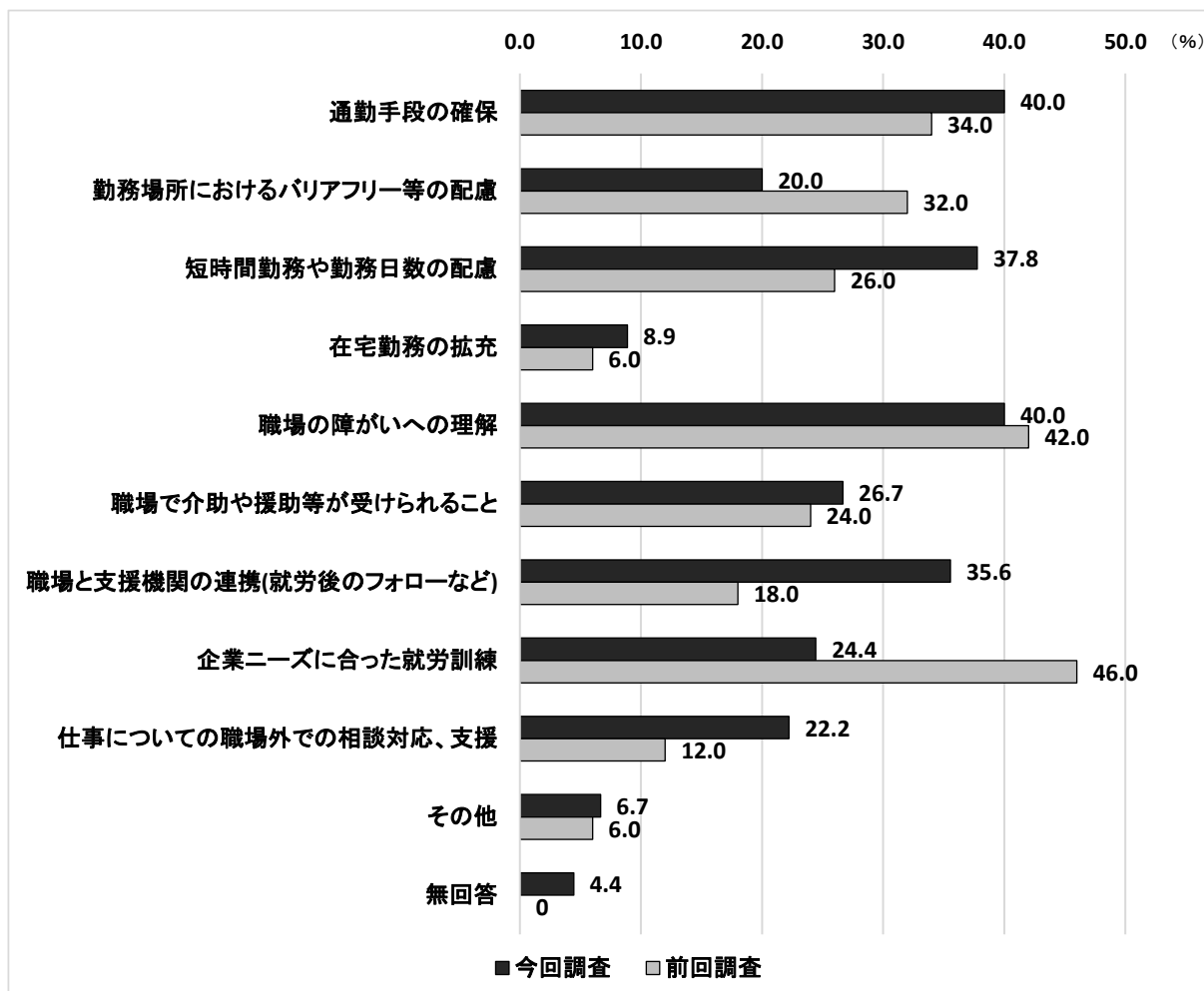
問11 問10で回答いただいた「困ったこと」は、その後解消されましたか。解消された場合、そればどのような方法でされましたか。

- 「解消した」が 0.0%、「解消されなかった」が 33.3%となっている。



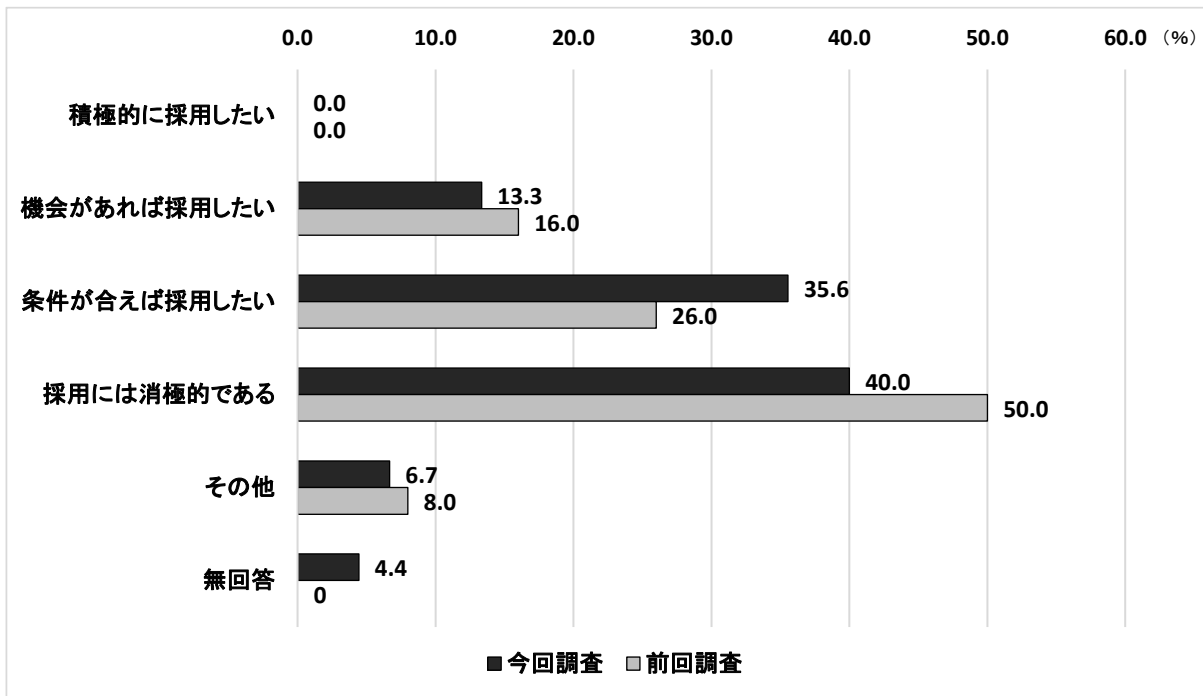
問12 貴社が、障がいのある人を採用するにあたり、障がいのある人に対してどのような支援が必要だと思いますか？(複数回答可)

- 「通勤手段の確保／職場の障がいへの理解」が 40.0%で最も高く、次いで、「短時間勤務や勤務日数の配慮(37.8%)」、「職場と支援機関の連携(就労後のフォローなど)(35.6%)」と続いている。
- 前回調査と比較すると、「短時間勤務や勤務日数の配慮」、「職場と支援機関の連携(就労後のフォローなど)」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が増加し、「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」、「企業ニーズに合った就労訓練」が減少している。



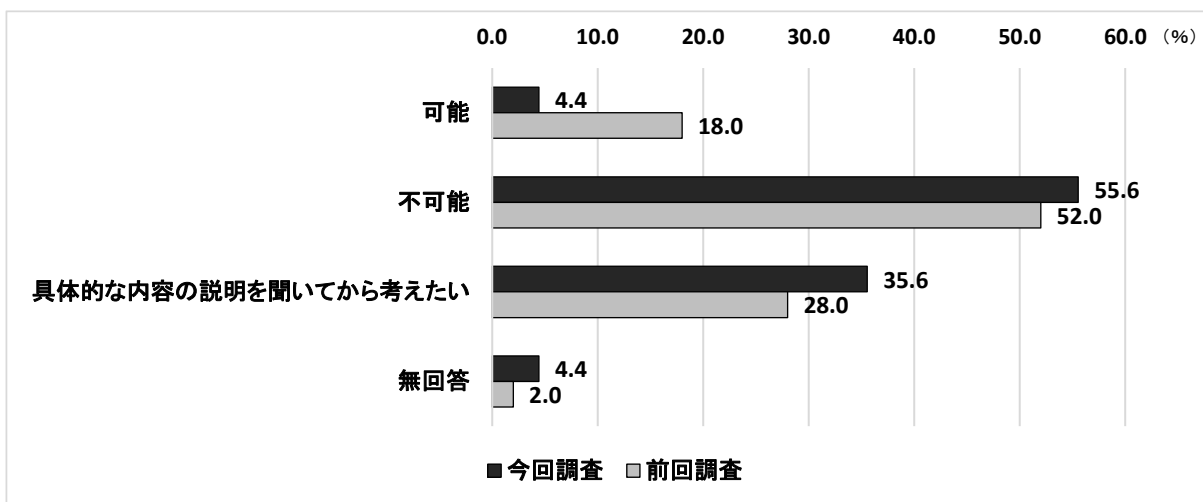
問13 今後の障がい者採用の方針はいかがですか？

- 「採用には消極的である」が 40.0%で最も高く、次いで、「条件が合えば採用したい(35.6%)」、「機会があれば採用したい(13.3%)」と続いている。
- 前回調査と比較すると、「条件が合えば採用したい」が増加し、「採用には消極的である」が減少している。



問14 障がいのある人の※職場体験事業の受け入れは可能ですか？

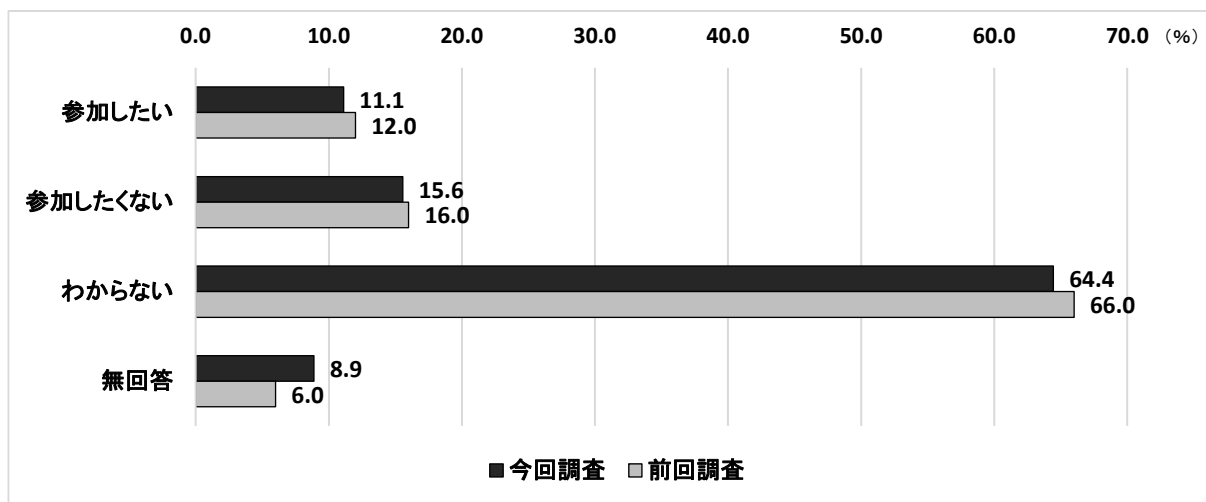
- 「不可能」が 55.6%で最も高く、次いで、「具体的な内容の説明を聞いてから考えたい(35.6%)」、「可能(4.4%)」と続いている。
- 前回調査と比較すると、「具体的な内容の説明を聞いてから考えたい」が増加し、「可能」が減少している。



問15 障がい者雇用に関する研修会、勉強会があったら参加してみたいですか？

○「わからない」が 64.4%で最も高く、次いで、「参加したくない(15.6%)」、「参加したい(11.1%)」と続いている。

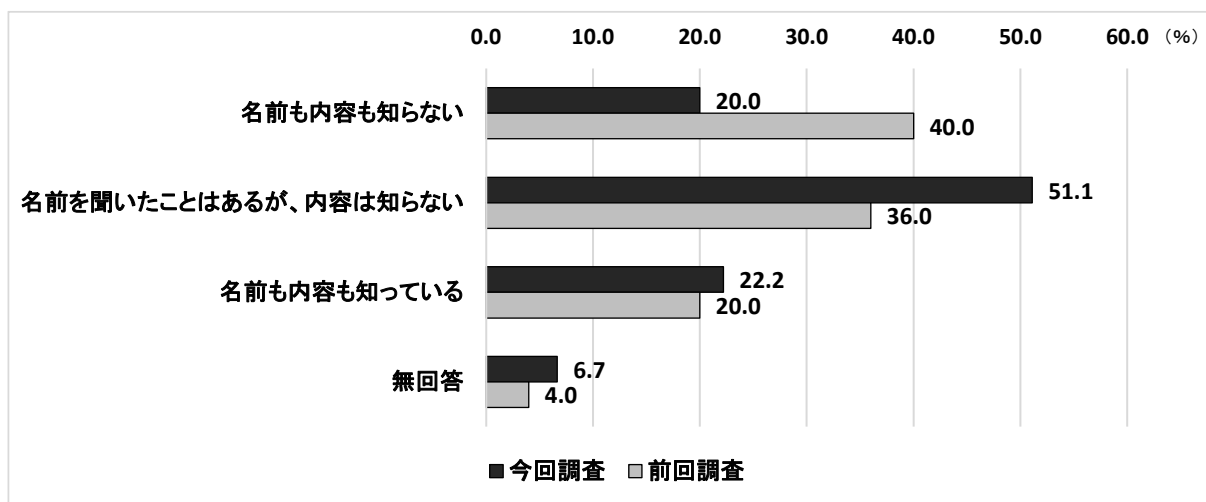
○前回調査と比較し、大きな変化は見られない。



問16 障害者差別解消法について知っていますか。

○「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 51.1%で最も高く、次いで、「名前も内容も知っている(22.2%)」、「名前も内容も知らない(20.0%)」と続いている。

○前回調査と比較すると、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が増加し、「名前も内容も知らない」が減少している。



VI 自由意見

(1)18 歳以上

No	年齢	性別	居住地	自由記述
1	50～59歳	女性	士幌町内	病院、ケアハウス、保育所の道、街灯を全部とは言いません 何ヶ所か付けてほしいです。朝散歩、運動をしています。足元が見えず危ない目に合ってます。(転びそうになってる) 検討してほしいですね。
2	30～39歳	男性	士幌町内	・士幌町役場の車イス用の駐車場ですが、車イスの人が1人だった場合、坂の手前で車を降りて、あの急な坂を1人でのぼれません。そのまま坂を車で上がり、屋根のある場所に駐車スペースを作るべきです。介助者の私が、後ろから車イスを押しましたが、坂も急で、雪ですべるし、すごく大変でした。早急に対応してください。・雪かきが出来ない障がい者の支援はされてるのでしょうか？近所の方が見かねて、やってくれたりもするのですが…。・停電時など、障がい者へのサポートをして欲しいです。トイレが使えなかったり、とても大変です。一時的に病院などにひなんなど対応して欲しいです。・どんな支援が受けられるのか、全然分からないので、もしかしたら受けれるものも受けていないかもしれない。なにか個別に手紙などで教えることが出来るのであればお願いしたい。
3	30～39歳	女性	士幌町内	・特老はあるが、老健もあつたらいいと思う ・ケアハウスのような施設はもっとあつたらいいと思う→自立しているが、人の目があつた方が安心して生活できるタイプ
4	50～59歳	男性	士幌町内	一緒にいる家族が年を取って、見ていけない場合は、どうしたら良いのでしょうか？ 士幌町内の施設に入りたいのですが、どこに相談したら良いですか？ おしえてほしいです。
5	40～49歳	男性	十勝管内	困っている事は特にない。
6	50～59歳	女性	士幌町内	中途難失聴者は手話ができない方が多いです(私もそうです) ろうの方が病院等にかかる時は手話通訳の派遣は北海道内OKですが要約筆記については町内のみ。これでは通院や緒手続きに支障があります。中途難失聴者の場合も町外、帯広市等についても派遣を認めていただけますようよろしくお願いいたします。

(2)児童

No	性別	所属先	自由記述
1	男性	小学校	何かと帯広まで行かないと行けないのが地味に大変。
2	女性	中学校	①小学校の支援の先生方は色々親身になって相談に乗ってくれたり本人のために色々考えてくれましたが、中学校の支援はほとんどあってないようなものです。発達障がいの子供の進学の事を質問してもわからないし、調べてくれるわけでもなく、支援員の意味がないと思います。色々な障がいがある事をもっと勉強してほしいです。すずらんの家には大変お世話になりました。ありがとうございます。でもすずらんは送迎のサービスがあるのにほのぼのホームには送迎がないのはなぜでしょうか？ あると家族はとても助かると思います。
3	男性	高等学校	中学校の時、毎年担任が変わっていました。色々ときおうしないとならないのはわかりますが、1、2年の時ぐらいい一緒の担任でないと入学して覚えなきゃいけないことも多いなか先生がころころ変わるのがいいことなのかと考えさせられました。子どもも先生になれたと思ったら、2年生、3年生になってしまったという感じだったので
4	男性	中学校	今、中学校に通っているのですが、特別支援の先生の態度が悪い人がいる。特かく中学校の先生に安心してお願いできる先生がいない。特に今年、担当してくれた先生は、子供も嫌がってました。もっといい先生を、中学校に入れて欲しいです。
5	男性	保育所・こども園	どの様な施策があるのかがわかりません
6	男性	高等学校	ある程度年齢が高くなれば、放課後等デイサービスや日中一時支援も受けられなくなる。将来の事を考えてもグループホームなど入れる所もない。町内の受け入れ可能な事業所や企業さんがあったとしてその情報もどこに行けばわかるのか。サポートファイルほろっとは本来の機能をはたせているのか。小中学校での支援担当になった教員も、支援員さんもほとんどの人が専門知識がないので、たまたま指導の仕方が子どもと合えばいいが、逆に傷つけるだけの存在の人もいるので、教員や支援員さんも北翔大学の石塚先生の講演を受けたり、何かしらの勉強会などをして、考え方や指導の仕方がある程度基本的な所くらいは統一してほしいと思います。
7	女性	小学校	障がい者相談支援専門員の相談ができなくなると聞きました。専門員さんの存在を最近知って、これからという時に…ぜひ相談支援専門員の確保をお願いします！！

No	性別	所属先	自由記述
8	女性	小学校	小学校5年生の子がいます。そのこが、支援をつけてもらっています。言葉の教室にも通っていて、すごくありがたいと思っています。ですが、なかなか子供の勉強がおぼえられず、家でも色々してあげたいのですが、8時～17:30くらいまで仕事をしています。残業の時もあり、帰ってきてから家のこともやらなければいけないので、子供の勉強はもちろん、話もなかなか聞いてあげられません。5年生の他に3人の子供がいるので、仕事をやめる事はできません。就学援助も、うけていますが…。もっと子供とむきあってちゃんとしてあげたいです。
9	男性	中学校	小学校、中学校、支援学級の先生方の知識の向上を求めます。自分達が調べて行動に移したくても、先生方が知らない、わからないということが多く、子供達の選択肢はなくなり(本来あるもの)、その子達に合ったやり方ができずに、進めるものも進めないと思います。支援に関わる方は、特に子供にとって大きな影響を与えたいと思います。
10	男性	小学校	今は小学校の支援の在籍で手厚くサポートしてもらい助かっているが中学校で今のようにサポートしてくれるかがとても不安。
11	女性	小学校	家と外で、行動が違い、困っている事を分かってもらいにくいです。家族以外に暴力しないか心配でたまらず、また、今はまだ子ども達も幼いので力づくでおさえられるが、そろそろ限界に近づいていて、どうすればいいか悩んでいます。また、親である私が入院など必要になった時にどうしたらいいのか分からず、心配です。

(3)一般町民

No	年齢	性別	自由記述
1		女性	町民に知ってもらうには役場ダヨリ等にわかりやすく説明してほしい
2	65歳以上	男性	めんどろを見ている人のギャラや人間性や生活環境の充実も大事な。スポーツのオリンピックもいいけど人間性のオリンピックもあってもいいのでは。そしてプロ野球のドラフトみたいに高給で雇う。中国の楊貴妃みたいな人(みかけだけじゃない)
3	18～29歳	男性	障がい者の方が気軽に相談できる場があると良い。
4	65歳以上	男性	障がい者に対し余り手を差しのべることが余計なお世話になるかも知れない。障がい者対策は障がい者が考えるべきだと思う。
5	30～39歳	男性	差別解消はとても大切です。しかし、解消する必要があるという事実の方をもっと重要視すべきかと。すべて税金で行われていること。自分の税金がただ法律だからという理由で特定の個人に使われることに疑問をもつことはある。大事なことは予算をつけるのではなく、みんなの“心もち”を変えること。きっとわかっているけれど大変だから国も法律にして地方に丸投げなんだと思う。そのことに向き合わないと、障がい者の方が得な世の中に向かっていってしまう。
6	40～49歳	女性	・町内で働ける場所が少ない
7	65歳以上	女性	障がい者ではありませんが、やっと日常生活を過している状態です障がい者の認定は少し位不十でも受けられないと聞いています 介護も同じで、デイサービスに行きたくても、介護要の段階によって金額の負担がちがってくるのか？私には分からない事ばかりで、この先不安な事ばかりです。関係のない話だったかもしれませんが。すみません。
8	65歳以上	女性	外見的障がい者は見ても解りますが、オストメイトや人工関節の人等は解りません… その人達への対応について知りたいです
9	18～29歳	女性	・駐車場をもっと使いやすくして欲しい。(お年寄り、車いすだけでなく小さい子どもにも使いやすく) ・小さな町だけど、もっと子どもの障がいがある子に支援は必要。この紙に書いた所で何も変わらないし期待してません。
10	30～39歳	女性	身内にヘルプマーク保持者がいますが、認知度が低いこともあり活用できていないように感じます。多様な症状に使用されるマークなので、声のかけ方や確認のしかた、もっと認知が広まればよいと思う。
11	30～39歳	女性	どのような事で困っているか何を改善したらすごしやすくなるのか、障がいのある方々に(しせつで働く方々や)きいてみないと、何をしてあげればいいのか力になりたいのですが、どこまで手を出してあげていいのかわかりません。何かこうしてほしいなあとかの声を町の方々に届けられるとみなさんの心がけがかわってくるかもですね。(まとめて下さっていたらごめんなさい) みんなのすみやすい地域はとてもいいと思います。

No	年齢	性別	自由記述
12	50～59歳	女性	身体や精神に障がいがあると、「こわい」と思われがちですね。実際に手の欠損があったり体が変形していたりするとじーっと見られたりすることが多くあるように思います。小さな頃から一緒にいるなど身近な方に障がいがあるお子さんはそれが自然なことなのでもの珍しい変見の目で見ること少ないのでしょうか。色々な障がいがあるのでそうとも思えません。体の形はちがってもみんな気持ちは同じなんだよと小さい頃から教育と言うか、障がい児者との交流があったりすれば、「こわい、気持ち悪い」と思わなくなってくれるのでしょうか。少人数での交流会等あれば良いのではないかと考えたりします。色々な障がいがあつて困っている方が沢山いらっやって、少しでも理解、協力できたら良いですね。
13	50～59歳	女性	以前ほのぼののホームへの通所を希望していましたが、人が足りない、みれない、という理由でことわられてしまいました。希望者には、誰でも受け入れてもらえる体制をしてもらいたいです。近くにあるのに届くまで通わなくてはならないのはおかしいと思います。家族の時間、負担が増えてしまいました。仕事の時間変更など
14	65歳以上	男性	年とったら病院へいったらダメか？

(4)企業

No	業種	自由記述
1	卸売・小売業	・障がいの度合にもよります ・現在は求人は無いです
2	建設業	当社が現場労働者を主に雇用する業務内容でない会社(事業所)でなければ採用する事を考えたりする事は可能ですが、現状の仕事では障がいの有る方と仕事をする事は難しいと考えられます。只、今後、会社が多くなり、事務所作業の内容等が増えれば、考えられなくないですが、現状は今いる人数で十分です。特に専門的知識も必要になってきますし。(建築士資格等) 若い子に多いADHD等の発達障がい等の事なども考えなければならぬと思いますが、そのような発達障がい等も支援に該当するのでしょうか？
3	製造業	本アンケートの回答内容については、土幌町に事業所をおく企業全体のものとなります。
4	農林漁業	公共の方のサポート体制がしっかりしているなら採用を考えてみたい会社はあると思います。都度、町内の事業に声かけをつづけてほしいです。
5	建設業	障がい者の障がい程度が知りたい。建設業のため、危険がつきものですので…
6	農林漁業	消極的な解答で申し訳ありません。今は機械操作が多く、手作業でも分量の正確性が求められたり等、間違いや事故がおきると経営に大ダメージを受ける危険があります。生きもの相手なので、仕事が毎日同じではなく、状況によって常に判断し、変化する作業なので、障がいを持たれている方にどれくらい対応できるかな？と考えてしまうところです。あと、大家畜なので普通に危険です… 子牛や牛と関らない部署なら、いくらかは可能性あるかもですが… うち肉牛牧場です
7	飲食店・宿泊業	給与が同じで、業務内容が軽減されているので、一般社員やパート社員からの不満がたまってしまう。中小企業では難しいと思います。
8	卸売・小売業	現在、作業の方お願いしている。町の理解も必要だが、今後は、幕別町さんがすでに行っている。図書館の本のブックカバーかけを土幌町でも行っていただきたい。

3 パブリックコメントの実施・結果

素案の作成後、町民からご意見の募集(パブリックコメント)を実施しました。パブリックコメントの実施にあたっては、役場だより及び土幌町ホームページを通じて周知し、実施しました。

1. 実施状況

- ・実施日 令和5年12月19日～令和6年1月15日
- ・実施方法 総合福祉センターでの閲覧及び土幌町ホームページでの公募
- ・提出者数 0名
- ・意見件数 0件

2. 提出された意見の要旨とそれに対する町の考え方

- ・意見(要旨)

- ・考え方

4 計画の諮問・答申

士幌町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画並びに 第3期障がい児福祉計画の策定について(諮問)

本町においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の基本理念である「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指し、「士幌町障がい者計画・第6期障がい福祉計画」を策定し施策の推進を図ってきましたが、令和5年度末で計画期間が終了となります。

障害者基本法第11条、障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、「士幌町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画並びに第3期障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)」の策定にあたり、士幌町保健医療福祉総合推進協議会条例第2条の規定により、士幌町保健医療福祉総合推進協議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和5年2月9日

士幌町保健医療福祉総合推進協議会会長 様

士幌町長 高木 康弘

士幌町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画並びに 第3期障がい児福祉計画の策定について(答申)

令和5年2月9日付けで当協議会に諮問された士幌町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について、これまで障がい者やその家族、町民、町内企業等の方々に対しアンケートを実施し、実態把握に努めるとともにパブリックコメントを実施するなど慎重に審議をまいりました。

その結果、計画の基本方針、具体的な目標実現に向けた施策の推進等の考え方を盛り込みまとめましたので、ここに答申します。

令和6年2月20日

士幌町長 高木 康弘 様

士幌町保健医療福祉総合推進協議会
会長 力石 憲二

5 計画策定経過

令和5年 2月 9日	令和4年度第2回保健医療福祉総合推進協議会 (アンケート案)
令和5年 2月 20日	アンケート調査実施
令和5年 5月 26日	令和5年度第1回保健医療福祉総合推進協議会 (アンケート結果)
令和5年 7月 27日	令和5年度第2回保健医療福祉総合推進協議会(骨子案)
令和5年10月 31日	自立支援協議会(素案)
令和5年11月 28日	令和5年度第3回保健医療福祉総合推進協議会(素案)
令和5年12月 19日	パブリックコメント(令和6年1月15日まで)
令和6年 1月 18日	自立支援協議会(原案)
令和6年 1月 23日	令和5年度第4回保健医療福祉総合推進協議会(原案)
令和6年 2月 20日	令和5年度第5回保健医療福祉総合推進協議会(答申)

6 土幌町保健医療福祉総合推進協議会条例

平成14年3月20日

条例第10号

(設置)

第1条 町民のいのちと健康を守り、安心と生きがいのある地域社会の実現に向け、町民の参画と保健・医療・福祉の機能連携を図り、総合的な地域ケアシステムを推進するために土幌町保健医療福祉総合推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 町長の諮問に応じ、保健・医療・福祉に関する計画を策定すること。
- (2) 保健・医療・福祉の重要事項に関する調査・研究すること。
- (3) 保健・医療・福祉の機能連携の推進に関すること。
- (4) 生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた情報の共有及び協働による資源開発等の推進に関すること。
- (5) その他、設置目的にそった、保健・医療・福祉の総合的推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により決める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月9日条例第9号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

7 土幌町保健医療福祉総合推進協議会委員名簿

令和5年4月1日現在

N o	委員	氏名	備考
1	委員	力石 憲二	学識経験者(元教育委員長)
2	委員	佐藤 弘夫	学識経験者(社会福祉協議会会長)
3	委員	波多野 義弘	学識経験者(介護士)
4	委員	藤澤 晴美	学識経験者(看護師)
5	委員	竹下 和良	学識経験者(町国保病院)
6	委員	高橋 典代	公募
7	委員	大口 裕司	公募
8	委員	井原 力也	老人クラブ連合会
9	委員	高橋 弘行	土幌町農業協同組合
10	委員	谷本 珠美	女性団体連絡協議会
11	委員	高下 慎一	土幌町商工会
12	委員	樋口 正寛	民生児童委員協議会
13	委員	藤内 昇	十勝地区身体障害者福祉協会土幌町分会
14	委員	和田 晴男	障がい者支援の会

8 土幌町自立支援協議会名簿

令和5年4月1日現在

No	所 属	氏 名
1	NPO法人土幌町障がい者支援の会	原尾 正美
2	こども発達相談センター	狩野 信也
3	こども発達相談センター	朝井 知恵
4	教育委員会事務局教育課	川岸 滋一
5	教育委員会事務局教育課学校教育係	進士 晃大
6	保健福祉課	佐藤 慶岩
7	保健福祉課	福田 剛大
8	保健福祉課地域福祉係	梅津 栞

**士幌町障がい者計画・
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画**

(令和6年3月)

士幌町保健福祉課

〒080-1219

北海道河東郡士幌町字士幌西 2 線167番地

電話:01564-5-2006 Fax:01564-5-2127

e-mail:fu-fukushi@shihoro.jp